

(案)

報告

「軍事的安全保障研究に関する声明」への 研究機関・学協会の対応と論点



2020年〇月〇日
日本学術会議
科学者委員会

軍事的安全保障研究声明に関するフォローアップ分科会

この提言は、日本学術会議科学者委員会軍事的安全保障研究声明に関するフォローアップ分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議科学者委員会
軍事的安全保障研究声明に関するフォローアップ分科会

委員長	佐藤 岩夫	(第一部会員)	東京大学社会科学研究所長、教授
副委員長	藤井 良一	(連携会員)	大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構長
幹事	大杉 立	(第二部会員)	八ヶ岳中央農業実践大学校副校长
幹事	玉野 和志	(連携会員)	東京都立大学人文科学研究所教授
	橋本 伸也	(第一部会員)	関西学院大学文学部教授
	深田 吉孝	(第二部会員)	東京大学大学院理学系研究科生物科学専攻教授
	相澤 彰子	(第三部会員)	国立情報学研究所コンテンツ科学研究系教授
	大倉 典子	(第三部会員)	中央大学大学院理工学研究科客員教授
	渡辺 芳人	(第三部会員)	総合研究大学院大学理事
	川口 慎介	(連携会員)	国立研究開発法人海洋研究開発機構研究員
	岸村 顯広	(連携会員)	九州大学大学院工学研究院応用化学部門・九州大学分子システム科学センター准教授
	小森田秋夫	(連携会員)	神奈川大学特別招聘教授

本提言の作成にあたり、以下の職員が事務を担当した。

事務局	犬塚 隆志	参事官（審議第二担当）
	野村 周弘	企画課課長補佐
	東 祐介	企画課総括係

要 旨

1 はじめに

日本学術会議は、第23期において、「軍事的安全保障研究に関する声明」（2017年3月24日。以下「声明」という。）及びこれと一体をなす報告「軍事的安全保障研究について」（同年4月13日。以下「報告」という。）を発出した。

「声明」では、「大学等の研究機関における軍事的安全保障研究、すなわち、軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にある」ことを確認した上で、大学等の各研究機関に対して、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けることを求め、また、学協会等に対しては、それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定することを求めた。

その一方、「声明」は、「研究の適切性をめぐっては、学術的な蓄積にもとづいて、科学者コミュニティにおいて一定の共通認識が形成される必要がある」と述べ、「科学者を代表する機関としての日本学術会議は、こうした議論に資する視点と知見を提供すべく、今後も率先して検討を進めて行く」ことを自らの責務として確認した。

「声明」が確認したこのような責務を果たす一環として、第24期の日本学術会議は、「声明」が大学等研究機関及び学協会においてどのように受けとめられているかのフォローアップとして、大学等研究機関を対象とする調査（以下「大学等研究機関アンケート」という。）及び学協会を対象とする調査（以下「学協会アンケート」という。）を行った。本報告は、それらの調査結果を分析するとともに、そこから抽出された論点を整理したものである。

2 調査の概要

(1) 大学等研究機関アンケート

「声明」の発出から約1年が経過した2018年2月から同3月の期間に、日本学術会議科学者委員会が主体となり、「声明」についての大学等研究機関の受けとめ、及び、軍事的安全保障研究に関する大学等研究機関の対応の実状等を明らかにすることを目的とするアンケート調査を実施した。調査対象は、全国の国公私立大学、大学共同利用機関、国立研究開発法人、民間の独立の研究機関のうち一定の基準で選定された合計183機関であり、これに対して、135の機関から回答が得られた（回収率73.8%）。

なお、大学等研究機関アンケートにおいては、各研究機関に対して、軍事的安全保障研究（あるいは一般的に、軍事や平和に関わる事項と研究・教育との関係）や、防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度への応募等に関する方針（ガイドライン）・規則・申し合わせ等（以下「規則類」という。）がある場合はその情報の提供を求める形で、軍事的安全保障研究に関連する規則類も収集した。

(2) 学協会アンケート

2020年1月に、日本学術会議科学者委員会「軍事的安全保障研究声明に関するフォロ

一アップ分科会」が主体となり、軍事的安全保障研究に関する各学協会の対応の実状等を明らかにすることを目的とするアンケート調査を実施した。調査対象は、日本学術会議に登録されている協力学術研究団体 2,037 団体であり、これに対して、379 団体から回答が得られた（回収率 18.6%）。

3 調査結果の分析と論点

上記の 2 つのアンケート調査の結果及び規則類の分析からは、「声明」及び軍事的安全保障研究をめぐる大学等研究機関、学協会の取り組みに関する貴重な知見が得られると同時に、いくつかの重要な論点も抽出された。主な論点は下記の通りである。

(1) 「声明」をめぐる基本的評価

とくに大学等研究機関アンケートからは、「声明」が大学等研究機関によって真摯に受けとめられ、各研究機関の対応に重要なインパクトを与えたことが確認された。他方、大学等研究機関アンケートにおいて、「声明」の基本的立場への懷疑の意見も見られた。

(2) 「軍事的安全保障研究」の概念とその適用

大学等研究機関アンケートにおいて、「声明」をきっかけに軍事的安全保障研究の概念を学内の方針、申し合わせ等に採用する研究機関がある一方、軍事的安全保障研究の定義が不明確であるとの指摘もあった。学協会アンケートにおいても、軍事的安全保障研究に該当するかどうかの判断が微妙な事例の指摘や、軍事的安全保障研究としての線引きが困難であるとの意見が見られた。

(3) 軍事的安全保障研究の適切性に関する審査制度の設計

「声明」は、大学等研究機関に対して、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究の適切性を審査する制度の創設を求めたが、この審査の手続と基準について、とくに規則類の分析から、具体的取り組みの状況と実例についての豊富な情報が得られた。

(4) 「学問の自由」の理解

「声明」は、「学問の自由」にとって学術研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が本質的に重要であるとの見地から、「軍事的安全保障研究は学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にある」ことを確認し、「学問の自由」を擁護する立場から、軍事的安全保障研究の適切性に関する審査制度や、それぞれの学術分野の性格に応じたガイドライン等の設定を求めた。これに対して、大学等研究機関アンケート及び学協会アンケートの中には、研究活動の制限は学問や研究の自由の原則に反するとの意見が見られた。

これらの論点について、本報告では、まず、「声明」の立場を改めて確認する作業を行った。上記論点に関わる大学等研究機関及び学協会の意見の中には、すでに「声明」（及び「報告」）の中に回答が用意されている事柄も少なくないからである。その上で、本報告は、「声明」の立場とは異なる、あるいは「声明」の射程を超える指摘についても確認し、今後のさらなる議論の参考に供することとした。本報告で示した大学等研究機関、学協会の取り組みに関する知見、及びそこから抽出された論点等について、また日本学術会議が果たすべき役割について、日本学術会議としてもさらに議論を深めていく必要がある。

目 次

1	はじめに	1
2	大学等研究機関アンケートの集計結果	2
(1)	調査の概要	2
(2)	軍事的安全保障研究に関する基本原則・方針等の有無	3
(3)	「声明」への対応	4
(4)	軍事的安全保障研究についての審査制度の有無	4
(5)	防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」等への対応について	5
(6)	小括	6
3	学協会アンケートの集計結果	7
(1)	調査の概要	7
(2)	軍事的安全保障研究に関する議論の状況	8
(3)	軍事的安全保障研究と関する規則や方針の状況	9
(4)	軍事的安全保障研究に関する方針や方向性の内容	9
(5)	軍事的安全保障研究に関する規則や指針の内容	9
(6)	軍事的安全保障研究について今後検討が必要な事項	10
(7)	軍事的安全保障研究に関わる可能性のある学協会の意見	10
(8)	小括	11
4	大学等研究機関の規則類の分析	11
(1)	軍事的安全保障研究に関連する規則類の収集	11
(2)	軍事的安全保障研究に言及する規則類の類型	12
(3)	規則類の類型と制定時期の関連性	12
(4)	対象を同定する基本概念の選択—「軍事的安全保障研究」「軍事研究」ほか	13
(5)	資金源への言及	13
(6)	審査手続の類型	14
(7)	審査基準の要素	14
(8)	設置形態別の特徴	15
(9)	個別事案への適用例の重要性	15
5	抽出される論点の整理	15
(1)	整理の方針	15
(2)	論点整理	15
①	「声明」をめぐる基本的評価	15
②	「軍事的安全保障研究」の概念とその適用	17
③	軍事的安全保障研究の適切性に関する審査制度の設計	18
④	「学問の自由」の理解	20
(3)	科学者コミュニティとしての議論の継続の重要性	20

<参考文献>	21
<参考資料 1>審議経過	22
<付録 1>大学等研究機関アンケート関係資料	23
<付録 2>学協会アンケート関連資料	56
<付録 3>日本学術会議、声明「軍事的安全保障研究に関する声明」、2017 年 3 月 24 日	
<付録 4>日本学術会議、安全保障と学術に関する検討委員会、報告「軍事的安全保障研究について」、2017 年 4 月 13 日	

1 はじめに

日本学術会議は、第23期において、安全保障に関する事項と学術とのあるべき関係を審議することを目的に、課題別委員会「安全保障と学術に関する検討委員会」を設置し、同委員会の審議結果を踏まえて¹、2017年に、「軍事的安全保障研究に関する声明」（2017年3月24日。以下「声明」という。）[1]及びこれと一体をなす報告「軍事的安全保障研究について」（2017年4月13日。以下「報告」という。）[2]を発出した。

「声明」では、「近年、再び学術と軍事が接近しつつある中」で「大学等の研究機関における軍事的安全保障研究、すなわち、軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にある」ことを確認し、日本学術会議が過去に発出した「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明（1950年）及び「軍事目的のための科学的研究を行わない声明」（1967年）の2つの声明を継承することを明らかにした。さらに「声明」は、「研究成果は、時に科学者の意図を離れて軍事目的に転用され、攻撃的な目的のためにも使用されうるため、まずは研究の入り口で研究資金の出所等に関する慎重な判断が求められる」とした上で、大学等の各研究機関に対しては「軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである」とし、また、学協会等に対しては「それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定すること」を求めた。

その一方、「声明」は、「研究の適切性をめぐっては、学術的な蓄積にもとづいて、科学者コミュニティにおいて一定の共通認識が形成される必要があり、個々の科学者はもとより、各研究機関、各分野の学協会、そして科学者コミュニティが社会と共に真摯な議論を続けて行かなければならない」と述べ、「科学者を代表する機関としての日本学術会議は、こうした議論に資する視点と知見を提供すべく、今後も率先して検討を進めて行く」ことを自らの責務として確認した。

「声明」が確認したこのような責務を果たす一環として、第24期の日本学術会議は、「声明」が大学等研究機関及び学協会においてどのように受けとめられているかのフォローアップの作業を行うこととし、まず科学者委員会において、①2018年2月から3月の時期に、全国の大学等研究機関を対象に、「声明」についての各研究機関の受けとめ、及び、軍事的安全保障研究に関する各研究機関の対応の実状等を明らかにするアンケート調査（以下「大学等研究機関アンケート」という。）を実施するとともに、②同アンケートの中で、各研究機関に対して、i) 軍事的安全保障研究（あるいは一般的に、軍事や平和に関わる事項と研究・教育との関係）についての基本原則（憲章等）・方針（ガイドライン）・規則・申し合わせ等、ii) 軍事的安全保障研究の適切性に関する審査制度についての文書・規則等、iii) 防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度への応募に関する方針（ガイドライン）・審査手続についての文書・規則等、iv) 安全保障技術研究推進制度以外の防衛省・防衛装備庁と

¹ 安全保障と学術に関する検討委員会は、2016年6月から2017年3月まで計11回開催された。各回の資料・逐語的議事録は、日本学術会議のウェブサイトに掲載されている。

<http://www.sci.go.jp/ja/member/iinkai/anzenhosyo/anzenhosyo.html>

の研究協力に関する方針（ガイドライン）・審査手続についての文書・規則等（以下、これらを合わせて「規則類」という。）がある場合はその情報の提供（規則類が掲載されているURLあるいは規則類のコピー等）を求める形で、軍事的安全保障研究に関する規則類を収集した。

その後、科学者委員会の下に設置された「軍事的安全保障研究声明に関するフォローアップ分科会」（以下「本分科会」という。）がこの作業を引き継ぎ、③2020年1月に、学協会を対象に、軍事的安全保障研究に関する各学協会の対応の実状等を明らかにするアンケート調査（以下「学協会アンケート」という。）を実施した。

上記一連の調査を踏まえて、本分科会において、それらの調査結果を分析し、そこから抽出された論点を整理した結果が本報告である。本報告は、大学等各研究機関あるいは各学協会の対応の是非について論評を加えるものではなく、「声明」についての大学等研究機関・学協会の受けとめ、及び、軍事的安全保障研究に関する大学等研究機関・学協会の対応の実情を客観的に整理し、今後の議論の参考に供することを目的としている。

なお、大学等研究機関アンケート及び学協会アンケートの集計表を、末尾に＜付録＞として掲載した。また、各アンケート調査を実施する際に、回答結果を公表するときは回答機関名が特定されないよう匿名化することを約束したことをうけて、本報告では、回答はすべて匿名化した。

2 大学等研究機関アンケートの集計結果

(1) 調査の概要

日本学術会議科学者委員会は、「声明」の発出から約1年が経過した2018年2月9日から同3月20日²に、「声明」についての大学等研究機関の受けとめ、及び、軍事的安全保障研究に関する大学等研究機関の対応の実状等を明らかにすることを目的とするアンケート調査を実施した。調査対象は、全国の国公私立大学、大学共同利用機関、国立研究開発法人、民間の独立の研究機関のうち、①科研費の交付金額の多い上位150位までの大学・研究機関、②①以外のすべての国立大学、③①以外のすべての国立研究開発法人の合計183機関である。国の行政機関及び企業の中に設置されている研究機関は今回の調査対象からは除外した。

調査は、上記の調査対象機関に対して郵送で調査協力依頼を行ったうえで、回答は、各機関が、内閣府・共通意見等登録システム上に開設した回答画面に入力する方法で実施した（不正アクセスやなりすまし等を防止するため、調査対象機関には、個別にパスワードを発行する形で実施した）。

これに対して、135の大学等研究機関から回答が得られた（図表2-1）。回収率は73.8%と高く、軍事的安全保障研究の問題に関する全国の大学等研究機関の高い関心がうかがわれる結果となった。

² 初日の回答期限は2018年3月9日としていたが、以後も引き続き回答が届いたことから期間を延長し、3月20日に最終的に回答を締め切った。

図表 2-1 有効回答数及び回収率

	調査対象機関数	回答機関数	回収率 (%)
国公立大学	99	85	85.9
私立大学	44	31	70.5
大学共同利用機関	9	6	66.6
国立研究開発法人等（注）	31(27)	13(12)	41.9
合計	183	135	73.8

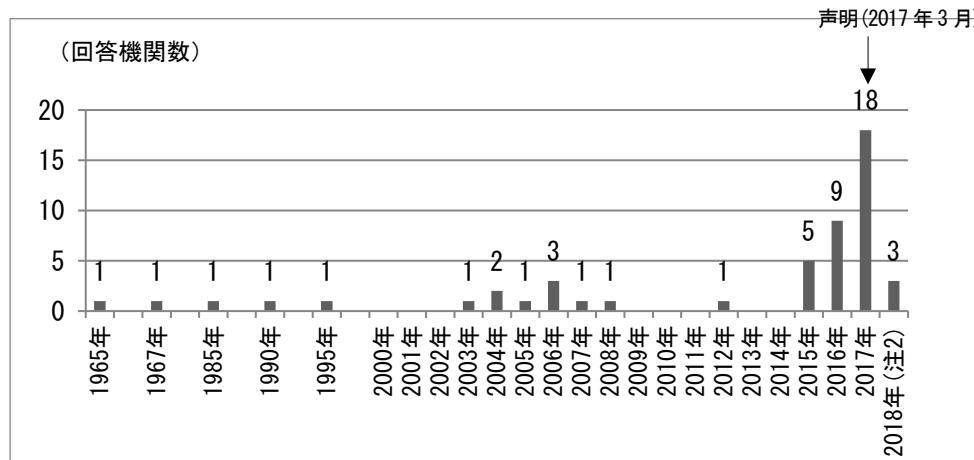
（注）国立研究開発法人等には、国立研究開発法人のほか、その他の国の研究所、自治体の研究所を含む。丸括弧内の数字は国立研究開発法人の数（内数）。

（2）軍事的安全保障研究に関する基本原則・方針等の有無

「軍事的安全保障研究」（あるいは一般的に、軍事や平和に関わる事項と研究・教育との関係）について、何らかの基本原則（憲章等）、方針（ガイドライン）、規則、申し合わせ等があるかの設問に対して、135 機関中、「ある」が 43.7%、「ない」が 37.8%、「検討中」が 18.5% であった。研究機関の種別で見ると、国公立大学（85 機関）では「ある」が 41.2%、「ない」が 37.6% で拮抗しているのに対して、私立大学（31 機関）及び大学共同利用機関（6 機関）では「ある」がそれぞれ 51.6%、66.7% と多く、他方、国立研究開発法人等（13 機関）では「ない」が約 7 割（69.2%）と多い特徴が見られた。

その基本原則・方針等が設けられた時期の回答は図表 2-2 の通りであり、2015 年頃から基本原則・方針等を定める動きが活発化している。これは、防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」の開始（2015 年度）や日本学術会議「安全保障と学術に関する検討委員会」の審議（2016 年 6 月～2017 年 3 月）の影響によるものと推認される。また、とりわけ 2017 年に基本原則・方針等を定める研究機関が急増していることからは、「声明」のインパクトが大きかったことが読み取れる。他方、軍事的安全保障研究に関する基本原則・方針等が設けられた時期の回答が 1965 年から長期にわたり途切れることなく

図表 2-2 軍事的安全保障研究に関する基本原則・方針等が設けられた時期



（注1）同一の機関で複数の時期を回答している場合は、あげられているなかで最も早い時期を集計した。制定時期と施行時期が併記されている場合は制定時期を、制定時期と改正時期が併記されている場合は制定時期を集計した。

（注2）2018 年は 1 月～3 月。

続いていることは、戦後日本の大学等研究機関が長期にわたり軍事的安全保障研究（軍事研究や平和）の問題に取り組んできたことも示している。

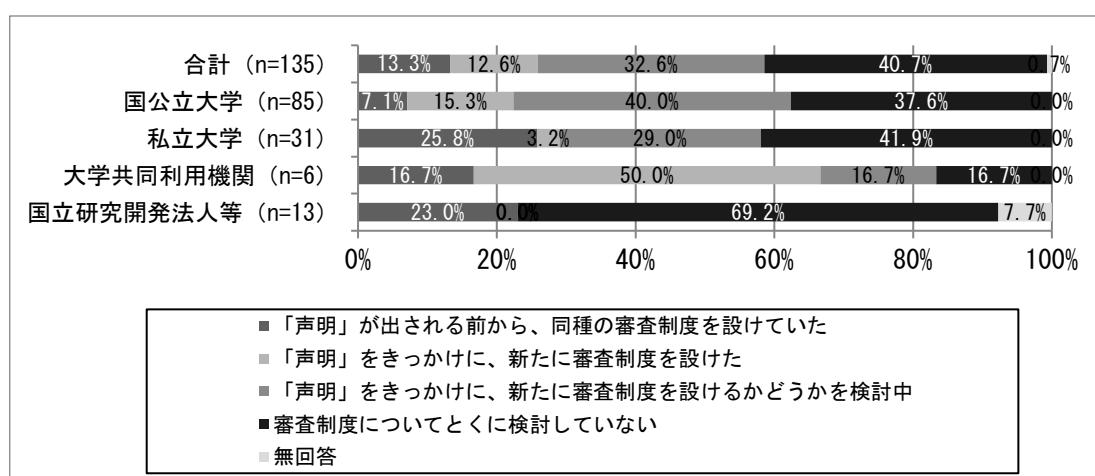
(3) 「声明」への対応

「声明」についてどのような対応を行ったかの設問について、回答機関全体（135 機関）では約 7 割が何らかの対応（「執行部レベルで、『声明』について報告または審議を行った」「評議会・理事会レベルで、『声明』について報告または審議を行った」「『声明』についての独自の検討組織（WG 等）を設置した」「部局・部門等に『声明』のことを周知した」「その他の対応を行った」のいずれか）を行っている。これに対して「とくに対応は行っていない」は約 3 割（29.6%）にとどまる。ただし、国立研究開発法人等（13 機関）では「とくに対応は行っていない」が 76.9% と多数であった。

(4) 軍事的安全保障研究についての審査制度の有無

「声明」では、大学等の各研究機関が、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきであるとの提言を行った。この提言をうけて何らかの審査制度を設けたり検討しているかの設問について、回答機関全体（135 機関）のうち、「『声明』が出される前から、同種の審査制度を設けていた」が 13.3%、「『声明』をきっかけに、新たに審査制度を設けた」が 12.6%、「『声明』をきっかけに、新たに審査制度を設けるかどうかを検討中」が 32.6%、「審査制度についてとくに検討していない」が 40.7%、無回答が 0.7% であった（図表 2-3）。半数近く（45.2%）の機関が、「声明」をきっかけに新たに審査制度を設けたり検討中であると回答したことは、軍事的安全保障研究に関する審査制度の整備をめぐる議論に「声明」が重要なインパクトを与えたことを示している。

図表 2-3 軍事的安全保障研究についての審査制度の有無



もっとも、「審査制度を設けるかどうかを検討中」と回答した機関（44 機関）のうち「結論を得る時期の具体的な見通しが立っている」は 4 分の 1（25.0%）にとどまり、残りの 4 分の 3（75.0%）は「具体的な見通しが立っていない」の回答であった。大学等

研究機関アンケートを実施したのは「声明」発出からまだ1年が経過したに過ぎない時期であったが、その後、これらの「検討中」の機関の検討結果がどうなったかについては引き続き調査の必要がある。

なお、「審査制度についてとくに検討していない」と回答した機関（55機関）について、その理由を見ると、「軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究が行われる可能性は殆どないため」が49.1%、「軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究は一切認めない方針であるため」が18.2%、「その他の理由で検討していない」が32.7%で、実質的必要性がないとして審査制度について検討していない機関も多い。

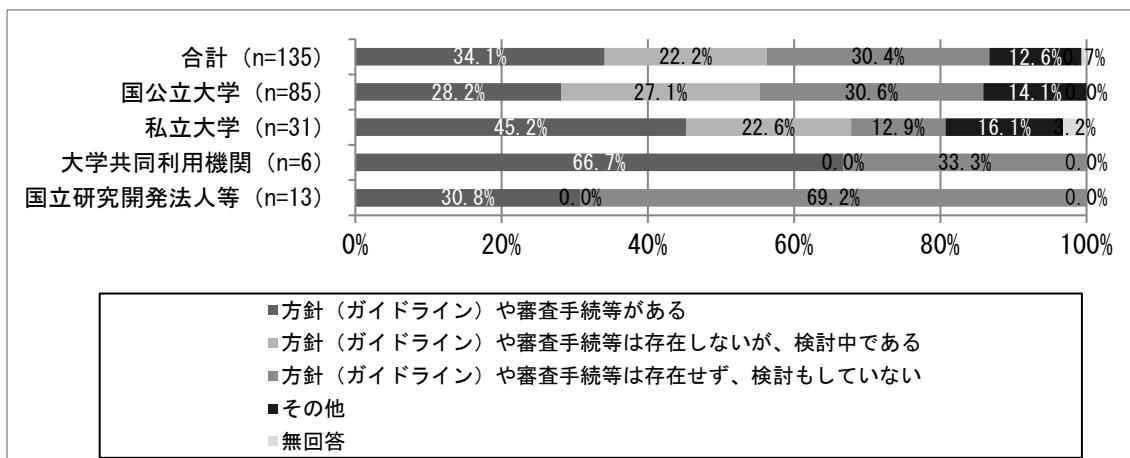
研究機関の種別で見ると、国立研究開発法人等（13機関）で「審査制度についてとくに検討していない」が約7割（69.2%）と多い特徴が見られた（図2-3）。

（5）防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」等への対応について

防衛装備庁が2015年度に開始した「安全保障技術研究推進制度」への応募を認めたことがあるかの設問については、135機関中、「ある」が22.2%、「ない」が75.5%、「わからない」が1.5%、無回答が0.7%であった。

「安全保障技術研究推進制度」への応募に関する方針（ガイドライン）や審査手続の有無の設問については、135機関中、過半数（56.3%）が「ある」または「検討中」の回答であり、これに対して、「存在せず、検討もしていない」は約3割であった（図表2-4）。ただし、国立研究開発法人（13機関）では、「存在せず、検討もしていない」の回答が約7割（69.2%）と多い特徴が見られた。

図表2-4 「安全保障技術研究推進制度」応募に関する方針・審査手続の有無



なお、「安全保障技術研究推進制度」への応募に関する方針や審査手続が「ある」と回答した機関（46機関）のうち半数（23機関）は「『声明』をきっかけに新設した」と回答しており、ここでも「声明」のインパクトが確認される。他方、「検討中」と回答した機関（30機関）のうち「結論を得る時期の見通しが立っている」は約4分の1（23.3%）にとどまり、4分の3（76.7%）は「具体的な見通しが立っていない」の回答であった。

最後に、最近10年間に、「安全保障技術研究推進制度」以外の防衛省や防衛装備庁と

の研究協力（以下「その他の防衛省等との研究協力」という。）があつたかの設問に対し、135 機関中、「ある」が 19.3%、「ない」が 63.0%、「研究機関への届出や報告を求めていないため、わからない」が 11.1%、「その他の理由でわからない」が 6.7% であった。「その他の防衛省等との研究協力」の実施に関する方針（ガイドライン）や審査手続の有無の設問については、135 機関中、「ある」が 31.1%、「検討中である」が 18.5%、「存在せず、検討もしていない」が 34.8%、「その他」が 11.1%、無回答が 4.4% であった。方針や審査手続が「ある」と回答した機関（42 機関）のうち半数（52.4%）は「『声明』が出される前から設けていた」の回答である一方、「『声明』をきっかけに新設した」（38.1%）と「『声明』をきっかけに改訂した」（2.4%）が合わせて約 4 割であった。

（6）小括

以上の通り、大学等研究機関アンケートからは、「声明」が大学等研究機関によって真摯に受けとめられ、各研究機関における軍事的安全保障研究に関する基本原則・方針等の制定、軍事的安全保障研究の適切性に関する審査制度の整備、防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」への応募に関する方針・審査手続の整備等に重要なインパクトを与えたことが確認された³。他方、軍事的安全保障研究の適切性に関する審査制度や「安全保障技術研究推進制度」応募に関する方針・審査手続について「検討中」とした機関では、「結論を得る時期の具体的な見通しが立っていない」の回答も多い状況であった。これらの「検討中」の結果がその後どのようになったかは、引き続き調査すべき課題である⁴。研究機関の種別で見ると、国立研究開発法人に、「声明」への対応や軍事的安全保障研究に関する基本原則・方針等の有無、軍事的安全保障研究の適切性に関する審査制度の検討状況等について、他とは異なる特徴が見られた。

また、大学等研究機関アンケートでは自由回答欄を設けたが、その記述からはいくつかの課題も浮かび上がった（それぞれの自由回答の内容は＜付録 1＞に掲載してある）。

第 1 に、「声明」の基本的立場については、「声明」への賛同の意見も多かった一方で、「日本学術会議の声明には現実と乖離している点があると感じる」との意見（その理由として、「安全保障技術研究推進制度」に対する「声明」の理解について、「制度の目的、防衛装備庁職員による進捗管理の評価、研究成果の公開性の担保等について事実誤認といえる箇所があること」等）や、「資金が防衛装備庁の『安全保障技術研究推進制度』であっても、その研究の目的や成果が社会や平和への貢献であるならば、問題はないと考える」との意見があった。

第 2 に、「声明」が採用した「軍事的安全保障研究」の概念をめぐって、「声明」をき

³ なお、「安全保障技術研究推進制度」への応募状況（研究代表者所属機関別）を見ると、「大学等」からの応募は、2015 年度が 58 件（全体の応募件数 109 件中 53%）、2016 年度が 23 件（同 44 件中 52%）、2017 年度が 22 件（同 104 件中 21%）、2018 年度が 12 件（同 73 件中 16%）、2019 年度（一次・二次募集合計）が 9 件（同 101 件中 9%）である。特に 2018 年度以降件数・比率とも顕著な減少傾向を示しており、2017 年 3 月に発出した「声明」が各大学等の対応に影響を及ぼした可能性が推測される。

<https://www.mod.go.jp/atla/funding/kadai.html> (2020/6/20 アクセス)

⁴ いくつかの大学等研究機関については、アンケート実施後の取り組みの状況が報道されている。

っかけにこの概念を学内の方針、申し合わせ等に採用する研究機関がある一方、「軍事的安全保障研究の定義が不明確である。どのような要件が揃えば軍事的安全保障研究となるのかを示してほしい」等の意見もあった。

第3に、「声明」では軍事的安全保障研究が学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることを確認したのに対して、「研究には、平和目的にも軍事目的にも利用され得る両義性が本質的に存在する。そのため、予算の配分機関や共同研究先、基礎研究か否かといった観点での、研究の入り口における制限では、研究成果の軍事利用の抑止にならない。またそれは、研究は本来自由なものであるという原則にも反する」、「教員の自由意志により実施される研究は、つねに自己責任において実施されなければならない」等の意見があった。

第4に、日本学術会議への期待ないし要望として、「個別の大学毎に方針（ガイドライン）や審査手続等を制定すると、大学間に軋みが生じることにならないか懸念される」、「日本学術会議として具体的な判断基準を示してほしい」、「審査制度や審査手続きについての標準モデルを示すことを、日本学術会議に期待する」等の意見があった。

3 学協会アンケートの集計結果

(1) 調査の概要

本分科会では、大学等研究機関アンケートに加えて、軍事的安全保障研究への各学協会の対応について、「声明」の影響も含めてその状況に関するアンケート調査を実施した。調査対象は、日本学術会議に登録されている協力学術研究団体、総数2,037団体である。

調査は、上記調査対象学協会の事務局宛にメールで依頼を行ったうえで、回答は研究機関アンケートと同様に、各学協会が、内閣府・共通意見等登録システム上に開設した回答画面に入力する方法で実施した。アンケートは2020年1月10日から同1月最終週を目途に入力を依頼し、最終回答期限の2月10日までに届いた有効回答は379団体であった。回収率は18.6%となる。

日本学術会議の第一部（人文・社会科学）、第二部（生命科学）、第三部（理学・工学）の区分ごとの回収率は、それぞれ15.2%、20.8%、21.2%となっている（図表2-1）。ただし、これは各学協会の関連する分野が複数の部に重複している場合もそのまま足し上げた数字なので、実際の回答団体数379に対して464という数字になっている。

図表3-1 分野ごとの有効回答数及び回収率

	調査対象学協会数	回答学協会数	回収率 (%)
第一部（人文・社会科学）	1,002	152	15.2
第二部（生命科学）	939	195	20.8
第三部（理学・工学）	553	117	21.2
合計	2,494	464	18.6

このような区分のままではクロス集計ができないので、回答を得られた学協会につい

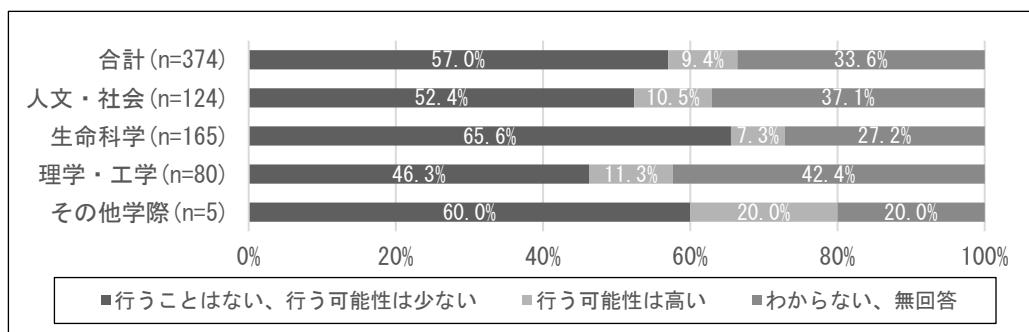
て、人文・社会科学、生命科学、理学・工学の部区分に関して改めてコードを振り直した。関連する分野がこの3つの分野の1つだけに該当する団体、及び、他の分野と重複するが代表的な分野が1つと判断できる団体については、それぞれ人文・社会科学、生命科学、理学・工学に区分した。複数の分野にわたる学際的な学協会と判断できる団体については、その他と区分した。その結果、回答を得た379の学協会の分布は、人文・社会科学33.0%、生命科学43.5%、理学・工学22.2%、その他1.3%となる。以下の集計では、この区分を利用する。

(2) 軍事的安全保障研究に関する議論の状況

軍事的安全保障研究と学協会との関係について、これまでに「何らかの議論をした」という学協会が28団体(7.4%)で、そのうち10団体は「声明が出る前」に議論をしており、18団体(64.3%)が「声明が出た後」と回答している。どのように議論をしたかの設問については、「理事会等で議論ないし話題にした」が26団体、「シンポジウム等で議論した」が5団体、「何らかの方針や方向性の検討を始めた」が2団体、「すでに方針や方向性を定めた」が3団体であった。

今後議論をする可能性については、全体の9.4%が「行う可能性が高い」と回答し、57.0%が「行うことはない、行う可能性は少ない」、33.6%が「わからない」と無回答である(図表3-2)。学協会として何らかの方針を定める可能性については、「必要はあるので、今後検討する予定」が2.5%、「必要はあるが、まだ具体的な予定はない」が17.5%、「特に必要はない」が46.0%、「わからない」が34.1%であった。

図表3-2 分野ごとで今後議論を行う可能性



人文・社会科学、生命科学、理学・工学の分野の違いを見てみると、軍事的安全保障研究と学協会との関係についてこれまでに「何らかの議論をした」28学協会の中でのそれぞれの内訳は、8(28.6%)、5(17.9%)、15(53.6%)となっている。「理事会等で議論をした」学協会の内訳はほぼこれに等しいが、「シンポジウム等で議論した」5学協会のうち4つが人文・社会科学、1つが生命科学である。すでに方針を定めているという3つの学協会は、いずれも理学・工学分野である。さらに、今後議論を行う可能性については、人文・社会科学、理学・工学は「可能性が高い」が相対的に多いのに対して、生命科学は「行うことはない、可能性は少ない」が相対的に多くなっている(図表3-2)。

(3) 軍事的安全保障研究に関する規則や方針の状況

次に、会員資格や学会発表、あるいは学会誌への投稿等について、軍事的安全保障研究に関する規則や何らかの方針をもっているかについては、「会員資格について何らかの規則・方針がある」が4団体、「学会発表について規則・方針がある」が8団体、「学会誌への投稿について規則・方針がある」が11団体、「その他の点で規則・方針がある」が8団体であった。「とくに規則や方針はない」学協会は93.7%を占めている。

以上の集計結果を見る限りでは、軍事的安全保障研究と学協会との関係について議論をしたという学協会は少なく、今後議論する可能性が高い学協会も決して多くはない。さらに、会員資格や学会発表、学会誌への投稿等について、何らかの規則や方針を持っている学協会は1割に満たない。これらの理由としては、回答した学協会には、特に軍事的安全保障研究とは直接の関わりが少ないとと思われる学協会が多いことが考えられる。一方、具体的に何らかの議論を行ったという学協会には、やはり軍事的安全保障研究と関わる可能性が高いと思われる理学・工学分野の学協会が多く見られる。生命科学分野は全体に少ないが、その中では看護、農学関係の学協会が多く、医学系はあまり見られない。ただし、何らかの規則や方針のある学協会には、遺伝・アレルギー・皮膚・神経病などの医学系の学協会が散見される。

(4) 軍事的安全保障研究に関する方針や方向性の内容

次に自由回答の内容を検討する（それぞれの自由回答の内容は＜付録2＞に掲載している）。自由回答の1つは、軍事的安全保障研究と各学協会の活動との関係について、すでに何らかの議論をしており、軍事的安全保障研究に関するガイドライン等の方針や方向性もすでに定まっている学協会について、その内容を尋ねたものである。すでに議論もしていて方針もある学協会は全体としてはまだ少ないが、その中で方針が定まっている学協会には、やはり軍事的安全保障研究との関係が想定される学協会が比較的多い。しかしその内容は、一般的に当該学問領域は人類の平和と社会の発展に寄与することを目的としたものであるから軍事研究には関わらない、という抽象的な原則を謳ったものが多い。同様の趣旨を記した倫理綱領を挙げている学協会もあった。中には、兵器等の軍事に直接関わると判断される研究については、学会誌への投稿、業績の表彰、共催や協賛などの協力を行わないと決めている学協会もあった。抽象的な原則としてではあるが、すでに方針・方向性を定めている学協会には、総じて基本的に軍事的安全保障研究への関与を認めないという方針が多かった。なお、「戦争」に関連して、人文・社会科学に関する団体では「歴史」や「科学」、生命科学に関する団体では「科学」、理学・工学に関する団体では「平和」や「自由」に多く言及する傾向が見られた。

(5) 軍事的安全保障研究に関する規則や指針の内容

次に、会員資格や学会発表、あるいは学会誌への投稿等について、何らかの規則や方針をもっている場合に、その内容について尋ねた自由回答の内容を見ていきたい。そもそも何らかの議論をした学協会や、すでにガイドライン等の方針や方向性を定めている

学協会自体が決して多くはないので、さらに詳細な会員資格や学会発表・投稿に関する規則や方針を設けている学協会は少ない。すでに紹介した直接軍事に関わると判断できる研究については投稿、表彰、協力などを認めないと明確な規則をもつ学協会もあるが、多くは、もう少し緩やかな形での申し合わせを行っている。たとえば、「投稿論文の成果・技術に兵器への転用の可能性のある場合は、その旨明記することが求められている」、「学会の出版物に対する投稿や学会発表は、その研究内容が明白な軍事研究であると判断される場合を除き自由とする」、「軍事的研究に関する学会発表等の申込みがあった場合には受理しないと理事会で申し合わせた」、「学会の目的や規定に基づいて当該学会にふさわしい内容かどうか確認している」、「理事会等で学会の理念にそぐわない場合や反社会的な内容である場合は却下される」等である。「一般的に軍事や防衛に関する研究につながりうるかどうかについて、学協会がこれを管理したり、会員資格や発表・投稿を規制することはない。研究の自主性・自律性、そして特に研究成果の公開性を担保する」との意見も見られた。

(6) 軍事的安全保障研究について今後検討が必要な事項

最後に設けた設問では、軍事的安全保障研究に関連して今後検討が必要と考えられる事項について、自由に記入していただいた。ここでは、まず、当該学協会において軍事的安全保障研究の可能性が少ないので「検討の必要は特になし」という回答が多く見られた。他方、その可能性が全くないとはいえないで、そのような事例が出てきた場合には何らかの対処が必要と述べる学協会も多い。それとの関連で、特に現在そのような事例があるわけではないが、何らかの方針や規則について「検討の余地がある」と考えている学協会もあった。この点で「会員資格と投稿について検討する予定である」としている学協会も見られた。同時に、「研究費予算がどのような団体から提供されているのか今後検討する必要がある」という意見もあった。また、「声明」に賛同する、あるいは、「声明」に関連して学協会内で何らかの議論を行ったという記述も散見された。さらに、当該学協会の目的からいって、「『軍事的安全保障研究』を行わないことはいわば自明のことであり」、むしろそのような研究を「ひろげよう」という動きがある現状の中で……必要な発信を行わなければならない」という意見や、「民生分野の研究条件のいっそうの充実」が重要という意見の学協会も見られた。

(7) 軍事的安全保障研究に関わる可能性のある学協会の意見

以上のような意見の学協会のほとんどは、直接軍事的安全保障研究に関する可能性の低い学協会であるが、軍事的安全保障研究に直接関係はしなくとも、「災害や衝撃などの際の人間の社会行動・心理状態とその支援」が研究対象となる可能性があり、それが「究極の非常事態の1つである軍事に関して利用可能かどうかの判断はなかなか難しい」との意見や、「人間の認知過程に関わる基礎的研究や、おもに健康や福祉に関わる応用研究の知見が二次利用や三次利用されて、軍事応用につながる可能性もある」などの意見も見られた。

他方、数自体は非常に少ないが、軍事的安全保障研究に関する可能性が高い学協会からの回答には他の学協会には見られない指摘が確認できる。たとえば、「[当該] 学会が扱う技術を含む殆どの工学技術は、何らかの形で軍事転用可能であり、『この技術開発は制限すべき』といった適正な線引き・ガイドラインの設定は困難と考えられ、不適切な制限は、健全な科学技術の発展を妨げる可能性があると考えられる。大事なポイントは、殺傷兵器などの軍事展開を抑制するための、技術研究開発の透明化・公開性の保証とその監視、また倫理意識の保持と考える。当学会としては、公明正大で自由で多様な技術研究開発の促進を進める方向を検討する考え方」との意見もあった。

(8) 小括

以上の学協会アンケート結果から読み取れることを述べる前に、そもそも今回のアンケートに回答した学協会が決して多くはなかったという事実を指摘しておきたい。とりわけ軍事的安全保障研究と直接関連する可能性の高い学協会が、必ずしも回答しているわけではない点に注意すべきである。直接の利害関係を有するがゆえに簡単には回答できないという学協会があったと推測される。今回の学協会アンケート結果の解釈に際しては、この点を慎重に考慮する必要がある。

そのうえで、第1に、多くの学協会が「声明」に対して、概ね同意する方向の対応をしていることが確認できた。そもそも軍事的安全保障研究とは直接関連しない内容の学協会が多いこともあるが、学問の目的上、軍事や戦争に関わるべきではないという意見が多かった。

第2に、数は少ないが、軍事的安全保障研究と直接の関連が想定される団体の回答に注目するならば、いくつか興味深い点が指摘できる。それらの団体においても、軍事や戦争への加担は避けるべきであるという理念は共有されているが、研究の成果が何らかの形で軍事へと転用される可能性は否定できないとの回答が見られた。そもそも学会報告や論文投稿においても、直接に軍事との関連を冠したものはまれであって、多くはより一般的な発見や成果として報告される。この点で、軍事的安全保障研究であるか否かの線引きは困難であり、学協会としてこのような研究テーマを規制することは不可能であると同時に、適切でもなく、それは自由な学問や科学の発展を阻害すると考えられるとの意見があった。そこから、むしろ研究内容や資金提供に関する情報の公開性と透明性を確保することが重要である、あるいは、最終的には研究者個人の判断に委ねざるえないという意見が見られた。

4 大学等研究機関の規則類の分析

(1) 軍事的安全保障研究に関連する規則類の収集

2018年2月から3月の時期に実施した大学等研究機関アンケートにおいては、各項目について各研究機関に回答を依頼すると同時に、関連の「規則類」(その種別については上述「1」参照)がある場合はその情報の提供（規則類が掲載されているURLあるいは規則類のコピー等）を求めた。これに応じて規則類に関する何らかの情報提供があった

のは 55 機関であった。なお、今回規則類の情報を提供した大学等研究機関以外にも軍事的安全保障研究に関する規則類を持つ機関があると思われ、また、今回規則類の情報を提供した研究機関においても、今回は提供の対象とはしなかった学内的了解、内規等がある場合もあると考えられる。さらに、そもそも今回のアンケートに回答していない研究機関もある。したがって、今回提供された規則類が、大学等研究機関における軍事的安全保障研究に関する規則類の全体像を示すとまでは言えない。以上の点には十分留意した上で、本節では、軍事的安全保障研究に関する規則類を定性的に分析し、そこに見られる特徴を整理する。

(2) 軍事的安全保障研究に言及する規則類の類型

軍事的安全保障研究（あるいは「軍事研究」等）への言及が行なわれる可能性のある規則・方針は、[A]大学等の基本理念を「憲章」「建学の精神」などの形で示す文書、[B]研究（者）についての政策や規範（倫理規範・行動規範）を定める文書、[C]共同研究や外部資金の受入れ等についての規則等、[D]軍事的安全保障研究に特化した規則等、[E]審査手続についての規則等という類型に整理することができる。論理的には、[A]→[B]→[C]→[D]（→[E]）という連関が考えられるが、個別の機関においてこれらの類型の規則・方針のすべてが揃っているとは限らない。また、実際の運用を知ることなしに連関の有無について判断することは必ずしも可能ではない。

(3) 規則類の類型と制定時期の関連性

上記の規則類の類型とその制定（改正）時期との間には、一定の関連が認められる。

[A]は、2000 年代までに定められているものが多い。多くの場合、「人類の平和」「平和と福祉」など「平和」についての言及がある。文言のうえでこれを軍事的安全保障研究に直接関連づけているものは見られないが、[D]の根拠として[A]における「平和」規定をあげる例が見られる。

[B]も、2000 年代以前に始まり、とくに2000 年代になって定められているものが多い。軍事的安全保障研究に言及するものは限られていたが、防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」が発足した 2015 年以降、軍事的安全保障研究についての方針を盛り込んだ改正を加えたり、運用指針を定めたりする例が現われている。

研究機関の行動規範には、日本学術会議「科学者の行動規範」（2006 年）[3]を参照したものが少なくない。「科学者の行動規範」は 2013 年に改訂版が出され[4]、「科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性があることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する」の文言が追加されたことを受けて、この趣旨を盛り込んだ規則類の改訂を行う例もある。なお、「科学者の行動規範（改訂版）」は、軍事的安全保障研究を念頭に置いたものではなかったが、2015 年以降、上記の趣旨を軍事的安全保障研究と関連づける例も現われている。

[C]を備えている研究機関は、比較的早い時期に制定している場合が多い。軍事的安全保障研究が大きな論点となってきた 2015 年以降も、それに対応した改正を加える例は

見られない。しかし、軍事的安全保障研究に該当すると考えられるものにも、[C]が定める一般ルールが適用されるものと考えられる。

2014年までに[D]、すなわち軍事的安全保障研究に特化した規則・方針をもっていた研究機関はごく限られており、ほとんどは2015年以降に現われている。とくに、「声明」が出された2017年以降に集中しており、背景として「声明」に言及するものや、「沿って」「踏まえ」「尊重し」「堅持する」などの表現で「声明」に準拠することを表明する例も少なくない。

(4) 対象を同定する基本概念の選択—「軍事的安全保障研究」「軍事研究」ほか

「声明」は「軍事的安全保障研究」という用語を用い、「報告」は「声明」に言う軍事的安全保障研究に含まれうるものとして、ア) 軍事利用を直接に研究目的とする研究、イ) 研究資金の出所が軍事関連機関である研究、ウ) 研究成果が軍事的に利用される可能性がある研究等を挙げている。ア) ウ) は研究の内容・性格に、イ) は資金源に着目したものである。問われるのは、これらが、各研究機関の規則類においてどのような具体的表現で把握され、そのことが、研究を不可とする、あるいは審査の対象とする（その結果、許容することもありうる）との判断とどのように結びついているかということである。規則類の分析の結果からは以下の点を指摘することができる。

第1に、規則類では「軍事」という言葉が用いられる場合が多い。例えば、「軍事研究」「軍事目的の研究」「軍事への寄与を目的とする研究」「軍事利用を直接の目的とする研究」などである。そして「軍事」という言葉が用いられる場合は、それらの研究は概して不可とされている。

第2に、少數ながら、「戦争」という言葉を用い、「戦争を目的とする研究」を不可としている場合がある。これが「軍事目的の研究」と同旨かどうかは吟味を要する。

第3に、武器・兵器・防衛装備品の開発、軍事技術の開発等と限定的に把握し、これを不可としている場合が一定程度ある。「軍事利用を直接の目的とする研究」という表現は、このように不可とする場合を限定する趣旨で理解されているのかどうか、精査の余地がある。他方、「人道目的であることが明らか」な例外的な場合を除くという形で、認められる場合を限定しようとする例もある。

第4に、デュアルユース（軍民両用）の可能性のある、あるいはそれを目的とした研究に言及する場合、それを不可とする場合と審査の対象とする（審査の結果として許容されうる）場合とがある。

第5に、「軍事的安全保障研究」という用語を用いている場合、そのような研究を不可としている場合と、審査の対象としている場合とに分かれる。

(5) 資金源への言及

資金源については、①防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」、②防衛省など国内の軍事・防衛を所管する機関、③米軍など国外の軍事・防衛を所管する機関、④軍事・防

衛にかかわる企業（軍事防衛を目的とする企業、武器・防衛装備品等の開発にかかわる企業部門、②と委託契約等の関係にある企業）がとりあげられている。①を挙げている11機関はすべて、応募しない、またはそれに近い態度を明言している。②～④については、不可とするか審査の対象とするかで、態度が分かれている。

（6）審査手続の類型

研究の適切性を審査するとする場合、審査手続と審査基準とが問題になる。

審査手続の類型としては、全学的代表性を備えた合議体が審査するものと、執行部における学術・研究・社会連携などの担当部署または理事などの役員（ないしその会議体）が審査するものがある。前者は、研究倫理や外部資金受入れなどを扱う既存の委員会が軍事的安全保障研究についても審査する場合が多いが、軍事的安全保障研究に特化した審査委員会を設ける例も見られる。

規則から判断するかぎり、審査は研究の開始時点（「入口」）でのみ行われるのが一般的である。しかし、わずかながら、研究遂行中であっても一定の場合には研究を継続するか否かについて慎重に検討することを求めている例もある（ただし、そのことが審査手続とはつきり結びつけられているわけではない）。

軍事的安全保障研究について不可とするという態度をとっている場合は、恐らく審査の余地がないということになるため、具体的な審査を設けるには至らない場合が多いようである。ただし、研究者自身にとって軍事的安全保障研究に当たるかどうか明確ではないことがある。そこで、しかるべき窓口を示し、相談することを求めている例がある。

（7）審査基準の要素

審査基準は、審査手続についての規則に組み込む形で定式化されている場合と、（4）や（5）において示されたような基本方針に依拠していると考えられる場合がある。審査基準として挙げられている要素としては、次のようなものがある。すなわち、①研究機関の使命との適合性、②研究目的の適切性、③基礎研究であるかどうか、④民生分野での活用の可能性、⑤研究の自主性・自律性（研究グループの構成の自律性を含む）の担保、⑥研究環境や教育環境に与える影響、教育上の意義、⑦研究の存在そのものの公開性の担保（秘密研究の排除）、⑧研究成果の公開性の担保、などである。いくつかの機関は、米国国防総省「研究、開発、試験及び評価（RDT&E）コード」の「6.1」（科学的発見や新しい発明を目的とした基礎研究）を明示的に援用（または参照）し、これに該当する（ないし準ずる）ことを、研究を許容する条件としている。また、当該研究に関係する「学術団体、学会等のガイドライン等」に準拠する研究であることを求める例もある。

なお、審査基準と関連して、多くの研究機関は、通常、大学等の基本理念を示す文書または研究（者）についての政策や規範を定める文書において、「学問の自由」に言及している。「学問の自由」への言及は、研究者の自由意思の尊重という観点から軍事的安全保障研究であっても規制しないという方向で機能する場合と、研究の自律性や公開性の原則と結びついてこれを規制するという方向で機能する場合とが考えられ、実際、その

いざれかと解釈できる例もある。しかし、多くの場合、規則・方針の文言や文脈だけからその含意を判断することは困難である。

(8) 設置形態別の特徴

設置形態別の特徴としては、国公立大学においては、「科学者の行動規範」や「声明」など、日本学術会議の見解に準拠する例が比較的多くみられる。私立大学は、どちらかと言えば、それぞれ独自の理念（「建学の理念」等）によって特徴づけられる場合が多い。

国立研究開発法人は、設置法などによって研究の方向づけが与えられており、大学とは異なる判断の仕方をしている場合があると推定される。しかし、アンケートの回答が少なく（上述「図表 2-1」）、規則類についても十分な情報は得られていない。

(9) 個別事案への適用例の重要性

なお、規則類については、その内容と同時に、それが個別の事案にどのように適用されているかが重要である。この点は、本報告の射程を超えるが、今後、それぞれの大学等研究機関において、判断事例の公開が進むことを期待する。

5 抽出される論点の整理

(1) 整理の方針

上記の大学等研究機関アンケート、学協会アンケート、規則類分析の結果からは、「声明」及び軍事的安全保障研究をめぐる研究機関、学協会の取り組みに関する貴重な知見が得られると同時に、いくつかの重要な論点も抽出された。それらの論点について、以下ではまず、調査の知見を改めて要約する。その上で、「声明」の立場を再度確認する。上記論点に関わる大学等研究機関及び学協会の意見の中には、すでに「声明」（及び関連する「報告」）の中に回答が用意されている事柄も少なくないからである。他方、調査結果からは、「声明」の立場とは異なる、あるいは「声明」の射程を超える指摘もあることから、それらについても確認し、今後のさらなる議論の参考に供することとする。

(2) 論点整理

① 「声明」をめぐる基本的評価

〔調査の知見の要約〕

大学等研究機関アンケートからは、「声明」が大学等研究機関によって真摯に受けとめられ、各研究機関の対応に重要なインパクトを与えたことが確認された。規則類の分析からも、軍事的安全保障研究に特化した規則・方針の制定時期は、「声明」が発出された2017年以降に集中していることも確認された。

学協会アンケートでも、回答した学協会の多くが「声明」に対して概ね同意する方向の対応をしていることが確認された。もっとも、学協会アンケートについては、そもそもこれに回答した学協会は決して多くはないこと、また、回答した学協会には軍事的安全保障研究とは直接関連しない学協会が多かったことには注意が必要である。

他方、大学等研究機関アンケートにおいて、「声明」の基本的立場について、「日本学術会議の声明には現実と乖離している点があると感じる」との意見や「資金が防衛装備庁の『安全保障技術研究推進制度』であっても、その研究の目的や成果が社会や平和への貢献であるならば、問題はないと考える」との意見があった。学協会アンケートにおいても、軍事的安全保障研究と直接の関連が想定される団体の回答で、軍事的安全保障研究としての線引きが困難であり、かつ学問や研究の自由を制限することはできないとの意見があった。

〔声明の立場と論点〕

日本学術会議は1949年に創設され、1950年に「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明」[5]を、また 1967年には同じ文言を含む「軍事目的のための科学研究を行わない声明」[6]を発出した。それらの背景には、科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念があった。2017年の「声明」は、大学等研究機関における軍事的安全保障研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることを確認し、上記2つの声明を継承する基本的立場を明らかにした。

学術の健全な発展のためには、研究テーマの選択や研究方法等について、科学者の自主性・自律性が尊重され、さらに研究成果の公開性が確保されることが重要であることは言うまでもない。しかるに、軍事的安全保障研究では、研究の過程でも研究後の成果に関しても、秘密性の保持が高度に要求されがちであり、自由な研究環境の維持について懸念があるというのが「声明」の基礎にある基本的認識である（「報告」4の2）。また、防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」については、研究委託の一種であり、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入の度合が大きいことを、「声明」は危惧している（「報告」2の6）。

ところで、「安全保障技術研究推進制度」について、現時点では、同制度の運営において「受託者による研究成果の公表を制限することはないこと、特定秘密を始めとする秘密を受託者に提供することはないこと、研究成果を特定秘密を始めとする秘密に指定することはないこと、プログラムオフィサーが研究内容に介入することはないこと」が明示されており⁵、「声明」の示す危惧には一定の配慮がなされているようにも見える。しかし、同制度の現在及び将来の実際の運用がどのようなものであるかは、現にこの制度に参加している研究機関の経験も徴し、また、将来の起りうる可能性も慎重に吟味した上で、科学者コミュニティ全体が議論を重ねる必要がある。

研究資金のあり方について、「声明」は、学術の健全な発展のためには、科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生的な研究資金を充実させて行くことが必要であるとの立場にたつ⁶。その基礎には、軍事的安全保障研究予算が拡

⁵ <https://www.mod.go.jp/atla/funding.html> (2020/5/1 アクセス)

⁶ これに連れて、基礎研究を重視する立場から国立大学運営費交付金等の基盤的研究経費の拡充を求めた日本学術会議科学者委員会学術体制分科会提言「第6期科学技術基本計画に向けての提言」[7]参照。

大することで、他の学術研究を財政的にいっそう圧迫し、ひいては基礎研究等の健全な発展を妨げるおそれがあるとの判断がある（「報告」6の2）⁷⁾。

② 「軍事的安全保障研究」の概念とその適用

〔調査の知見の要約〕

大学等研究機関アンケートにおいて、「声明」をきっかけに「軍事的安全保障研究」の概念を学内の方針、申し合わせ等に採用する研究機関がある一方、「軍事的安全保障研究の定義が不明確である」との指摘もあった。

学協会アンケートにおいては、軍事的安全保障研究に該当するかどうかが微妙な例として、「災害や衝撃などの際の人間の社会行動・心理状態とその支援」の研究が「究極の非常事態の1つである軍事に関して利用可能かどうかの判断はなかなか難しい」との意見や、「人間の認知過程に関わる基礎的研究や、おもに健康や福祉に関わる応用研究の知見が二次利用や三次利用されて、軍事応用につながる可能性もある」などの意見も見られた。このことは、軍事的安全保障研究と何かわるのは自然科学のみであると考えられやすいが、人文・社会科学にとっても決して無縁ではないことを示唆している。また、軍事的安全保障研究に関する可能性が高い学協会からの回答には、軍事的安全保障研究としての線引きが困難であるとの意見が見られた。

規則類の分析からは、①「軍事」という言葉を用いる例、②少數ながら「戦争」をという言葉を用いる例、③武器・兵器・防衛装備品の開発、軍事技術の開発等と対象を限定して把握している例、④デュアルユース（軍民両用）の可能性のある、あるいはそれを目的とした研究に言及する例、そして⑤「軍事的安全保障研究」を用いる例が確認された。全般的な傾向として、①②③は研究を不可とする判断と結びつく傾向があり、これに対して、④及び⑤は、そのような研究を不可とする場合と審査の対象とする場合とに分かれることも確認された。

〔声明の立場と論点〕

「声明」は「軍事的安全保障研究」に「軍事的な手段による国家の安全保障にかかる研究」との定義を与えるとともに、「報告」において、「軍事的安全保障研究に含まれうるのは、ア)軍事利用を直接に研究目的とする研究、イ)研究資金の出所が軍事関連機関である研究、ウ)研究成果が軍事的に利用される可能性がある研究、等である」としている（「報告」3の2）。その際「範囲が広く、どこまで含まれるか判断が特に難しいのはウ)のカテゴリーであり、慎重な対応が求められる」と述べ（「報告」3の2）、さらに、「基礎研究であれば一律に軍事的安全保障研究にはあたらないわけではなく、軍事利用につなげることを目的とする基礎研究は軍事的安全保障研究の一環で

⁷⁾ なお、「声明」の審議を行った日本学術会議「安全保障と学術に関する検討委員会」第5回（2016年10月28日）に提出された資料（『軍事組織からの研究資金が大学の研究・教育に与える影響』）によれば、「安全保障技術研究推進制度」のモデルと言われる米国の国防高等研究計画局（DARPA、国防総省の一組織）の経験について、①軍事組織からの研究資金が研究分野のバランスを人為的に歪める危険、②大学院生のキャリア形成への悪影響、③大学等における機密保全（セキュリティ・クリアランス）の問題の複雑化等の問題点が指摘されている。

あると考えられる」ことも確認している（「報告」3の3）。なお、「防衛」ないし「自衛」目的の研究であれば差し支えないとの意見もあるが、「自衛目的の技術と攻撃目的の技術との区別は困難な場合が多い」というのが「声明」の基本的認識である（「報告」3の7）。

学協会アンケートにおいて指摘された「災害や衝撃などの際の人間の社会行動・心理状態とその支援の研究」や「人間の認知過程に関わる基礎的研究、おもに健康や福祉に関わる応用研究」を例にとれば、これらが直ちに軍事的安全保障研究に該当するものとはいえないが、イ)に該当する場合は利用する研究資金制度のあり方についての検討が必要となり、また、ウ)の可能性については、それぞれの研究の「目的、方法、応用の妥当性の観点から」適切性を審査する制度やガイドラインが検討されるべきこととなろう。事例の蓄積により類型的な判断が可能になることも予想される。

他方、軍事的安全保障研究に関する可能性が高い学協会から提出された「軍事的安全保障研究としての線引きが困難であり、かつ学問や研究の自由を制限することはできない」との意見については、「声明」の趣旨も踏まえつつ、当該団体の判断や、それらの分野の研究者が属する研究機関の審査の経験等も交えて、科学者コミュニティとして真摯に議論を深める必要がある。

重要なことは、各研究機関の審査制度や学協会のガイドラインの整備及び運用のプロセス、個別の研究の適切性の判断のプロセスやその判断根拠等が、透明性の高いかたちで行われ、また、それが可能な限り公開されることである。そのような事例の蓄積とそれをめぐる学術的な議論を通じて、いかなる研究が適切であるかについての科学者コミュニティの共通認識を形成することが期待されている（「報告」5の1）。

③ 軍事的安全保障研究の適切性に関する審査制度の設計

〔調査の知見の要約〕

「声明」では、各研究機関が、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を審査する制度を設けるべきであると提言した。この審査に関する手続と基準については、とくに規則類の分析（前述「4」）から、具体的な取り組みの状況と実例について豊富な情報が得られた。

まず、軍事的安全保障研究について不可とするという態度をとっている場合は、審査の余地がないため、具体的審査制度を設けるには至らない場合が多い。

これに対して、具体的な審査の手続を設けている場合、資金の出所との関係では、①「安全保障技術研究推進制度」と②それ以外（防衛省など国内の軍事・防衛を所管する機関、米軍など国外の軍事・防衛を所管する機関、軍事・防衛にかかる企業等）があり、①を挙げている機関はすべて、応募しない、またはそれに近い態度を明言している。これに対して、②については、不可とするか審査の対象とするかで、態度が分かれている。

審査手続の類型としては、全学的代表性を備えた合議体が審査するものと、執行部における学術・研究・社会連携などの担当部署または担当理事などの役員（ないしそ

の会議体) が審査するものとがある。審査が行われる段階については、規則から判断するかぎり、審査は研究の開始時点(「入口」)でのみ行なわれるのが一般的であるが、わずかながら、研究遂行中に審査を行う道を開くものも見られた。

審査基準を構成する要素としては、前述「4」(7)で紹介した例が参考になる。

なお、大学等研究機関アンケートにおいて、日本学術会議に対して、「具体的な判断基準」や「審査制度の標準モデル」の提示への期待が少なからずあった。

〔声明の立場と論点〕

これらの各研究機関の取り組みは、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究の適切性に関する審査制度のあり方を考える際の豊富な手がかりを与えており、今後それらを相互に参照し、また、運用の実態にも踏み込んだ議論が期待される。

他方、「声明」は審査制度の内容に具体的に立ち入ることは控えたが、これは決して各研究機関に問題を「丸投げ」したことを意味しない。「声明」及び「報告」では、審査制度の根拠及び観点に関連して、①各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、自由な研究環境や教育環境を維持する責任を負うこと(「報告」5の3))、②それを踏まえて、各研究機関は、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究の「適切性」について、「目的・方法・応用の妥当性の観点から」、「技術的・倫理的に」審査する制度を設けることが望まれること(「報告」5の3))、③その際、「大学等における海外の研究者や留学生等との国際的な共同研究に支障が出ないか、自由で開かれた研究環境や教育環境が維持できるか、学生や若手研究者の進路が限定されないか等の懸念」にも配慮する必要があること(「報告」4の4))、④また、「科学者が、自らの研究成果がいかなる目的に使用されるかを全面的に管理することは難しい。研究の『出口』を管理しきれないからこそ、まずは『入口』において慎重な判断を行うことが求められる」こと(「報告」3の9))などを指摘し、審査制度の根拠及びそのあり方についての基本的な観点を明確に提示した。

その上で、「声明」は、「学問の自由」の重要な構成要素の一つである「大学の自治」の考えに基づき、「声明」が示したそれらの観点も踏まえた上で、具体的にいかなる手続・基準を設けるかは、各大学の判断に委ねたものである。審査の手續・基準のあり方をめぐる各大学の議論のプロセスとその結果、さらに制度の運用実態等が公表されることにより、科学者コミュニティ全体の議論も豊かな内実を持ちうるであろう。

なお、大学等研究機関アンケートにおいて、国立研究開発法人については独自の傾向が見られた。該当の機関の規則類の提供が少なかったため現状を十分に把握することはできていないが、国立研究開発法人はそれぞれの設置法などによって研究の方向づけが与えられ、機関のミッションとして軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究課題に取り組む場合もありうるであろう。この場合、研究への参加を求められる個々の研究者の意思がどのように位置づけられるかについて、大学とは異なる論点が含まれている可能性がある。国立研究開発法人における研究体制についての情報ができるだけ公開され、上記の点についても議論が深められることが期待される。

④ 「学問の自由」の理解

〔調査の知見の要約〕

大学等研究機関アンケートにおいて、「研究活動の制限は、研究は本来自由なものであるという原則にも反する」との意見が見られた。また、規則類分析においては、審査基準と関連して、多くの研究機関は、通常、大学等の基本理念を示す文書または研究(者)についての政策や規範を定める文書において、「学問の自由」に言及している例も認められた。もっとも、それら「学問の自由」への言及は、研究者の自由意思の尊重という観点から軍事的安全保障研究であっても規制しないという方向で機能する場合と、研究の自律性や公開性の原則と結びついてこれを規制するという方向で機能する場合とが考えられる。

〔声明の立場と論点〕

「学問の自由」について、「声明」は、まず、「学問の自由とは、真理の探究を主目的とする学術研究の自由である」と捉えた上で、「学術研究が、さまざまな権威の中でもとりわけ政治権力によって制約されたり政府に動員されたりすることがあるという歴史的な経験をふまえつつ、学術研究の自主性・自律性、そして特に研究成果の公開性が担保される必要がある」とする一方（「報告」2の1）、「研究の適切性について、学術的な蓄積にもとづいて科学者コミュニティが規範を定め、コミュニティとして自己規律を行うことは、個々の研究者の学問の自由を侵すものではない」（「報告」2の2）との基本的立場を示した。実際、たとえば、生命科学分野では研究倫理規制がすでに広く行われている（[8][9][10]）。「学問の自由」とは、個々の科学者が自らの判断のみに基づいていかなる研究でも行って良いということを必ずしも意味しない。

このような「学問の自由」観を踏まえて、「声明」は、「大学等の研究機関における軍事的安全保障研究は、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にある」ことを確認するとともに、大学等研究機関や学協会等に対して、研究の適切性を審査する制度の整備や、それぞれの学術分野の性格に応じたガイドライン等の設定することを求めたものである。

(3) 科学者コミュニティとしての議論の継続の重要性

冒頭に述べたように、「声明」は、「研究の適切性をめぐっては、学術的な蓄積にもとづいて、科学者コミュニティにおいて一定の共通認識が形成される必要があり」、「科学者を代表する機関としての日本学術会議は、こうした議論に資する視点と知見を提供すべく、今後も率先して検討を進めて行く」ことを自らの責務として確認した。

本報告は、日本学術会議のこのような責務を具体的に果たす取り組みの一部である。本報告で示した大学等研究機関、学協会の取り組みに関する知見、及びそこから抽出された論点等について、また日本学術会議が果たすべき役割について、日本学術会議としてもさらに議論を深めていく必要がある。

<参考文献>

- [1]日本学術会議、声明「軍事的安全保障研究に関する声明」、2017年3月24日
- [2]日本学術会議、安全保障と学術に関する検討委員会、報告「軍事的安全保障研究について」、2017年4月13日
- [3]日本学術会議、声明「科学者の行動規範」、2006年10月3日
- [4]日本学術会議、声明「科学者の行動規範—改訂版一」、2013年1月25日
- [5]日本学術会議、声明「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明」、1950年4月28日
- [6]日本学術会議、声明「軍事目的のための科学的研究を行わない声明」、1967年10月20日
- [7]日本学術会議科学者委員会学術体制分科会、提言「第6期科学技術基本計画に向けての提言」、2019年10月31日
- [8]文部科学省・厚生労働省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」、2014年12月22日（2017年2月28日一部改正）
- [9]日本学術会議、医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方検討委員会、提言「我が国の医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方」、2017年9月27日
- [10]日本学術会議、科学者委員会、ゲノム編集技術に関する分科会、提言「ゲノム編集技術のヒト胚等への臨床応用に対する法規制のあり方について」、2020年3月27日

<参考資料1>審議経過

平成30年

11月29日 日本学術会議幹事会（第272回）

軍事的安全保障研究声明に関するフォローアップ分科会設置決定

平成31年

2月28日 日本学術会議幹事会（第275回）

委員決定

4月25日 軍事的安全保障研究声明に関するフォローアップ分科会（第1回）

役員の選出、分科会の審議事項及び今後の進め方について確認

令和元年

11月27日 軍事的安全保障研究声明に関するフォローアップ分科会（第2回）

報告取りまとめの方針、今後の進め方等について審議

令和2年

2月3日 軍事的安全保障研究声明に関するフォローアップ分科会（第3回）

報告取りまとめの方針、今後の進め方等について審議

3月24日 軍事的安全保障研究声明に関するフォローアップ分科会（第4回）

報告の内容についての審議

5月11日 軍事的安全保障研究声明に関するフォローアップ分科会（第5回）

報告の内容についての審議

7月6日 軍事的安全保障研究声明に関するフォローアップ分科会（第6回）メール
審議

報告（案）「「軍事的安全保障研究に関する声明」への研究機関・学協会の
対応と論点」承認

7月14日 科学者委員会（第37回）メール審議

報告（案）「「軍事的安全保障研究に関する声明」への研究機関・学協会の
対応と論点」承認

○月○日 日本学術会議幹事会（第○回）

報告（案）「「軍事的安全保障研究に関する声明」への研究機関・学協会の
対応と論点」承認

<付録1>大学等研究機関アンケート関係資料

1. 調査の概要

調査名	日本学術会議「軍事的安全保障研究に関する声明」についてのアンケート（略称：大学等研究機関アンケート）
調査実施時期	2018年2月9日～同3月20日 ※当初の回答期限は2018年3月9日としていたが、以後も引き続き回答が届いたことから期間を延長し、3月20日に最終的に回答を締め切った。
調査実施主体	日本学術会議科学者委員会
調査対象	全国の国公私立大学、大学共同利用機関、国立研究開発法人、民間の独立の研究機関のうち、①科研費の交付金額の多い上位150位までの大学・研究機関、②①以外のすべての国立大学、③①以外のすべての国立研究開発法人、合計183機関（内訳は下記）。 ※国の行政機関および企業の中に設置されている研究機関は対象外。
調査方法	上記の調査対象機関に対して郵送にて調査協力依頼を行ったうえで、回答は、各機関が、内閣府・共通意見等登録システム（Nopi）上に開設した回答画面に入力する方法で実施（不正アクセスやなりすまし等を防止するため、調査対象機関には、個別にパスワードを発行）。

有効回答数および回収率

	調査対象機関数	回答機関数	回収率 (%)
国公立大学	99	85	85.9
私立大学	44	31	70.5
大学共同利用機関	9	6	66.6
国立研究開発法人等（注）	31(27)	13(12)	41.9
合計	183	135	73.8

（注）国立研究開発法人等には、国立研究開発法人のほか、その他の国の研究所、自治体の研究所を含む。○内の数字は国立研究開発法人の数（内数）。

2. 集計表

《凡例》

- 各設問の回答について、回答機関を「国公立大学」「私立大学」「大学共同利用機関」「国立研究開発法人等」の4カテゴリーに分類して集計した。「国立研究開発法人等」は、国立研究開発法人（12機関）および自治体の研究所（1機関）を指す。
- 表の上段は実数、下段は比率（%）。
- 自由記述部分については、回答機関が特定されないように、最低限の編集を行っている。

I 貴研究機関には、現在、「軍事的安全保障研究」（あるいは一般的に、軍事や平和に関わる事項と研究・教育との関係）について、何らかの基本原則（憲章等）、方針（ガイドライン）、規則、申し合わせ等がありますか。（単一回答）

表I 軍事的安全保障研究に関する基本原則・方針等の有無

	1 ある	2 ない	3 検討中 である	無回答	合計
国公立大学	35	32	18	0	85
	41.2%	37.6%	21.2%	0.0%	100.0%
私立大学	16	8	7	0	31
	51.6%	25.8%	22.6%	0.0%	100.0%
大学共同利用機関	4	2	0	0	6
	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%
国立研究開発法人等	4	9	0	0	13
	30.8%	69.2%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	59	51	25	0	135
	43.7%	37.8%	18.5%	0.0%	100.0%

【Iで「1」を選ばれた機関におたずねします】

付問1 その基本原則（憲章等）、方針（ガイドライン）、規則、申し合わせ等ができたのはいつですか。（西暦）_____年____月

※ それらの基本原則、方針、規則、申し合わせ等が長年の慣行としてできたもので、具体的な時期を特定しにくい場合は、記入しなくても結構です。

表 I 付問1 軍事的安全保障研究に関する基本原則・方針等が設けられた時期

[集計方法]

- 複数の時期が回答されている場合は、あげられているなかで最も早い時期を集計した。
- 制定時期と施行時期が併記されている場合は制定時期を、制定時期と改正時期が併記されている場合は制定時期を集計した。

年 月	回答数
1965年1月	1
1967年6月	1
1985年5月	1
1990年5月	1
1995年10月	1
2003年3月	1
2004年4月	1
2004年10月	1
2005年4月	1
2006年1月	1
2006年7月	1
2006年10月	1
2007年10月	1
2008年11月	1
2012年6月	1

年 月	回答数
2015年3月	1
2015年4月	1
2015年7月	1
2015年8月	1
2015年9月	1
2016年3月	2
2016年4月	2
2016年5月	1
2016年6月	1
2016年10月	1
2016年12月	2
2017年1月	1
2017年2月	1
2017年4月	2
2017年5月	4(注)

年 月	回答数
2017年6月	3
2017年7月	3
2017年9月	2
2017年10月	1
2017年11月	1
2018年1月	1
2018年2月	1
2018年3月	1

(注) うち2件は同じ上位組織で決定。

付問2 その基本原則（憲章等）、方針（ガイドライン）、規則、申し合わせ等の内容をお書きください。

※関係の文書・規則等がある場合は、下記への記載と合わせて、その名称・URLを回答欄にご記入いただくか、本アンケートの依頼文書に同封の返送用封筒にてお送りいただけます。

[省略]

【Iで「3」を選ばれた機関におたずねします】

付問3 検討中の内容について、お差し支えない範囲でお書きください。

○本アンケートの結果や、今後の日本学術会議における検討結果を、本学における検討の参考としたい。

○現在、軍事的安全保障研究検討ワーキンググループを設置し、本学として、軍事的安全保障研究への応募可否も含め、学内意見を聴取しながら検討中である。

○「軍事・国防に関する研究等の基本的考え方」、「軍事・国防機関からの資金を原資とする研究等の基本的考え方」及び事前審査について検討中である。

○本学としての、軍事的安全保障研究の取扱いに関する方向性について、タスクフォースを設置し、検討している。

○方針や審査制度の設置について検討中。なお、学術コミュニティ等、他機関の方針等を参考としたい。

○他大学の情報を収集しているところである。

○日本学術会議による「軍事的安全保障研究に関する声明」（平成29年3月24日）において「大学等の各研究機関」に「設けるべき」とされている「軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度」について検討中である。

○学内に設置されたWG等で検討を行い、「軍事的安全保障研究」への応募等に関する基本方針の策定を準備中。

○本学は教員養成大学であり、いわゆる「軍事研究」にあたる研究は殆どないと思われる。このため、「規程」等の制定事案にはなじまず、「□□大学における研究者の行動規範」を改訂し、その精神を反映させる方向で議論を進めている。

○学内でワーキンググループを設置して検討中。

○本学□□〔研究関係の会議体〕において、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けることについて、検討中です。

○□□本部〔企画関係の組織〕の下に、検討WGを設置し、検討している。

○安全保障技術研究推進制度への対応だけでなく、広く安全保障研究全般に渡って検討している。

- 軍事的安全保障にかかわる技術研究の内部で、自衛目的の技術と攻撃目的の技術とが区別でき、自衛目的の技術については認められるとの意見があり、本学でも同様な立場をとっている。然るにこれら両者の区別は困難な場合が多い。研究の「出口」の管理は難しいため、「入口」すなわち申請時の慎重な判断が求められている。現在は、“II-2 付問2”に示した既存の規程に基づき、関係部署にて慎重な判断を行っているが、さらなる規程、申し合わせ等の要・不要について検討中である。
- 日本学術会議での議論や、他大学の動向を参考にしながら学内でも検討を進めています。
- 現段階において教員及び研究職員へ「声明」等について周知を図ったが、具体的な検討は応募等の動きが無く始めていない。
- 本学では軍事目的の研究は行わない旨の対応をとる予定であることを教授会・研究科委員会にて周知し意見を求めた。
 - (1) 従来からあった「□□大学研究活動に関する指針」を一部改正して、「科学研究の成果利用の両義性」として、「研究者は、研究成果が自らの意図を離れて軍事目的に転用され、場合によつては攻撃的な目的のためにも使用されうることに留意しつつ、研究活動の推進及び研究成果の公表について適切な手段と方法を選択するよう努める。」という条項の追加。
 - (2) 新たに「軍事利用を目的とした研究に関する要項」を制定し、主として、軍事利用を目的とした研究を行ってはならない旨を規定化。
 - (3) 上記(1)、(2)の制定にあわせて、学長声明。
 - (4) 以上の内容について、□□〔研究関係の会議体〕において具体的な提案を行い、各学部教授会に意見聴取を行い、一部修正を加え、再提案を行うなど、学内で手続きを進めていた。この時、2017年12月22日に日本学術会議の山極会長が「個別の大学ごとにガイドラインや倫理規定を作ると、大学間にきしみができてしまう。(後略)」と話されたとの記事(2017年12月23日付け東京新聞朝刊)を知った。直ちに日本学術会議に確認のうえ、学内での議論をいったん継続審議とし、日本学術会議の検討結果等を踏まえ、慎重に検討を行うこととした。
- 国際的な研究活動、人材(留学生など)の受け入れ・派遣、物質の移動など安全保障貿易管理上遵守しなければならない事柄。

II 貴研究機関における「声明」への対応の状況についてお尋ねします。

II-1 貴研究機関では、「声明」についてどのような対応を行いましたか。(複数回答)

表 II-1 「声明」への対応

	1 執行部レベルで、「声明」について報告または審議を行った	2 評議会・理事会レベルで、「声明」について報告または審議を行った	3 「声明」についての独自の検討組織（WG等）を設置した	4 部局・部門等に「声明」のことを周知した	5 その他対応を行った	6 とくに対応は行っていない
国公立大学 (n=85)	44 51.8%	27 31.8%	13 15.3%	18 21.2%	10 11.8%	21 24.7%
私立大学 (n=31)	12 38.7%	3 9.7%	1 3.2%	11 35.5%	9 29.0%	7 22.6%
大学共同利用機関 (n=6)	4 66.7%	3 50.0%	3 50.0%	3 50.0%	0 0.0%	2 33.3%
国立研究開発法人等 (n=13)	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	2 15.4%	1 7.7%	10 76.9%
合計 (n=135)	61 45.2%	33 24.4%	17 12.6%	34 25.2%	20 14.8%	40 29.6%

上記（II-1）で「3」を選ばれた機関は、具体的にお書きください。

- 2017年4月、学長は、□□委員会〔研究倫理関係の委員会〕に対して、「軍事的安全保障研究に関する検討について」を諮詢した。これを受け、研究倫理専門委員会は現在審議中である。
- 本学としての、軍事的安全保障研究の取扱いに関する方向性について、タスクフォースを設置し、検討している。
- □□〔研究関係の会議体〕において報告を行った。
- 本学は、10年以上前に、先んじて「□□〔規則名〕」を策定し、運用してきたところである。研究のデュアルユースの側面が進展し、また防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」の発足、これを受け日本学術会議の「軍事的安全保障研究に関する声明」（平成29年3月）及び「報告軍事転記安全保障研究について」の発表など、昨今の社会情勢や時代の変化に対応し、これら本学の基本的な姿勢、方針等を自然科学のみならず倫理や社会学など人文社会科学の観点も加え改めて検討するための、「□□ワーキング・グループ」を設置した。
- 学長の指示により、□□〔研究関係の組織〕に検討委員会を設置した。
- 研究担当理事を座長とするWGを設置し、軍事的安全保障研究の取り扱いに関する基本方針、審査基準について検討している。
- 「□□大学における軍事関連研究に対する基本方針（案）」を検討するため、軍事関連研究対応方針に関するタスクフォースを設置した。
- 「声明」をうけて、本学の基本方針を検討するためのワーキンググループを設置した。

- 軍事的安全保障研究とみなされる可能性のある研究について、その適切性を技術的・倫理的に審査する体制として、□□〔安全保障研究に関する会議体〕を設置した。
- 「□□大学軍事的安全保障研究に関する検討委員会」を設置。
- 本学学長から、本学における軍事防衛研究の取扱について、「軍事防衛研究の取扱に関して規定化することの必要性、および必要な場合の規定化の方法」、「審査する制度の必要性、および必要な場合の具体的な方法」の2つの事項について、研究担当理事へ諮問があった。研究担当理事のもと、法務担当理事や文系、理系の学部長及び学長補佐からなるWGを設置した。
- 戦略企画本部の下に、検討WGを設置し、検討している。
- 研究関連委員会において、声明の内容について資料を配布し情報を共有した。
- 防衛省の「安全保障技術研究推進制度」に対する方針等について検討を行う部会を設置した。
- 〔研究関係の組織〕で取扱いを検討し、学長室会議、学部長会議での審議を経て、稟議決裁を受け「□□大学安全保障に関する研究の取扱いに関するガイドライン」を制定した。
- 教育研究審議会において審議して議決した。
- 研究担当理事を主査とする研究所等の代表による軍事的安全保障研究検討ワーキンググループを機構内に設置。
- 本学では安全保障技術研究推進制度の応募にかかる学内審査について検討を行うため、「声明」が出される前から研究推進担当部門でWGを設置し検討に着手していたが、平成29年3月に「声明」が出されたことにより「声明」の対応も検討するため改めてWGを設置しなおした。

上記（II-1）で「5」を選ばれた機関は、具体的にお書きください。

- 当該制度への応募可否も含め検討することとし、平成29年度の応募は認めないという措置をした。
- 声明が公表される前から検討組織（PT・WG）を設置したが、日本学術会議で「安全保障と学術に関する検討委員会」を設置したことから、動向を注視し、声明公表後本格的に検討した。
- 学長、理事（研究担当）及び関係部署で対応等について検討した。
- 研究倫理委員会で検討を行っている。
- 各部局から選出された代表者で構成する本学の研究活動の発展と推進を図ることを目的とした会議において、防衛省が実施する競争的資金等への対応についての検討をした際に資料として使用した。（平成29年4月28日）
- 教授会において問題提起がなされ、それを受けた学長室組織の一つである□□室において検討を進めている。
- 既存の委員会（大学研究委員会）で「声明」について報告及び審議を行った。

- 本学では、軍事的安全保障研究と見なされる研究について審査する制度は設けていないが、対象となり得る研究課題については、課題ごとに学長・副学長会議等の会議体で協議している。
- 「軍事的安全保障研究に関する本学の対応について」を各教授会を通じて専任教員に周知した。
- 防衛省・防衛装備庁が公募する研究助成金への申請にあたっては、学長による事前確認を行い個別対応とした。
- 本学では軍事目的の研究は行わない旨の声明文案を今後策定予定であることを教授会・研究科委員会にて周知し意見を求めた。具体的な声明内容は、平成 29 年 3 月 24 日に日本学術会議が発出した「軍事的安全保障研究に関する声明」と今後表明される予定である全国医学部長病院長会議の方針を踏まえて検討する
- 本学は、理工学部を創設した□□年、当時の学長が大学評議会において、「大学は、平和憲法体制のもとにおいて、いかなる軍関係機関、軍関係職員との直接研究上の関係を結ぶべきではない」と述べた上で、「□□大学としても、平和的研究と大学の独立を侵すいかなる団体との連携をも結ぶべきではない」との所信表明(略)を行っている。日本学術会議の「声明」を受け、改めてこの所信表明を確認し、継承することを確認し、既述のとおり学内で議論を行っていた。
- 声明の内容について学長、副学長（研究担当理事）及び事務局（研究機構）で共有しており、審査制度を含め、今後の対応全般について検討しようとしているところである。
- 学部長・研究科長会議にて報告および学習会を実施すると共に、学内者向けの公開企画である学習・懇談会を連続企画として 3 回実施した。
- 本学の方針を広くご理解いただく機会として公開企画を行った。
- 関連する役員レベルで内容の確認を行った。

II-2 「声明」は「大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである」と提言しています。貴研究機関では、この提言をうけて、何らかの審査制度を設けたり検討したりしていますか。(単一回答)

表 II-2 軍事的安全保障研究についての審査制度の有無

	1 「声明」が出される前から、同種の審査制度を設けていた	2 「声明」をきっかけに、新たに審査制度を設けた	3 「声明」をきっかけに、新たに審査制度を設けるかどうかを検討中	4 審査制度についてとくに検討していない	無回答	合計
国公立大学	6	13	34	32	0	85
	7.1%	15.3%	40.0%	37.6%	0.0%	100.0%
私立大学	8	1	9	13	0	31
	25.8%	3.2%	29.0%	41.9%	0.0%	100.0%
大学共同利用機関	1	3	1	1	0	6
	16.7%	50.0%	16.7%	16.7%	0.0%	100.0%
国立研究開発法人等	3	0	0	9	1	13
	23.0%	0.0%	0.0%	69.2%	7.7%	100.0%
合計	18	17	44	55	1	135
	13.3%	12.6%	32.6%	40.7%	0.7%	100.0%

【II-2で「1」または「2」を選ばれた機関におたずねします】

付問1 その審査制度が設けられたのはいつですか。 (西暦) _____年____月

表 II-2付問1 軍事的安全保障研究についての審査制度が設けられた時期

年月	回答数	年月	回答数	年月	回答数
1967年6月	1	2015年8月	1	2017年8月	1
1971年5月	1	2016年3月	1	2017年9月	2
1987年1月	1	2016年5月	1	2017年10月	1
1990年5月	1	2016年6月	1	2018年1月	1
1992年3月	1	2017年1月	1	2018年2月	3
2004年4月	2	2017年3月	2	2018年3月	1
2005年4月	1	2017年4月	2		
2010年4月	1	2017年5月	2		
2015年3月	1	2017年6月	1		
2015年6月	1	2017年7月	2		

付問2 その審査制度の内容をお書きください。

※関係の文書・規則等がある場合は、下記への記載と合わせて、その名称・URLを回答欄にご記入いただぐか、本アンケートの依頼文書に同封の返送用封筒にてお送りいただけすると幸いです。

[省略]

【II-2で「3」を選ばれた機関におたずねします】

付問3 結論を得る時期について、具体的な見通しは立っていますか。(単一回答)

表 II-2 付問3_1 軍事的安全保障研究についての審査制度の検討の結論を得る時期の見通し

	1 具体的な見通しが立っている	2 具体的な見通しが立っていない	無回答	合計
国公立大学	9	25	0	34
	26.5%	73.5%	0.0%	100.0%
私立大学	1	8	0	9
	11.1%	88.9%	0.0%	100.0%
大学共同利用機関	1	0	0	1
	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
国立研究開発法人等	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	11	33	0	44
	25.0%	75.0%	0.0%	100.0%

上記（II-2付問3）で「1」を選ばれた機関は、具体的な時期をお書きください。

(西暦) _____年____月頃

年 月	回答数
2018年3月頃	5
2018年4月頃	3
2018年8月頃	1
2018年10月頃	1
2018年12月頃	1

上記（II-2付問3）で「2」を選ばれた機関は、お差し支えない範囲で、具体的な時期の見通しが立っていない理由をお書きください。

- 本アンケートの結果や、今後の日本学術会議における検討結果を、本学における検討の参考としたい。
- 本学では、軍事的安全保障研究への応募可否を含めた対応について、然るべき時期に結論を出すとしており、教員への意見聴取を行うなど学内議論を深めている段階のため。
- 日本学術会議の検討結果を踏まえたうえで検討したいため。
- 学内の意見を集約したところで、意見をもとに対応を検討中のため。
- 研究倫理専門委員会において審議中であるため。
- 軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきと大学に求めているが、具体案の作成の議論を継続している。

- 学内での検討を開始するところであるため。
- 方針や審査制度の設置について検討中。なお、学術コミュニティ等、他機関の方針等を参考したい。
- 学内の研究状況及び他大学等の状況を踏まえ、検討する予定である。
- 軍事的安全保障研究の定義が明確でないため。また、他大学での対応状況を踏まえ検討するため。
- 原案は作成中であるが、具体的な見通しは立っていない。
- 過去に本学の基幹会議である□□会議で議論したが、本学の方向性を決定するに至らなかつた。現在は日本学術会議での声明を受け他大学でどのように取扱うのか情報を収集している。
- 研究者から申請に対する問い合わせが無いため。
- 他大学の動向を確認中。
- ワーキンググループで検討中であるが、統一した見解には至っていない。
- 「軍事的安全保障研究」の定義が明確ではないため、どのような研究を審査対象とすべきか、また、審査制度を設けるにしてもどのような基準で審査すべきか判断がつかない。
- 安全保障技術研究推進制度への対応だけでなく、広く安全保障研究全般に渡って検討しているため。
- 具体的な議論が進んでいない。
- 全国的にも方向性が定まっていない中、結論を出す時期を設定するのは時期尚早であるため。
- 軍事的安全保障研究と見なされる研究課題ごとに学長・副学長会議等の会議体で協議しているが、これを審査制度として確立するために十分な議論が行われておらず、今後慎重に検討する必要があるため。
- 研究倫理委員会で対応を協議しているが、様々な意見があり一つにまとめるのが、困難。
- 「軍事的安全保障研究に関する本学の対応について」において、本学においても、軍事的安全保障研究とみなされる可能性のある研究の取扱いや、研究の適切性について、学内諸機関において議論を重ねていきます。との記載があるが、「新たに審査制度を設ける」という結論には至っていないため。
- 全国医学部長病院長会議の方針が出され次第検討する予定である。
- 学術研究に関わる外部資金の導入（企業等からの奨学寄付金）に関しては、すでに「外部資金受入審査機関」によって審議されることとなっている。いまのところ、軍事的安全保障研究に従事する可能性のあるものは少ないと考えられるので、「指針」に従って可否を決定することができると判断しているため。

○検討に向けて情報を収集している段階である。

○本学では、「声明」が発表される以前から、2016年12月に公表した「□□に係る本学の方針」に関する相談窓口を設置し、本方針に関連して、外部資金への申請、研究費の受け入れ、他研究機関との共同研究等の相談等を受け付け、情報収集を行っているが現在まで具体的な事例がなく、制度設計までには至っていない。

【II-2で「4」を選ばれた機関におたずねします】

付問4 とくに検討していない理由は次のどれですか。(複数回答)

表II-2付問4軍事的安全保障研究についての審査制度を検討していない理由

	1 軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究は一切認めない方針であるため	2 軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究が行われる可能性は殆どないため	3 その他の理由で検討していない
国公立大学 (n=32)	6 18.8%	15 46.9%	11 34.4%
私立大学 (n=13)	2 15.4%	6 46.2%	5 38.5%
大学共同利用機関 (n=1)	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%
国立研究開発法人等 (n=9)	2 22.2%	5 55.6%	2 22.2%
合計 (n=55)	10 18.2%	27 49.1%	18 32.7%

上記（付問4）で「3」を選ばれた機関は、具体的にお書きください。

○本研究機関では軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究が行われる可能性は殆どなく、現状では、審査制度を検討するかどうか未定のため。

○2に近いが、若干異なるため以下のとおり説明する。

研究公募や研究技術交流に限定して明文化した基準は設けておらず、本学の研究理念及び社会的責任を踏まえて、個別に判断する。

軍事的安全保障研究に該当する研究を想定しておらず、判断が必要な場合には、研究者の意見を聞いたうえで大学が責任をもって判断するべきと考えている。

○他機関の状況を見ているため。

○本学「科学者行動規範・行動指針」において、「軍事への寄与を目的とする研究は行わない。」と明記しているため。

○毎週執行部の打合せがあり、数々の案件を協議している。案件の中に軍事的安全保障研究に該

当する案件が出てくる可能性は少ないが、案件が出てきた場合には速やかに協議できる体制になっている。

○本学としては、特段結論を急ぐ必要はないと判断した。

○本学では基本方針を設定し、原則、軍事利用を目的とする研究は行わない。軍事利用を目的とする資金制度への応募及び資金の受け入れは行わない事としている。審査することが必要となった場合には、別途、役員等による会議を設け検討する事としている。

○本学では、軍事的安全保障研究に限らず外部から委託を受けて実施する研究については、国立大学法人法に基づき設置している研究教育評議会における審議・決定を必須としており、技術的・倫理的な審査体制が採られているところ。

○「防衛・軍事機関からの研究資金の受け入れは行わない。」という方針を定めた。

○医学部では研究内容と研究目的の整合性が明確に分けられていない。

○大学の対応について今後検討していく予定であるため。

○応募等の動きが無いので検討を始めていない。

○科学の健全な発展に関わることであり慎重な議論が必要であることに加え、以下の事項を考慮し現時点で決定することは時機尚早と考えるためである。

・「防衛」に関し社会的関心が高まっていることを踏まえ、大学として慎重な発言・行動が求められている。

○「安全保障技術研究推進制度」等への新規の応募は、推奨しないこととしているため。

○機構内の既存の手続きで対応しているため。

○審査制度を検討（作成）中であるが、「声明」がきっかけではない。

○本研究所は□□政策への貢献を目的として設置された法人であるため、軍事的安全保障を目的とした研究を行うと見なされる可能性はほとんどない。このため、個別の事案毎に対応を検討することが可能であるため。

III 防衛装備庁が2015年度から開始した「安全保障技術研究推進制度」についての、貴研究機関の対応をお尋ねします。

III-1 貴研究機関では、これまで、「安全保障技術研究推進制度」への応募を認めたことがありますか。(単一回答)

※ 貴機関の研究者が研究代表者である場合のほか、他機関の応募に研究分担者として参加する場合も含めてお答えください。

表III-1 「安全保障技術研究推進制度」への応募を認めたことの有無（基本集計）

	1 ある	2 ない	3 わから ない	無回答	合計
国公立大学	19	64	1	1	85
	22.4%	75.3%	1.2%	1.2%	100.0%
私立大学	7	23	1	0	31
	22.6%	74.2%	3.2%	0.0%	100.0%
大学共同利用機関	0	6	0	0	6
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
国立研究開発法人等	4	9	0	0	13
	30.8%	69.2%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	30	102	2	1	135
	22.2%	75.5%	1.5%	0.7%	100.0%

III-2 貴研究機関では、「安全保障技術研究推進制度」への応募に関して何らかの方針（ガイドライン）や審査手続等を設けていますか。(単一回答)

表III-2 「安全保障技術研究推進制度」応募に関する方針・審査手続の有無（基本集計）

	1 方針 (ガイド ライン) や審査手 續等があ る	2 方針 (ガイドラ イン) や審 査手續等は 存在しな いが、検討中 である	3 方針 (ガイドラ イン) や審 査手續等は 存在せず、 検討もして いない	4 その他	無回答	合計
国公立大学	24	23	26	12	0	85
	28.2%	27.1%	30.6%	14.1%	0.0%	100.0%
私立大学	14	7	4	5	1	31
	45.2%	22.6%	12.9%	16.1%	3.2%	100.0%
大学共同利用機関	4	0	2	0	0	6
	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%
国立研究開発法人等	4	0	9	0	0	13
	30.8%	0.0%	69.2%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	46	30	41	17	1	135
	34.1%	22.2%	30.4%	12.6%	0.7%	100.0%

上記で「4」を選ばれた機関は、具体的にお書きください。

○平成29年度の応募は学内の教育研究評議会において、認めないこととした。平成30年度の応募は、応募可否を含め、現在、ワーキンググループを設置し、検討中である。

- 大学における安全保障関連研究(軍事研究)に対する基本方針により、原則的に認めていない。なお、科学・技術のデュアルユースを含めた軍事研究につながる恐れのある研究については、学内検討委員会において審査の上、学長がその実施の可否を決定する。
- 応募する研究者がいた場合は、応募書類（研究計画等）をもとに必要に応じて当該研究者を含めた関係者のヒアリングを行って、個別に判断（学長判断）する。
- 上記のとおり、軍事研究を行わない旨の教授会決議を踏まえて、個別事案ごとに慎重に判断しており、これまでに応募を認めた実績はない。
- 軍事的安全保障研究の定義が明確でないため。また、他大学での対応状況を踏まえ検討するため。
- 大学の「科学者行動規範・行動指針」において、「軍事への寄与を目的とする研究は行わない。」と明記しているため。
- 理事（研究担当）が申請内容を確認し、申請の可否を判断。軍事を目的としているか認めれば申請を可としている。
- 毎週執行部の打合せがあり、数々の案件を協議している。案件の中に軍事的安全保障研究に該当する案件が出てくる可能性は少ないと、案件が出てきた場合には速やかに協議できる体制になっている。
- 特段方針は定めていないが、「安全保障技術研究推進制度」に関する応募は認めない予定である。
- 教員養成大学のため、事案は殆どないと思われるため特段の方針を定める予定はない。案件が発生した場合は、教育研究担当理事及び研究倫理担当副学長（□□室長）と当該研究者の面談を実施し、研究内容の確認等を行う。
- 「安全保障技術研究推進制度」への応募に関しては、明確な方針、審査手続等は存在しないが、
1. 応募する場合は事前に事務担当者へ連絡すること。
2. 大学研究委員会で応募内容を審査すること。
3. 大学研究委員会の審査結果をもとに最終的な応募の可否を役員会で決定すること。
で、大学全体のコンセンサスが得られている。但し、実際に応募があった場合の審査基準が決定していないため、日本学術会議には何らかのガイドラインを示してほしい。
- 「防衛・軍事機関からの研究資金の受け入れは行わない。」という方針を定めた。
- 他機関との間で発生する委託研究契約について、個別判断としている。
- 応募等の動きが無いので検討を始めていない。
- 防衛省による競争的資金制度である「安全保障技術研究推進制度」への応募は、当分の間認めないこととしている。
- 審査手続き等があつたが、取扱いや審査制度について改めて検討を行っている。「安全保障技術研究推進制度」については、研究成果が広く民生分野で活用されることを期待されていること、研究成果の公開を原則としていることなどを踏まえ、研究内容が前述の基本的な考え方と合致

し、広く社会に有用で貢献できるものかどうかを、事前に学内の複数の組織による、内容の精査・点検等のダブルチェックを行ったうえで、これに合致したものについて申請を認めていた。しかしながら「声明」が出されたことにより、改めて本学における取扱いについて検討を行うこととし、それまで行っていた審査についても見直すこととなり、学内のWGで検討を行っている。なお、2018年度から検討後の制度を適用できるよう作業を進めている。

○これまで安全保障技術研究推進制度への応募がないため、応募を認めることについて判断の実績がない。方針（ガイドライン）や審査手続等を設けていないが、応募があった時点で案件ごとに判断することを予定している。

○「安全保障技術研究推進制度」への応募について、学内での決裁時に学長が差し止める方針であることを通達している。

○【軍事目的の研究に係る□□大学の基本方針】□□大学の研究者は、人類の平和と社会の持続的な発展のため、軍事目的の研究は行わないこととし、軍事期間や防衛省の研究資金は受け入れない。

【Ⅲ-2で「1」を選ばれた機関におたずねします】

付問1 その方針（ガイドライン）や審査手続等の内容をお書きください。

※関係の文書・規則等がある場合は、下記への記載と合わせて、その名称・URLを回答欄にご記入いただか、本アンケートの依頼文書に同封の返送用封筒にてお送りいただけすると幸いです。

[省略]

付問2 その方針（ガイドライン）や審査手続等は「声明」が出される前から設けていたものですか、それとも「声明」をきっかけに新たに設けたものですか。（単一回答）

表Ⅲ-2 付問2 「安全保障技術研究推進制度」応募に関する方針・審査手続を設けた時期

	1 「声 明」が出 される前 から設け ていた	2 「声 明」が出さ れる前から 設けていた が、「声 明」をきつ かけに内容 を改訂した	3 「声 明」をきつ かけに新たに設 けた	4 その 他	無回答	合計
国公立大学	7	1	16	0	0	24
	29.2%	4.2%	66.7%	0.0%	0.0%	100.0%
私立大学	9	0	4	1	0	14
	64.3%	0.0%	28.6%	7.1%	0.0%	100.0%
大学共同利用機関	1	0	3	0	0	4
	25.0%	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	100.0%
国立研究開発法人等	4	0	0	0	0	4
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	21	1	23	1	0	46
	45.7%	2.2%	50.0%	2.2%	0.0%	100.0%

上記（付問2）で「4」を選ばれた機関は、具体的にお書きください。

○2016年度より□□〔産学連携関係の組織〕から軍事研究の関連機関との共同研究の申し出について学長に相談が2件あり、臨時審議を経て全て却下している。このような申請を受ける状況となり、軍事研究に関する本学の対応について再度見直しを行った結果、□□大学研究者行動規範に軍事研究を禁止する項目を新たに設けることになり、2017年□月に可決され4月1日に遡って適用となった。日本学術会議の声明は検討の最中に出されたが、規範の改定は大学独自の判断で行った。

【III-2で「2」を選ばれた機関におたずねします】

付問3 結論を得る時期について、具体的な見通しは立っていますか。(单一回答)

表III-2付問3_1 「安全保障技術研究推進制度」応募に関する方針・審査手続の検討の
結論を得る時期の見通し

	1 具体的な見通しが立っている	2 具体的な見通しが立っていない	無回答	合計
国公立大学	7	16	0	23
	30.4%	69.6%	0.0%	100.0%
私立大学	0	7	0	7
	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
大学共同利用機関	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
国立研究開発法人等	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	7	23	0	30
	23.3%	76.7%	0.0%	100.0%

上記(III-2付問3)で「1」を選ばれた機関は、具体的な時期をお書きください。

(西暦) _____年____月頃

年月	回答数
2018年3月頃	5
2018年8月頃	1
2018年10月頃	1

(注) このほか、「2017年2月頃」の回答があったが誤回答の可能性があり、表には掲載しなかった。

上記(III-2付問3)で「2」を選ばれた機関は、お差し支えない範囲で、具体的な時期の見通しが立っていない理由をお書きください。

- 本アンケートの結果や、今後の日本学術会議における検討結果を、本学における検討の参考としたい。
- 学内の意見を集約したところで、意見をもとに対応を検討中のため。
- 研究倫理専門委員会において審議中であるため。
- 軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきと大学に求めているが、具体案の作成の議論を継続している。
- 審査制度と同様に検討を開始するところであるため。
- 方針や審査制度の設置について検討中。なお、学術コミュニティ等、他機関の方針等を参考としたい。
- 学内の研究状況及び他大学等の状況を踏まえ、検討する予定である。

- 軍事的安全保障研究の定義が明確でないため。また、他大学での対応状況を踏まえ検討するため。
- 原案は作成中であるが、具体的な見通しは立っていない。
- 研究者から申請に対する問い合わせが無いため。
- ワーキンググループで検討中であるが、統一した見解には至っていない。
- 安全保障技術研究推進制度への対応だけでなく、広く安全保障研究全般に渡って検討しているため。
- 現在のところ該当する研究領域が無いため、早急な対応が求められていないことから、他機関等の動向を踏まえて適時対応を検討する予定である。
- 全国的にも方向性が定まっていない中、結論を出す時期を設定するのは時期尚早であるため。
- 「安全保障技術研究推進制度」への応募については、学長・副学長会議等の会議体で協議することとしているが、これを審査制度として確立するために十分な議論が行われておらず、今後慎重に検討する必要があるため。
- 研究倫理委員会で対応を協議しているが、様々な意見があり一つにまとめるのが、困難
- 全国医学部長病院長会議の方針が出され次第検討する予定である。
- 科学の健全な発展に関わることであり慎重な議論が必要であることに加え、以下の事項を考慮し現時点で決定することは時機尚早と考えるためである。
 - ・「防衛」に関し社会的関心が高まっていることを踏まえ、大学として慎重な発言・行動が求められている。
- 検討に向けて情報を収集している段階である。

【Ⅲ-2で「3」を選ばれた機関におたずねします】

付問4 とくに検討していない理由は次のどれですか。(複数回答)

表Ⅲ-2 付問4 「安全保障技術研究推進制度」応募に関する方針・審査手続を検討していない理由

	1 本研究機関では「安全保障技術研究推進制度」に応募する可能性は殆どないため、方針（ガイドライン）や審査手続等を検討する必要はない	2 「安全保障技術研究推進制度」は制度として何の問題もないため、方針（ガイドライン）や審査手続等を検討する必要はない	3 その他の理由で検討していない
国公立大学 (n=26)	19	0	7
	73.1%	0.0%	26.9%
私立大学 (n=4)	3	0	1
	75.0%	0.0%	25.0%
大学共同利用機関 (n=2)	1	0	1
	50.0%	0.0%	50.0%
国立研究開発法人等 (n=9)	7	1	1
	77.8%	11.1%	11.1%
合計 (n=41)	30	1	10
	73.2%	2.4%	24.4%

上記で「3」を選ばれた機関は、具体的にお書きください。

- 本研究機関では「安全保障技術研究推進制度」に応募する可能性は殆どなく、現状では、方針や審査手続き等を検討するかどうか未定のため。
- 1に近いが、若干異なるため以下のとおり説明する。
 - 研究公募や研究技術交流に限定して明文化した基準は設けておらず、本学の研究理念及び社会的責任を踏まえて、個別に判断する。
 - 軍事的安全保障研究に該当する研究を想定しておらず、判断が必要な場合には、研究者の意見を聞いたうえで大学が責任をもって判断するべきと考えている。
- 応募を認めていないため。
- 応募がなかったため。
- 大学の方針として、軍事に関わる研究は行なわない。
- 大学の対応について今後検討していく予定であるため。
- 個別の制度に関して審査基準をつくる予定はない。
- 本学では、応募する可能性が出てきたら、ガイドラインなどルールや手続きについて検討する。
- 本研究所は□□政策への貢献を目的として設置された法人であるため、当該制度への応募は少なく、個別の事案毎に対応を検討することが可能であるため。

IV 「安全保障技術研究推進制度」以外の、防衛省や防衛装備庁との研究協力（以下、「その他の防衛省等との研究協力」）についての、貴研究機関の対応をお尋ねします。

IV-1 貴研究機関では、最近10年間に「その他の防衛省等との研究協力」が実施されたことはありますか。（単一回答）

- ※ ここで「研究協力」とは、防衛省や防衛装備庁との共同研究、受託研究、調査・研究役務の引き受け、シンポジウム、防衛装備品の技術水準の審査等に関わる委員への就任等、広くお考えください。
- ※ 研究プロジェクトの場合、貴機関の研究者が研究代表者である場合のほか、他機関が行う研究協力に研究分担者として参加する場合も含めてお答えください。

表IV-1 「その他の防衛省等との研究協力」の実施の有無

	1 ある	2 ない	3 研究機関への届出や報告を求めていないため、わからない	4 その他の理由でわからない	無回答	合計
国公立大学	13	56	11	5	0	85
	15.3%	65.9%	12.9%	5.9%	0.0%	100.0%
私立大学	4	21	3	3	0	31
	12.9%	67.7%	9.7%	9.7%	0.0%	100.0%
大学共同利用機関	4	2	0	0	0	6
	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
国立研究開発法人等	5	6	1	1	0	13
	38.5%	46.2%	7.7%	7.7%	0.0%	100.0%
合計	26	85	15	9	0	135
	19.3%	63.0%	11.1%	6.7%	0.0%	100.0%

上記（IV-1）で「4」を選ばれた機関は、具体的にお書きください。

○共同研究を1件実施している。
○研究協力については一部の案件（受託・共同研究等契約を締結するものや兼業）しか申請・報告等を義務付けていないため、全ての活動は把握できていない。
○研究者から届出や報告を求めていないものもあるため。
○共同研究、受託研究の実施実績はない。ただし、調査・研究役務の引き受け、シンポジウム、防衛装備品の技術推進の審査等に係わる委員への就任等については、届出や報告を求めていないので、把握していない。
○大学との直接契約ではないが、学内の研究者が、科学研究に係る米国空軍事務所のアジア拠点であるAOARD（アジア航空宇宙研究開発事務所）から研究資金を受けたことがある。 資金はAOARDから当該研究者個人の口座に振り込まれ、研究者から大学に、自身の研究に対して寄附が行われた。使途は、当該研究者への研究費となっている。 また、本学研究者が防衛施設庁と共同研究（契約金額は0円）を行う予定。

- 共同研究、受託研究、補助金及び兼業については、事務局を経由して申請又は届出をすることとなっており、平成19年度以降の防衛省や防衛装備庁との状況について調査した結果、平成27年度採択の「安全保障技術研究推進制度」以外は確認できなかった。なお、これら以外の、例えばシンポジウムへの協力等については、兼業としての届出がない場合は、わからない。
- 防衛装備庁□□研究所における□□に関する有識者委員会委員に就任。
- 「安全保障技術研究推進制度」以外の、防衛省・防衛装備庁との研究協力については、共同研究・受託研究等の契約等の機関内の手続きを伴うものはないものと認識しているが、シンポジウム等への協力など、特段、機関内の手続き等を要さない案件については、把握していない。
- 防衛省・防衛装備庁との共同研究、受託研究、調査・研究役務の引き受け、防衛装備品の技術水準の審査等に関わる委員への就任等は、機関への届出を必要としており把握できている。しかし、シンポジウム開催の協力や参加等については不明なものがある。
- 「軍事的安全保障研究に関する□□(通知名)」を発表する前については、特に届出や報告を求めていないため、わからなかった。発表後については、「軍事的安全保障研究とみなされる可能性のある研究の取扱いや、研究の適切性について」、具体的な研究活動が実施され、研究資金等の受け入れがあるのであれば、□□(会議名)において審議をして判断することになるが、いまだ具体的な事例がない。
- 研究支援部門で把握している部分では「ない」が、全学的調査を行ったわけではないため。
- 本学には「□□(基準名)」があり、その基準に照らし、□□(委員会名)で受入（共同研究、受託研究、調査研究など）の審議をしている。よって「その他の防衛省等との研究協力」についても同様（認めない）の判断となる。しかしながら、研究役務の引き受け（指摘の官庁系関連委員の就任含む）については、届出や報告の対象としているものの、その他の各種委員就任等の数も膨大で全てを把握できていらない状況が過去には1件あった（現在は学部等との連携を密にしており、当該委員等就任は把握できる環境にある）。なお、シンポジウムについては必ずしも届出の対象とはしていない。
- 知る限りはありませんが、法人統合を繰り返しているので、ないと断定できる根拠も持っていない。

【IV-1で「1」を選ばれた機関におたずねします】

付問 実施された「研究協力」の内容について、お差し支えない範囲でお書きください。

- 防衛装備品の技術水準の審査等に関わる委員への就任。
- 共同研究。
- 防衛省の環境影響評価に関するアドバイザー、防衛装備庁の外部評価委員会委員。
- 防衛装備庁技術研究本部先進技術推進センターとの研究協力（研究費の授受なし）、防衛大学校との共同研究（研究費の授受なし）。
- 防衛装備品等の研究に関する外部評価委員。

- 防衛省、防衛装備庁から、外部評価委員等の委嘱を受けたことはある。
- 防衛省技術研究本部 外部評価委員会委員。
- 防衛装備品の開発等とは全く関係のない基礎研究分野において、防衛医科大学校との共同研究。
- 「□□（防衛省施設名）」において民生分野における試験評価施設の活用方法及び地元高等教育機関や研究機関等との研究協力等の在り方について審議。
- 防衛装備庁より、「防衛技術分野に係る民間部門の知見等の活用状況に関する役務」を受託し、海外の政策動向調査を行っている。
- 生物テロ（細菌を使ったテロ）に対応するための除染技術に関する受託事業。
- 防衛省の技術評価委員（基礎研究の技術レベル評価を実施）等。
- 防衛省技術研究本部先進技術推進センターとの共同研究。
- 防衛医科大学、防衛研究所に対するサービスの利用許可。
- 防衛装備庁との共同研究。
- 特定分野において研究協力に関する包括協定を締結。
- 自衛隊員の活動時の身体負荷を低減するためのパワードスーツの、通常の生活環境を想定した範囲での使用時安全性評価に関する助言（委員会委員として）。水中無人航走体長期運用システム技術の研究に関する外部評価委員会委員（評価対象事項：電力マネージメント）、ただし、当該研究のうち、その他民生用機器にも共通しうる電力マネージメント技術に関する評価に限る。
- 防衛大学校と開発実験の共同研究を実施。
- 防衛医科大学所属の研究者に対しスーパーコンピュータの利用を許可。
- □□〔日時、場所〕であった皆既日食の観測のため、観測機器・要員の輸送と観測場所の提供について防衛省に協力を要請し、観測を実施した。
- 新材料を活用した、災害時に使用される応急橋梁技術に関する共同研究。
- 施設利用などの技術協力。

IV-2 貴研究機関では、「その他の防衛省等との研究協力」の実施に関して何らかの方針（ガイドライン）や審査手続を設けていますか。（単一回答）

表IV-2 (a) 「その他の防衛省等との研究協力」実施に関する
方針・審査手続の有無（基本集計）

	1 方針 (ガイド ライン) や審査手 続等があ る	2 方針（ガ イドライ ン）や審査 手續等は存 在しない が、検討中 である	3 方針（ガ イドライ ン）や審査 手續等は存 在せず、検 討もしてい ない	4 その 他	無回答	合計
国公立大学	21	20	34	9	1	85
	24.7%	23.5%	40.0%	10.6%	1.2%	100.0%
私立大学	14	5	4	5	3	31
	45.2%	16.1%	12.9%	16.1%	9.7%	100.0%
大学共同利用機関	4	0	2	0	0	6
	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%
国立研究開発法人等	3	0	7	1	2	13
	23.1%	0.0%	53.8%	7.7%	15.4%	100.0%
合計	42	25	47	15	6	135
	31.1%	18.5%	34.8%	11.1%	4.4%	100.0%

上記で「4」を選ばれた機関は、具体的にお書きください。

- 今後検討することとしている。
- 本学における安全保障関連研究(軍事研究)に対する基本方針により、原則的に認めていない。なお、科学・技術のデュアルユースを含めた軍事研究につながる恐れのある研究については、学内検討委員会において審査の上、学長がその実施の可否を決定する。
- 方針（ガイドライン）等は定めていないが当面は、「その他の防衛省等との研究協力」に関する受入等が生じる場合は、その都度関係書類等をもとに判断する。
- 共同研究や資金提供（例：奨学寄附金）の受入については、特段軍事や安全保障に関する規定はないが、学内の一般的な規定に基づいて、受入部局長がその可否を決定し、また、その内容について教授会等に報告することとしている。
- 軍事研究を行わない旨の教授会決議を踏まえて、個別事案ごとに慎重に判断している。
- 大学の「科学者行動規範・行動指針」において、「軍事への寄与を目的とする研究は行わない。」と明記しているため。
- 毎週執行部の打合せがあり、数々の案件を協議している。案件の中に軍事的安全保障研究に該当する案件が出てくる可能性は少ないが、案件が出てきた場合には速やかに協議できる体制になっている。
- 本学では、軍事的安全保障研究に限らず外部から委託を受けて実施する研究については、国立

大学法人法に基づき設置している研究教育評議会における審議・決定を必須としており、技術的・倫理的な審査体制が採られているところ。

- 「防衛・軍事機関からの研究資金の受け入れは行わない。」という方針を定めた。
- 学長による個別対応とした。
- 応募等の動きが無いので検討を始めていない。
- 必要な都度、個別に検討する。
- 委員への就任等は審査制度の対象には想定していない。
- 方針（ガイドライン）や審査手続等は存在しないが、実施予定があった時点で案件ごとに判断することを予定している。
- 外部から獲得した研究資金は、学部の教授総会で報告し、軍事目的ではないことを確認している。
- 防衛省等に限らず、他機関との共同研究にあたっては審査手続きを行っている。共同研究規程等。

【IV-2で「1」を選ばれた機関におたずねします】

付問1 その方針（ガイドライン）や審査手続等の内容をお書きください。

※関係の文書・規則等がある場合は、下記への記載と合わせて、その名称・URLを回答欄にご記入いただか、本アンケートの依頼文書に同封の返送用封筒にてお送りいただけすると幸いです。

〔省略〕

付問2 その方針（ガイドライン）や審査手続等は「声明」が出される前から設けていたものですか、それとも「声明」をきっかけに新たに設けたものですか。（単一回答）

表IV-2 付問2 「その他の防衛省等との研究協力」実施に関する
方針・審査手続を設けた時期

	1 「声 明」が出 される前 から設け ていた	2 「声 明」が出さ れる前から 設けていた が、「声 明」をきつ かけに内 容を改訂した	3 「声 明」をき つかけに 新たに設 けた	4 そ の 他	無回答	合計
国公立大学	8	1	10	0	2	21
	38.1%	4.7%	47.6%	0.0%	9.5%	100.0%
私立大学	10	0	3	0	1	14
	71.4%	0.0%	21.4%	0.0%	7.1%	100.0%
大学共同利用機関	1	0	3	0	0	4
	25.0%	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	100.0%
国立研究開発法人等	3	0	0	0	0	3
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	22	1	16	0	3	42
	52.4%	2.4%	38.1%	0.0%	7.1%	100.0%

上記で「4」を選ばれた機関は、具体的にお書きください。

○III-2の付問2の「4」に関する回答と同じ。

【IV-2で「2」を選ばれた機関におたずねします】

付問3 結論を得る時期について、具体的な見通しは立っていますか。(单一回答)

表IV-2付問3 「その他の防衛省等との研究協力」実施に関する方針・審査手続の
検討の結論を得る時期の見通し

	1 具体的な見通しが立っている	2 具体的な見通しが立っていない	無回答	合計
国公立大学	6	14	0	20
	30.0%	70.0%	0.0%	100.0%
私立大学	0	6	0	6
	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
大学共同利用機関	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
国立研究開発法人等	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	6	20	0	26
	23.1%	76.9%	0.0%	100.0%

(注) IV-2で「2」を選択した回答数が「25」であるのに対して、付問3の回答数は「26」であった。

上記(IV-2付問3)で「1」を選ばれた機関は、具体的な時期をお書きください。

(西暦) _____年____月頃

年月	回答数
2018年3月頃	5
2018年8月頃	1
2018年10月頃	1

上記(IV-2付問3)で「2」を選ばれた機関は、お差し支えない範囲で、具体的な時期の見通しが立っていない理由をお書きください。

III-2付問3の「2」に関する回答と重複するものが多い。

【IV-2で「3」を選ばれた機関におたずねします】

付問4 とくに検討していない理由は次のどれですか。(複数回答)

表IV-2 付問4 「その他の防衛省等との研究協力」実施に関する
方針・審査手続を検討していない理由

	1 本研究機関では「その他の防衛省等との研究協力」が実施される可能性は殆どないため、方針（ガイドライン）や審査手続等を検討する必要はない	2 「その他の防衛省等との研究協力」は研究活動として何の問題もないため、方針（ガイドライン）や審査手続等を検討する必要はない	3 その他の理由で検討していない
国公立大学(n=34)	23	3	8
	67.6%	8.8%	23.5%
私立大学(n=5)	4	0	1
	80.0%	0.0%	20.0%
大学共同利用機関(n=2)	1	0	1
	50.0%	0.0%	50.0%
国立研究開発法人等(n=8)	4	1	3
	50.0%	12.5%	37.5%
合計(n=49) (注)	32	4	13
	65.3%	8.2%	26.5%

(注) IV-2で「3」を選択した回答数が「47」であるのに対して、付問4の回答数「49」。

IV-2で「3」を選択していない2機関が付問4に回答している。

上記で「3」を選ばれた機関は、具体的にお書きください。

○本研究機関では「その他の防衛省等との研究協力」が実施される可能性は殆どなく、現状では、方針や審査手続き等を検討するかどうか未定のため。

○1に近いが、若干異なるため以下のとおり説明する。防衛庁・防衛装備庁との研究協力に関する基準は設けておらず、本学の研究理念及び社会的責任を踏まえて、個別に判断する。判断が必要な場合には、研究者の意見を聞いたうえで大学が責任をもって判断すべきと考えている。

○他機関の状況を見ているため。

○大学の方針として、軍事に関わる研究は行わないこととしているため。

○「その他の防衛省等との研究協力」を想定していない。

○現在研究協力は行っていないため。

○大学の対応について今後検討していく予定であるため。

○安全保障技術研究推進制度と同様にデュアル・ユースの研究等については、所内の幹部会議に諮り、議論を経て、取り扱いを決めるため。

○本研究機関では「その他の防衛省等との研究協力」は現在実施されていないため、審査手続き等は検討していない。なお、他機関との研究協力、受託研究等の実施に当たっては、所内規程に

より□□研究所のミッションとの整合性を確認している。

○個別の機関に関して審査基準をつくる予定はない。

V 「声明」「軍事的安全保障研究」「軍事と学術との関わり方」等についてご意見やお考えがあれば自由にお書きください。

- ・軍事目的の研究をしないことを掲げた従来の方針を継承した「声明」は尊重する。
 - ・基礎・実用研究が、軍民両用可能性が想定されるという理由だけで禁止されることがあってはならないが、アカデミアだけでなく、広い国民的議論が必要である。
 - ・個別の大学毎に方針（ガイドライン）や審査手続等を制定すると、大学間に軋みが生じることにならないか懸念される。
- 「声明」では、軍事的安全保障研究の適切性の判断を、各大学に求めているが、最終的な判断は各大学に委ねられるとしても、日本学術会議としての具体的な判断基準を示していただきたい。
- 本学における研究の意義は、本学教員の自由意志による基礎的・基盤的・長期的な観点に基づく、「真理の探究・知識の体系化」、「産業への貢献・次世代の産業の芽の創出」、「人類社会の持続的発展のための諸課題の解決」を目指した多様で独創的な成果の創出を通じて「真理の探究と革新的科学技術の創出によって地球上全ての構成員の福祉の増進に資する」という目標を達成することにある。一方、教員の自由意志により実施される研究は、つねに自己責任において実施されなければならない。
- これらを実現するうえで、学術会議の声明（3月24日）は基本的にはこれを尊重すべきと考えている。そこに示されているように、大学は組織として制度を持つべきであるとともに、研究者個人も倫理的責任を認識して研究に取り組むべきであろう。
- この考えに沿って、本学が10年前から持っていた要領などは社会情勢の変化や学術会議の「声明」なども考慮に入れた形で、改めて制度の設計を進めている。なお、本学は□□年度に「安全保障技術研究推進制度」に1件採択されており、これを実施した経験も活かし、より良い制度設計を目指している。
- 大学の研究成果については、いかなる場合においても軍事利用すべきではない。
- 基礎研究のための予算は、防衛関係予算ではなく科学技術関係予算として文部科学省等に措置すべきである。
- ・本学は教員養成大学であり、軍事利用に直結する研究は殆どないと思われる。
 - ・デュアルユース技術などの観点から、何をもって「軍事利用に直結する研究」とするのか規定することは容易ではなく、従ってその例に対応する体制整備も難しいと思う。
- 「軍事目的のために科学的研究を行わない」ことは、□□大学の研究者として、最低限、維持すべき矜持であると考える。こうした観点に立ち、本学では、研究者行動規範のなかで、研究成果が研究者自身の意図に反して破壊的行為に悪用される可能性があることを認識するよう指摘し、研究の実施や成果の公表にあたって社会に許容される適切な手段と方法を選択するよう定めた。同時に、共同研究規程では、以前から、軍事目的の研究は受け入れ対象としないことを規定している。多くの科学技術はデュアルユースの可能性を持っており、個々の科学者が、自らの研究成果の利用について高い意識をもって研究を進めることが重要だと考えている。
- 本学では、研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し適切に行動することとしており、戦争に協力することはない。しかし研究には、平和目的にも軍事目的にも利用され得る両義性が本質的に存在する。そのため、予算の配分機関や共同研究先、基礎研究か否かといった観点での、研究の入り口における制限では、研究成果の軍事利用の抑止にならない。またそれは、研究は本来自由なものであるという原則にも反する。よって、入り口の制

限ではなく、成果の公開を前提とした、学術・研究者コミュニティにおける、研究成果の軍事利用防止に向けた継続的議論こそが最も重要であると考える。

○入口での慎重な審査は必要であるが、資金が防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」であっても、その研究の目的や成果が社会や平和への貢献であるならば、問題はないと考えています。

○日本学術会議の声明には現実と乖離している点があると感じる。

第一に、声明のタイトルとなっている軍事的安全保障研究の定義が不明確である。声明では「軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる研究」とあるが曖昧ではっきりしない。具体的にどのような研究を指すのか。どのような要件が揃えば軍事的安全保障研究となるのかを示してほしい。研究の自由を制限する以上、少なくともやってはいけない行為を明確に定めておく必要があるだろう。

第二に、声明で言及し危惧している「安全保障技術研究推進制度」への見解についても、事実誤認といえる箇所がある。「将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ」とあるが、公募要領にはどこにもそのような文言はなく「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究を公募するものです」と記載されているのみである。日本の科学技術の底上げを狙ったものだと読み取ることができる。

また「外部の専門家ではなく同府内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い」という箇所も他の競争的資金においても配分機関が進捗管理を行うのはむしろ当然のことと、進展していない場合は、次年度の配分が打ち切られることは珍しくない。

そもそも公募要領には「本制度の運営においては、・受託者による研究成果の公表を制限することはありません。・特定秘密を始めとする秘密を受託者に提供することはありません。・研究成果を特定秘密を始めとする秘密に指定することはありません。・プログラムオフィサーが研究内容に介入することはありません。」と朱書きで明確に示されている。事実に則って語るべきであろう。

これらのこと加え、声明は、総会ではなく執行部による幹事会で採択された。正式な手続きとはいえ、様々な意見があるものを総会を経ずに決議した経緯については、丁寧な説明が必要であった。

最先端の研究はデュアルユースである。技術に境界線はなく、軍事研究を定義づけることは実質不可能ではないだろうか。それゆえに、研究成果が社会に与える影響についての教育が重要だと考える。

なお「科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生分野の研究資金の一層の充実」という点については、例えば、JSPS の科研費による研究成果ならば軍事利用されないという保障はないが、多くの国民の理解が得られやすいという点で賛同する。

○科学技術における 第5期基本計画のバックランドとして、日本の研究力の危機的な状況が謳われている。本学は同計画に準じ、人材育成、学術・基礎研究等の強化、国際競争力向上等に向けた施策を講じているが、これらを支援する公的、私的機関からの長期的・安定的な資金のサポートが必須と考えている。

○声明において、大学に対し審査制度を設ける旨の提言があったが、日本学術会議においても一定の考え方を示していただきたい。

○『防衛・軍事機関からの研究資金の受け入れは行わない。』という方針を定めた。

○・研究の推進に当たっては、「声明」のいうところの「国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負う」とあり、本学の建学の精神・理念に合致するものである。一方、生命倫

理に反する行為は、本学としても当然認めていないものであるが、その兼ね合いについて、明確に線引きできない場合がある。例えば、研究テーマや企業との研究契約などによっては、将来的あるいは間接的に軍事的研究に当たるリスクも想定され、本学教職員として容認できる研究か否かを明確に判断することは困難。

・このため、本学としての対応を明確にするに当たっては、慎重に検討の上、来年度中にその方向性を決定していく。

○国の軍事的安全保障研究の軍事研究の範囲や定義が曖昧で不明確であるため、本学では軍事に関係する事象については一切禁止の対応を取った。本学の建学の理念に則り、人の命を助ける自然科学系の大学であるため、いかなる理由があろうとも軍事に関する研究については禁止することを決定した。

○審査制度や審査手続きについての標準モデルを示していただくことを、日本学術会議に期待します。個別の大学が、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査すること、また、その体制を設けることは、困難であると思慮します。

○学問の自由と独立、成果の公開を大学は守っていかなければならない。それが大学の存在理由だからである。

○社会的要請も踏まえて慎重に検討する必要があると考えている。

○□□〔機関名〕では、IT全体に関わる様々な分野で研究開発を実施しているが、その中には外部の〔眼?〕から見ると軍事研究と受け取られるような研究も見られる。例えば、情報セキュリティ（「サイバーアタック」という言葉に象徴的）やAIに関する研究がこの例である。軍事的安全保障研究についての検討では、□□〔学問分野〕のこのような特性を踏まえた上で進めるようお願いしたい。〔回答に一部文字化けがあった箇所は前後の脈絡から補った。〕

○なお、本研究機関では□□年度に〔地名〕飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会構成委員（防衛省〔地方防衛局名〕）に参加している実績がある。

○防衛装備庁「安全保障技術研究制度」は、公開が原則であり、研究の成果（知的財産）は大学で所有でき、軍事向けではない基礎研究を公的資金で支援していただけ、大学としてはたいへんありがたい研究支援制度である。しかしながら、防衛省から提供される研究資金であることから、社会的に受け入れられづらい状況である。大学など研究機関への基礎研究の支援は研究の振興のためにたいへん重要であり、防衛省などを経由しない制度、予算の仕組みを日本学術会議からも強く働きかけていただきたい。

○本学は、□□〔規則名〕の中で、「環境保全・平和利用」を掲げて、軍事利用・人権抑圧等平和に反する内容を目的とする研究・社会連携活動は一切行わないこととしている。本学が目指しているのは、高度で先進的な研究成果をもとに、学外研究機関との交流をはじめ、民間企業、国、地方自治体や地域社会と連携して、平和で豊かな社会を創造することである。

○ 1. 軍事研究への対応について

（1）軍事研究に対する本学の姿勢について

□□〔大学名〕では、「平和と民主主義」の教学理念、「自主・民主・公正・公開、非暴力の原則」を謳った憲章を理念としており、それらに基づいた研究教育を行っています。また、研究に関わる本学の自己規律として定められた「指針」および「基準」においては、軍事開発に関わる

研究教育を認めていません。

「指針」においては、「研究者は、学外機関との研究交流にあたり、□□〔大学名〕学外交流倫理基準に則り、自主・民主・公開・平和利用の4つの原則にもとづき行動する」と定められています。また、基準第6条において、「平和利用の原則」に関しては、次の基準とするとされています。(1)軍事開発や人権抑圧など反人類的内容を目的とする研究教育は行わないこと、(2)交流による研究成果が、明白に本条(1)に定める目的で利用されるものではないこと。

(2) 防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」への対応について

□□〔大学名〕では、防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」に対して、学外交流倫理基準における自主・民主・公開・平和利用の基準に照らして以下の判断をしています。

第一に、研究資金の出所の問題です。本学では防衛省など軍事機関からの研究資金受入は認めていません。そのことは、防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」にも適用されます。

第二に、研究目的の問題です。「安全保障技術研究推進制度」における今次の公募は基礎研究に限定されています。しかし、同制度は応用研究段階での軍事利用につなげることを目的とした基礎研究であり、軍事開発研究の一環とみなすことができることから、本学の平和利用の原則に反すると判断されます。

第三に、自主・民主・公開の原則に関わる問題です。特に、軍事開発に関わる研究は秘密保持が要求される可能性が高く、研究の公開性の原則に反するおそれがあります。

以上の点に照らし、□□〔大学名〕〔略〕として、防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」を認めないと研究倫理委員会（2017年3月□日〔「声明」の前の時期〕実施）に報告し、確認されています。また、マスコミ等からのアンケートにおいても防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」への応募を認めないと回答しています。

2. 軍事開発と研究倫理に関する本学の指針等の周知について

□□〔大学名〕では、学内研究者に対して、〔略〕のウェブページや研究倫理ハンドブックなどを通じて、研究倫理指針、学外交流倫理基準等の周知・徹底を図るとともに、学習・懇談会を開催し、軍事研究に関わる倫理問題と本学の姿勢についての理解を深めることとしています。

また、各学部・研究科等に対しては、学部長懇談会等での学習・情報共有、全学の研究委員会での研究倫理指針、学外交流倫理基準等の周知・徹底を図っています。

○当研究所で軍事に関わる研究が行われる可能性は近い将来にわたってほぼゼロと考えられるため、具体的な方針や審査手続きはまだ策定していないが、研究機関としてこの問題についての基本方針を議論しコンセンサスを形成しておくことは重要と認識している。

○教授会にて可決された、以下の□□「〔機関名〕における軍事研究の禁止の方針」

□□〔機関名〕は、軍事利用を直接の目的とした研究を行わず、協力もしない。

□□〔機関名〕は、安全保障技術研究推進制度もしくはそれに類する制度への応募は行わない。

について、出席者からの主な意見及び質問は次のとおりであった。

・科学者・研究者の個々人の倫理で判断すべき事項で組織の決定で強制されるべきものではないのではないか。

・□□〔機関名〕の理念から導かれる(あるいは理念・倫理規定として制定すべき)事項ではないか。

・1文目だけで十分で、2文目でさらに安全保証技術研究推進制度にまで言及する必要はあるのか。

○学内では、学術研究の健全な発展が叶うように、真摯に取り組んでいくことが確認されています。

<付録2>学協会アンケート関連資料

1. 調査の概要

調査	日本学術会議「軍事的安全保障研究に関する声明」についてのアンケート（略称：学協会アンケート）
調査実施時期	2020年1月10日～同2月10日 ※当初の回答期限は2020年1月28日としていたが、以後も引き続き回答が届いたことから期間を延長し、2月10日に最終的に回答を締め切った。
調査実施主体	日本学術会議科学者委員会・軍事的安全保障研究声明に関するフォローアップ分科会
調査対象	日本学術会議に協力学術研究団体として登録されている2,037の団体
調査方法	上記の調査対象学協会に対して電子メールで調査協力依頼を行ったうえで、回答は各学協会が、内閣府・共通意見等登録システム（Nopi）上に開設した回答画面に入力する方法で実施（不正アクセスやなりすまし等を防止するため、調査対象期間には、個別にパスワードを発行）。

有効回答数及び回収率

	対象学協会数	回答学協会数	回収率 (%)
第一部（人文社会）	1002	152	15.2
第二部（生命科学）	939	195	20.8
第三部（理学工学）	553	117	21.2
合計	2494	464	18.6

(注) ここでの部区分は、関連分野が複数の部に重複している学協会もそのままカウントしている。

2. 集計表

«凡例»

1. ここでの部区分は、関連分野が複数の部に重複している学協会も、どれか1つに区分可能な場合は区分し、それ以外は「その他学際」とした。
2. 表の上段は実数、下段は比率(%)
3. 自由記述部分については、学協会が特定されないように、最低限の編集を行っている。

I 貴団体における「軍事的安全保障研究に関する声明」に関する議論の状況についておたずねします。
I-1. 「安全保障研究」(あるいは一般的に「軍事」や「防衛」に関する研究)と協力学術研究団体の活動との関係について、何らかの議論をしたことがありますか(たとえば、理事会などで議題に挙げた、シンポジウム等を開催した、など)。

表 I-1 軍事的安全保障研究に関する議論の有無

	した	していない	合計
人文社会	8	117	125
	6.4%	93.6%	100.0%
生命科学	5	160	165
	3.0%	97.0%	100.0%
理学工学	15	69	84
	17.9%	82.1%	100.0%
その他学際	0	5	5
	0.0%	100.0%	100.0%
合計	28	351	379
	7.4%	92.6%	100.0%

【I-1で「議論した」と回答した学協会に】

付問1 議論を行ったのは、声明が出される前ですか。後ですか。

表 I-1 付問1 声明の前か後か

	前	後	合計
人文社会	3	5	8
	37.5%	62.5%	100.0%
生命科学	2	3	5
	40.0%	60.0%	100.0%
理学工学	5	10	15
	33.3%	66.7%	100.0%
その他学際	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%
合計	10	18	28
	35.7%	64.3%	100.0%

付問2 どのように議論しましたか。あてはまるものをすべてお答えください。(複数回答)

- 1 理事会等で議論ないし話題にした
- 2 シンポジウム等で議論をした
- 3 ガイドラインの作成等、協力学術研究団体としての方針や方向性の検討をはじめた
- 4 ガイドライン等の協力学術研究団体としての方針や方向性を定めた

表 I-1 付問2 1. 理事会等での議論の有無

	した	しない	合計
人文社会	7	118	125
	5.6%	94.4%	100.0%
生命科学	5	160	165
	3.0%	97.0%	100.0%
理学工学	14	70	84
	16.7%	83.3	100.0%
その他学際	0	5	5
	0.0%	100.0%	100.0%
合計	26	353	379
	6.9%	93.1%	100.0%

表 I-1 付問2 2. シンポジウム等での議論の有無

	した	しない	合計
人文社会	4	121	125
	3.2%	96.8%	100.0%
生命科学	0	165	165
	0.0%	100.0%	100.0%
理学工学	1	83	84
	1.2%	98.8%	100.0%
その他学際	0	5	5
	0.0%	100.0%	100.0%
合計	5	374	379
	1.3%	98.7%	100.0%

表 I-1 付問 2 3. 方針や方向性の検討を始めた

	した	しない	合計
人文社会	1	124	125
	0.8%	99.2%	100.0%
生命科学	0	165	165
	0.0%	100.0%	100.0%
理学工学	1	83	84
	1.2%	98.8%	100.0%
その他学際	0	5	5
	0.0%	100.0%	100.0%
合計	2	377	379
	0.5%	99.5%	100.0%

表 I-1 付問 2 4. 方針や方向性を定めた

	した	しない	合計
人文社会	0	125	125
	0.0%	100.0%	100.0%
生命科学	0	165	165
	0.0%	100.0%	100.0%
理学工学	3	81	84
	3.6%	96.4%	100.0%
その他学際	0	5	5
	0.0%	100.0%	100.0%
合計	3	376	379
	0.8%	99.2%	100.0%

付問3 ガイドライン等の方針や方向性がすでに定まっている場合は、ごく簡単で結構ですので、その内容をお書きください。

○軍事研究と判断される研究に係わる事業は行わない。軍事研究とは、研究内容が兵器等の軍事に直接係わると判断される研究。研究費の提供機関・団体のみを根拠とする判断はしない。

○ガイドライン等は特に定めていません。

○本学会における研究活動は、科学と人類の発展に寄与することを目的としており、会員には、倫理規範を通じて、人類と自然環境に対して責任ある行動をとることを求めています。個々の研究活動については、第一義的には個々の研究者の考え方を尊重すべきですが、人類の平和に反する研究活動ではないかとの疑念を社会に抱かせるものであってはなりません。

この理念に鑑みれば、本会の研究活動においては、軍事を目的とする研究を行ってはならないことはもちろんのこと、たとえ軍事そのものを目的としていない研究であっても、軍事目的で利用され得ることが明らかな場合には、そのような研究を行うべきではありません。これを本学会における軍事

研究に関する基本的な考え方とします。

○本学会の「倫理規定」において、以下のように定めている。

第7条 会員は、研究成果を社会に公開することを基本とする。特に社会の安全や環境保全に関わる事項については、真摯に検討した上で中立性、客觀性を保ち、自己の良心と信念に従って情報を適切に公開する。

○日本学術会議は平成29年3月24日、「軍事的安全保障研究に関する声明」を発表した。ここでは、1950年、1967年に出された「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」とする声明を継承することが宣言されている。これを受け、本学会も看護学研究に携わる看護系学会の立場から、7月18日に日本学術会議の声明を支持し賛同することを表明した。

本学会は、看護学の発展を図り、広く知識の交流に努め、もって人々の健康と福祉に貢献することを目的として活動してきた。当学会の行動規範では、会員は、自らが生み出す専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有することを謳っている。したがって、当学会は 国際平和を基盤とした、人々の健康や福祉、安寧に寄与する研究を推奨しており、基本的に 日本学術会議ならびに日本看護系学会協議会の声明を支持し賛同する。

看護学は、様々な健康問題や健康被害に直面している人々への人間的かつ専門的な援助を探求する学問であり、広く人間の安全保障に貢献していると考えられる。また、学術の健全な発展のためにには研究の自主性、自律性、そして研究成果の公開性が担保されなければならない。しかし、時に研究者の意図を離れて公表した研究成果が軍事目的に使用されうることもあり、このことを研究者自身がよく自覚して研究に取り組まなければならない。行動規範において、自らの研究成果が自身の意図に反して、人々の生命や生活を害し社会の安全を 脅かす研究や実践に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表に当たっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する、と述べている通りである。また、研究資金の獲得に際しても、研究成果の軍事目的への転用の可能性を考慮に入れて、個々の 研究者が慎重に判断する必要がある。

○このガイドラインは、本会の目的である社会への貢献、ならびに材料学に関する研究の進歩、学術の発展および技術の向上への寄与に対して、その妨げとなる危険性を有している軍事研究と判断される研究に係わる事業を行わないという共通認識を形成し、その認識を維持していくために策定するものである。

以上の趣旨に則り、本会における軍事研究に関するガイドラインを以下のように定める。

- (1) 本会は、研究内容が兵器等の軍事に直接係わると判断される研究を軍事研究とみなす。ただし、研究費の提供機関・団体のみを根拠とする判断はしないものとする。
- (2) 本会が刊行する会誌等の出版物への原稿等の投稿については、当該原稿等の内容が軍事研究であると判断される研究に係わるものの場合、これを受理しないものとする。また、本会が主催する講演会等への発表等の申込みについては、当該発表等の内容が軍事研究であると判断される研究に係わるもの場合、これを受理しないものとする。
- (3) 本会における業績の表彰にあたっては、当該業績の内容が軍事研究を主とする業績であると判断される場合、これを表彰しないものとする。
- (4) 本会が共催、協賛または後援する学協会や諸団体の国内事業等、ならびに本会と諸外国の団体等との国際事業等に対する協力については、当該事業等の主催団体が軍事研究を主目的とする軍事関係

団体である場合、本会は協力の依頼を断るものとする。また、本会は、軍事研究を主業務とする軍事関係の施設等または企業の軍需関連事業所等を対象とする見学会は企画しないものとする。

(5) 本会への委託研究の申込みについては、その委託内容が軍事研究に係わるものであると判断される場合、本会は委託に応じないものとする。

○話題にはして、声明を支持するものの、その時点では本学会が扱う領域は該当しない可能性が高いと考え、本学会独自のガイドライン作成はしない、と判断した。

○本学会では1995年以降、「決議3の具体的取り扱い」に基づいて軍事的安全保障研究の問題に対して一貫して対応してきた。2017年4月の理事会においても、この取り扱いが学術会議から求められている「ガイドライン」にあたることを決議した。

○2018年の理事会で本件が話題となり、当時の会長から「本学会は、原則として日本学術会議の方針に従って対応することとしたい」との意見表明があったが、ガイドライン等の策定は行っていない。

○本学会では、2014年10月7日に倫理綱領を公開しています。本倫理綱領では、健全な社会の実現と維持のための科学技術を追求する、適切な社会規範に常に従い公平で公正な活動を行う、自分自身の研鑽を怠らず周縁の啓発向上に貢献する、を旨とし、今回の話題については、下記の1項の最後の4行に包含する形で言及しています。

1. 社会的責任 会員は、自らの活動目的が、安全で健全な社会が求める技術進歩への貢献であることを常に認識し、かつ、知見・技術の応用や教育に関する波及効果が多大であることを認識し。活動成果については、信頼性ならびに、ヒト・自然環境・社会に対する安全性に関して、常に専門家としての責任を負う。また会員は、実現目標の設定によっては、技術が社会の健全性を損なう方向に展開する可能性があることも認識する必要がある。万が一、人類に害を与える、環境を破壊する、安全衛生・社会福祉を阻害するなどの流れに遭遇した場合には、良心と信念を持ってこれを公開し、勇気をもつてこれを断つべきである。

○会の目的のひとつに、「科学・技術が他国への侵略の目的や戦争の準備のために使われないように努力する」ということがあります。

○常務理事会で、ガイドライン等の方針や方向性は「軍事的安全保障研究に関する声明」に賛同し、それに則ることとしているが、具体的なガイドライン等は定まっていない。

○当学会では代表理事など有志で「安全保障関連法案」の撤回を求める声明を2015年6月に発表している。そのなかにおいて当学会は、「安全保障は軍事的なパワーに依るべきではなく、市民の合意にもとづいて平和的な手段によって実現されるべきもの」であることを確認し、「政府によってめざされている安全保障は軍事力に依拠するものであり、国際的緊張を高める」ものでしかないことを批判した。そしてこのままでは、「学問の自由や教育の自由が大きく制約され、軍事（戦争）のための学問に資することを認められかねない」との懸念を表明した。この考えは当時の「代表理事など有志」によって表明されたものであるとはいえ、当学会の基本的な姿勢を今でもなお示すものである。

○論文誌の投稿のしおりにおいて、スコープ外であることを記述する。

- ガイドラインは定めていないが、本学会として「安全保障の関わりに関する声明」を発表した。
- ・本学会は、□□〔学問分野（自然科学系）〕に関する真理の探究を目的として設立されたものであり、人類の安全や平和を脅かすことにつながる研究や活動は行わない。
 - ・本学会は、科学に携わる者としての社会的責任を自覚し、本学の研究・教育・普及、さらには国際共同研究・交流などを通じて、人類の安全や平和に貢献する。
- 当学会では人間社会の将来に向けての問題を積極的に取り上げ、研究発表をしてきております。例えば
- ・「寺田寅彦考(20)-科学と政治・戦争-」
《概要》原爆開発における海外の研究者と政治の動き、平和運動における原爆の基礎的理論に貢献した湯川博士の活動、日本に原爆投下後における関係した科学者の反省と動きなど
 - ・「日本の大学における軍事的安全保障研究への取組と今後の課題」
《概要》2015年度に防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」が発足したことを受け、日本学術会議は2017年に軍事目的のための科学研究を行わない旨の過去に発した声明を継承することを表明するとともに、各研究機関に対して軍事的安全保障研究についての審査制度を設けるよう要請した。本稿では、一連の経緯や各大学における対応についてまとめるとともに、軍事的安全保障研究に関する論点整理を行った。そして、大学が本来担うべき役割や理念から、安全保障技術研究推進制度への応募について否定的立場をとり、大学の基盤的研究費の充実、科学者の倫理教育の充実、研究成果の軍事利用について審査する組織の設置などの提言を行った。
- なお、今回、理事会を2月22日に開催するので、この件について討議する予定です。
- 本学会は、軍事目的の研究は行わないことを自ら確認するとともに、すべての科学者・研究者に学問・学術研究の原点に立ち返ってそれを確認することを呼びかける。

【I-1で「議論していない」を選ばれた学協会ならびにガイドライン等がまだ定まっていない学協会に】付問4. 今後、議論を行う可能性はありますか。

表 I-1 付問4 今後議論を行う可能性

	行うことはない 行う可能性は少ない	行う可能性は高い	わからない 無回答	合計
人文社会	65 52.4%	13 10.5%	46 37.1%	124 100.0%
生命科学	108 65.5%	12 7.3%	45 27.2	165 100.0%
理学工学	37 46.3%	9 11.3%	34 42.4%	80 100.0%
その他学際	3 60.0%	1 20.0%	1 20.0%	5 100.0%
合計	213 57.0%	35 9.4%	126 33.6%	374 100.0%

付問5．今後、学協会としての何らかの方針や方向性を定める可能性はありますか。

問I-1 付問5 今後方針や方向性を定める可能性

	必要はあるので、今後検討する予定	必要はあるが、まだ具体的な予定はない	特に必要はない	わからない	合計
人文社会	3	22	52	44	121
	2.5%	18.2%	43.0%	36.3%	100.0%
生命科学	4	27	78	54	163
	2.4%	16.6%	47.9%	33.1%	100.0%
理学工学	2	12	33	25	72
	2.8%	16.7%	45.8%	34.7%	100.0%
その他学際	0	2	3	0	5
	0.0%	40.0%	60.0%	0.0%	100.0%
合計	9	63	166	123	361
	2.5%	17.4%	46.0%	34.1%	100.0%

II 貴学協会では、会員資格や学会発表、あるいは学会誌への投稿等について、「軍事的安全保障研究」(あるいは一般的に「軍事」や「防衛」)との関連で、学協会としての規則や何らかの方針をもっておられますか。(複数回答)

- 1 会員資格について規則や方針がある
- 2 学会発表について規則や方針がある
- 3 学会誌への投稿について規則や方針がある
- 4 その他の点で規則や方針がある
- 5 これらの点についてとくに規則や方針はない

表II 1. 会員資格についての規則や方針の有無

	ある	ない	合計
人文社会	1	124	125
	0.8%	99.2%	100.0%
生命科学	2	163	165
	1.2%	98.8%	10.0%
理学工学	1	83	84
	1.2%	98.8%	100.0%
その他学際	0	5	5
	0.0%	100.0%	100.0%
合計	4	375	379
	1.1%	98.9%	100.0%

表II 2. 会員資格についての規則や方針の有無

	ある	ない	合計
人文社会	1	124	125
	0.8%	99.2%	100.0%
生命科学	2	163	165
	1.2%	98.8%	100.0%
理学工学	1	83	84
	1.2%	98.8%	100.0%
その他学際	0	5	5
	0.0%	100.0%	100.0%
合計	4	375	379
	1.1%	98.9%	100.0%

表II 3. 学会誌投稿についての規則や方針の有無

	ある	ない	合計
人文社会	3	122	125
	2.4%	97.6%	100.0%
生命科学	4	161	84
	2.4%	97.6%	100.0%
理学工学	4	80	84
	4.8%	95.2%	100.0%
その他学際	0	5	379
	0.0%	100.0%	100.0%
合計	11	368	379
	2.9%	97.1%	100.0%

表II 4. その他の規則や方針の有無

	ある	ない	合計
人文社会	4	121	125
	3.2%	96.8%	100.0%
生命科学	0	165	165
	0.0%	100.0%	100.0%
理学工学	4	80	84
	4.8%	95.2%	100.0%
その他学際	0	5	5
	0.0%	100.0%	100.0%
合計	8	371	379
	2.1%	97.9%	100.0%

表II 5. これらの規則や方針の有無

	何かはある	いずれもない	合計
人文社会	7	118	125
	5.6%	94.4%	100.0%
生命科学	7	158	165
	5.6%	95.8%	100.0%
理学工学	10	74	84
	11.9%	88.1%	100.0%
その他学際	0	5	5
	0.0%	100.0%	100.0%
合計	24	355	379
	6.3%	93.7%	100.0%

付問 IIで「1」～「4」(何らかの規則や方針がある)と回答された学協会におたずねします。ごく簡単で結構ですので、その内容をお書きください。(自由記述)

- ガイドラインに沿った条項を規程に加えている。
- 以下の方針で運営している。弊学会は学術の発展とそれを通じた社会貢献を探求しており、様々な組織に所属する研究者が個々の基礎学術研究に関する議論をする場となっている。個々の会員の行う研究とそれが『一般的に「軍事」や「防衛」に関する研究』へ繋がり得るものか否かについて、学会としてこれを管理したり、会員資格、発表や投稿を規制することはない。研究の自主性・自律性、そして特に研究成果の公開性を担保する。
- ガイドラインを定めて、会誌等の出版物への原稿等の投稿については、当該原稿等の内容が軍事研究であると判断される研究に係わるものの場合、これを受理しないものとする。また、本会が主催する講演会等への発表等の申込みについては、当該発表等の内容が軍事研究であると判断される研究に係わるもの場合、これを受理しないものとする、とした。
- 論文投稿される研究成果・技術に、兵器への転用の可能性がある場合はその旨を明記することが求められている。
- 1、医師であり、学会代議員の推薦があること。2、発表時に学会員であること。3、詳細な規定はあるがここには記載できない
- 会誌およびJPS等、学会の刊行する出版物に対する投稿、および学会発表は、その研究内容が明白な軍事研究であると判断される場合を除き自由とする。
- 法人の目的を以下の通り定款で定めている。この法人は、学問としての有機合成化学及び関連する技術、諸産業の発展を期し、人類文化や社会福祉の向上に寄与することを目的とする。また、会員の資格や資格の取得についても定款で定めている。
- 学会の会則、投稿規定、学会理念等。
- 理事会で軍事的研究に関する学会発表等の申し込みがあった場合の対処方針について議論し、軍事的研究は受理しないことが申し合わされた。この理事会には研究発表会担当理事、学会誌出版担当理事も同席して議論に加わっている。
- 平和と民主主義の存立に寄与すべく努力する。
- 会則第2条において、学会の目的を「諸国・地域の交流・協力と平和的発展に寄与すること」と定めている。
- 会員資格については、学術団体としての当学会にふさわしい方かどうかの確認を行なっている。学会発表、学会誌については、それぞれ大会準備委員会、編集委員会で学術団体としての当学会にふさ

わしい内容かどうか、確認している。

○IIの回答は「5」であるが、1点補足する。倫理綱領において、「本会は、豊かで安全な食料の生産と環境保全に貢献することにより、日本および世界の人々の生命と健康を守り、平和で文化的な人類社会の持続的発展を支えることを使命とする。」とあるが、特段「軍事的安全保障研究」との関連で記載されてはいない。

○会の目的のひとつに、「科学・技術が他国への侵略の目的や戦争の準備のために使われないように努力する」ということがあります。

○当学会の規約には、その目的を「大学および関連分野の研究および普及」とする文言がある。またその「設立趣意書」においても、国連人権規約などの国際的文書で示されている国際基準を検討し、それに基づく評価および評価基準を研究するとしている。さらにその設立宣言においては、高等教育機関は「政府や産業界など特定の者のためだけに存在するのではなく」、「公共的な存在として、すべての市民のために存在している」と述べている。これらの文言は、当学会の研究が「軍事安全保障研究」とは基本的に相容れないものであることを示している。

○学会における口頭発表については幹事会、理事会で審査される。学会誌への投稿については編集委員会、幹事会、理事会で審議されます。審査、審議においては学会の理念にそわない場合や、反社会的な内容である場合には却下されます。

○本学会は上記の視点から改めて、軍事目的の研究は行わないことを自ら確認するとともに、すべての科学者・研究者に学問・学術研究の原点に立ち返ってそれを確認することを呼びかける。

III これまでの質問等に関連して、あるいはそれ以外で、「軍事的安全保障研究」に関連して貴学協会で今後検討が必要と考えられる事項があればお書きください。(自由記述)

- 本学会の対象領域の中で、この案件に関連があるのは「バイオテロ」についてかとは思われるが、実情の学会発表や学会誌の投稿論文で、軍事的安全保障に関連するものは無く、現状では本学会において積極的に関与することは必要ないと考えている。
- この問題に関しては、個々の学協会や大学等研究機関に対応を求めるのではなく、「軍事的安全保障研究」であっても基礎研究がきちんと行われるように、政府と日本学術会議で協力して、国としてしっかりとした制度を作るべきである。
- 当学会は、農業生産に関わる学際的研究の推進と研究成果の生産現場への普及を目指しており、軍事的研究につながる研究分野に関わることはまずないものと考えられます。
- 「軍事的安全保障研究に関する声明」が問題としている「安全保障技術研究推進制度」が対象とする研究分野と、本学会が対象とする研究領域との関連性は極めて低く、本声明に関わる規制・方針を掲げる必要性、緊急性は低いと認識している。ただし、学会誌に投稿される学術論文について、資金補助を受けている場合に資金提供先を考慮すべきかどうかについては、議論の余地があると考えている。
- 今後、会員資格と投稿について検討する予定である。
- 軍事的安全保障研究には関わりがないので、検討することは考えられない。
- 本学会で扱う研究成果は、「軍事的安全保障研究」に関連して検討が生じる研究というカテゴリーからは外れている。しかし、今後の学会運営（理事会）において、役員の認識を明確にしていくための議論の機会を持ちたいと考えている。
- 学会の特性上、軍事に関連する内容を研究で取り扱うことは、現状では極めて小さいものと考えます。しかし社会状況の変化などでこうした研究に関わる事態が今後、学会内で生じるまたはそれが予想されることになれば、速やかに検討することになると思います。
- 関連する事例をなるべく多く集め、事例を通して「軍事的安全保障研究」がもたらす科学研究活動に与える影響を議論していく必要があると考えている。特に、過去の事例（軍事的安全保障研究に相当する内容）を取り上げることで、かかえている問題点について、具体的に議論することができるのではないか。
- 当学会はものづくりに関わる要素技術を科学的に取り扱う学会です。この技術が必ず必要な構造物として、船、航空機、ロケットなど、軍事的目的で使う構造物もあります。学会の70%は企業関係者ですので、会員の中には、上記の構造物に関連する技術研究に携わっておられる方もいます。学術会議で出している声明でどこまでが軍事目的かの線引きが不明ですが、個人的な意見としては、結果的には軍事関係に使われるとしても、科学技術の進歩を優先すべきと考えています。

- 現時点において、当団体は、軍事的安全保障とは関連のない分野であるので、検討することはない。
- 過年、会員の院生の中で、国際的な反社会的組織に合流する者がいました。措置に困りましたので、ある種の規程若しくは内規を定める必要があるのではとの意見がありました。また、貿易研究の中には、軍事の問題、安全保障の問題は、つきものですから、今後、研究題材として取り扱いが増えれば、検討します。
- 我々の団体は生命科学分野の基礎研究を行う研究者で構成されており、「軍事的安全保障研究」は想定外であるため、これまでにガイドラインについての議論を行ったことはなく、「軍事」や「防衛」などの観点での会員資格や学会発表、あるいは学会誌への投稿等についての規則や方針などはない。しかし、今後の社会情勢の変化などから、「軍事的安全保障研究」について議論する必要性が生ずるかもしれません。
- 本学会に置いて「軍事的安全保障研究」に関する論文投稿や研究発表希望等があった場合、その研究を成り立たせている助成金を支払った団体に関する検討を学会理事会で十分行い、軍事利用される可能性が高いと判断されたならば、掲載を控えるなどの措置をとる規程を今後作成していく必要があると考える。
- 会則や投稿規定等に軍事利用を目的とする研究は受け入れられないことを明記するための会則改定について検討する。なお、付問5について、当学会は、熱帯地域に関する研究を課題とするため、直接軍事的安全保障に関わる研究課題は極めて少ないと考えられるが、熱帯地域での軍事活動に関与する研究課題はないとはいえないため、協力学術研究団体としての何らかの方針や方向性について将来的には詳細に議論を行う必要がある。
- 戦中、戦後の一時期に暗号解読の研究に従事した研究者がいたが、学会としての関与は確認できない。また、現在の暗号はコード化も解読も高度の計算機科学を用いたものであり、特にわれわれの分野、学会として関与する予定も、必要もない。したがって、当学会は「軍事的安全保障研究」関わる検討は現在必要ないと判断される。
- これまでの学会での研究テーマなど見ると、「軍事的安全保障研究」に該当する研究はあまり見られなかつたが、様々な教育情報を扱い、教育メディアを扱う研究を進めていく上で、関連して注意しなくてはいけないことがあるかどうかなど、学会でもその論点を確認をしていきたい。
- 当学会として軍事的安全保障研究に関する検討をする予定はありません。
- 軍事的安全保障研究を行っていないので、検討の予定はありません。
- 本会は社会の安全・安心に資する研究分野を学際的にあるいは分野横断的に包括している。したがって、取り扱っている材料などが、いわゆる「軍事的安全保障研究」で取り扱っているものと一部重複あるいは類似することもあるが、社会の安全・安心に資する研究は、いわゆる「軍事的安全保障研究」とは主旨、目的が異なり、一線を画すものと認識している。しかしながら誤認識、誤解などか

らいわゆる「軍事的安全保障研究」または、類するものとみなされて、共同研究などの協力関係が得られにくい恐れも懸念される。本会としては、社会の安全安心に資する研究の重要性を訴え、この学術分野がこれまで同様、開かれた自由な環境のもとで発展継続していくよう引き続き努力していく必要がある。

○本会としては、今後、軍事的安全保障研究に該当するような研究が出てきた場合に速やかな対応がとれるよう、注視していきたいと考えている。

○当学会では、災害や衝撃などの際の人間の社会行動・心理状態とその支援について研究範囲に含まれるが、究極の非常事態の1つである軍事に関して利用可能かどうかの判断は、なかなか難しいと考える。少なくとも積極的軍事貢献ができるような研究は該当しないといえるが、負傷時やP T S Dなどの早期回復・疲労予防・疲憊予防などに活用される研究はなされるが、それを止めるわけにもいかない。

○当会は多数の学協会が会員であり、多様な目的を持った学協会で構成されています。そのため各学協会の活動の自主性を尊重し、当会としてガイドラインを設けることは現状では考えておりません。声明中には、防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」についての言及はありますが、我が国全体における軍事的安全保障研究の在り方に関しては触れられておりません。我が国の科学者を代表する機関として、日本学術会議においてこのことについて検討を進めていただけることを望みます。

○本学会はコンピュータを用いた化学研究に関する論文誌を発行している。このため、化学兵器や生物兵器等に繋がる研究論文に対しては何らかの取り決めは必要かもしくないと感じている。現状は、論文著者と論文査読者の良識と見識に頼るところである。

○基地経済の研究については研究対象となるが、軍事的安全保障そのものについては学会としては研究対象外になります。

○本学会の教育・研究活動が直ちに「軍事的安全保障研究」につながる危険性は少ないものの、初期の青少年教育活動の一部が野外教育として軍事教練の枠組みを利用したものであったという歴史的事実を忘れてはならない。本学会としては、学術会議の「軍事的安全保障研究に関する声明」の立場を支持するとともに、会員への周知を図ることで「科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される」民主的・平和的な教育・研究の発展を目指すことを何らかの形で表明したいと考えている。

○現状では、他の課題の比重が大きく、軍事的安全保障研究に踏み込む段階ではないと考えています。

○高感度のセンサーなど、軍事利用目的以外の研究でも軍事利用に転用されるおそれがあります。自学会で発表された研究が他の研究機関で軍事用途で研究されることは十分あり得ることと思います。このような場合、関係機関に通報することは可能かもしれません、軍事研究を差し止めることは出来ません。結局のところ、研究者個人の教育に依存するのではないかでしょうか？

○当協会は□□〔学問分野（文学系）〕を研究対象としており、「軍事的安全保障研究」に関連して検

討が必要な事項は特にないと考えます。

○ □□〔学問分野（宗教学系）〕関係の学会なので、今特に緊急に課題になる問題は現段階では見当たらない。しかし、今後なんらか問題が起こる場合は、早急に検討しなければならない。

○当学会は、□□〔地域名〕に係る地域研究を行っており、その研究対象に安全保障研究（軍事的安全保障研究を含む。）が含まれる。また当学会は学際学会であって、会員の中には軍事的安全保障研究に個人あるいは所属機関ベースで取り組んでいる者が含まれる可能性があるほか、現に政治や外交に直接又は間接的な関わりを有する研究者や実務家等が含まれている。他方、当学会では雑誌投稿について、研究水準維持を目的とする査読制度はあるが、テーマによる制限を行っておらず、研究会での発表や共同研究ユニットの構成についてもテーマに関する規制を行っていない。そこで、一般的な研究倫理の視点からの規律と併せて、学会組織としての軍事的安全保障研究の取り扱いについて検討する必要はあると考えているが、現在会員から軍事的安全保障研究に係る具体的な学会活動の提案がなされる見通しは低く、その意味において、将来の課題であると認識している。

○人間の認知過程に関わる基礎的研究や、おもに健康や福祉に関わる応用研究に携わる研究者が発表や論文公刊を行っているが、それらの知見が二次利用や三次利用されて、軍事応用につながる可能性もあるので、心理学に関わる他の学会の動向も注視しながら、慎重に方向性や方針について今後、議論を重ねる必要性を認識している。

○現段階では、学会内部でこの問題を検討していない。検討はいずれ必要と思うが、多くの会員は大学その他の研究機関に所属しており、そちらの機関における方針等に従うことになるだろう。

○現段階では特にございません（現段階で観光関連事業の活動や研究が軍事に参与する確率が著しく低いためです）

○特に軍事に深く関連する研究成果が出る学会ではございませんので、お尋ねのような検討の必要は特にないと考えております。

○当学会は医療臨床系の団体であり、疾病の治療、健康の維持、QOLの向上が目的であります。したがって軍事技術の開発研究とは相いりません。戦時の最中、従軍医や看護師は瀕死の重傷を負えば敵兵士でさえも看護をします。人体に危害を及ぼす軍事関係の研究に医療系団体は黙認してはいけません。軍事研究に異を唱えなければ医療を掲げた組織のアイデンティティーは確立しないでしょう。日本は原爆を投下された国であります。まずは国内で他の医療系団体の認識を問い合わせ、軍事研究の議論に参加することが今後の検討事項かと考えております。

○本件につき、当学会理事会で議論させて頂きました。実際的な問題として、当学会が扱う技術を含む殆どの工学技術は、何らかの形で軍事転用可能であり、「この技術開発は制限すべき」といった適正な線引き・ガイドラインの設定は困難と考えられ、不適切な制限は、健全な科学技術の発展を妨げる可能性があると考えられます。大事なポイントは、殺傷兵器などの軍事展開を抑制するための、技術研究開発の透明化・公開性の保証とその監視、また倫理意識の保持と考えます。当学会としては、公明正大で自由で多様な技術研究開発の促進を進める方向を検討する考えです。

○現在のところ、具体的に「軍事的安全保障研究」に類する研究が行われている、あるいは行われようとしている事例は承知しておらず、また、判断は会員の各所属に委ねられるべきと考えるため、現時点で当学会における議論の優先度は低い。ただし、東西冷戦時代以降に開発された計測技術や解析手法等の軍事技術は、□□〔学問分野（自然科学系）〕の発展において重要な役割を担ったことは事実である。現在の□□観測等に関わる技術には軍事情報収集等に応用可能であるものもあり、防衛省の「安全保障技術研究推進制度」に将来的にもかかわらない保証はない。したがって、科学技術の両義性を再認識するとともに、軍事的安全保障研究に関する議論に関して検討をする必要はあると考えている。

○そうした分野に關係する研究者が会員におらず、入会してくる可能性も極めて低いため、特にない。

○本学会は日本学術会議の「軍事的安全保障研究に関する声明」を支持します。これまでみられませんでしたが、今後軍事的安全保障研究とみなされる可能性のある研究がてきた場合、研究の適切性の観点を含め、倫理指針を遵守します。

○具体的に何がどのように問題になるかの整理もまだの状態なので、ネットや書籍などで本件についての情報収集を広く図ってゆきたいと思います。本件について国民的な議論が開始され始めており、研究会としてもなんらかの議論を開始するべきだと考えております。

○これまで、具体的な対応は取ってこなかったが、今後「軍事的安全保障研究」に関連して以下の様な対応を検討したい。
1. 論文の投稿規定や学会発表規約に、「軍事的安全保障」について記載する。
2. 学会としての考え方・方針を決定し、HPで開示する。

○常任理事会において「軍事的安全保障研究に関する声明」（2017年3月、日本学術会議）をもとに意見交換を行ったが、その内容を会員間で広く共有するに至っていない。直近の理事会を経て会員総会で報告し、学術会議による1950年および1967年声明の想起、防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」の問題性など、「声明」に賛同するとともに、学会目的を再確認することを検討する。

○現状では検討を必要とする事項はない。

○当学会の活動は栄養・食糧分野に特化しており、軍事研究への発展性は現時点では少ないと考えている。但し、災害時の食糧の備蓄、携帯法の兵站面での応用、宇宙環境における栄養学的研究の軍事転用などの可能性は否定できず、今後、会員の動向を見ながら、慎重に検討していきたい。

○人権問題の調査研究を行う□□〔学協会名〕にあっては、最大の人権破壊ともいるべき戦争につながる「軍事的安全保障研究」を行わないことはいわば自明のことであり、このテーマに限定した議論や方針等の策定は行ってこなかった。なお今後は、学術分野で「軍事的安全保障研究」をひろげようとする動きがある現状のなかで、こうした動向を「人権問題」研究の立場から議論・追究し、必要な発信を行わなければならないことも想定されよう。

○2015、2016、2017年には、軍学共同に反対する声明を総会声明として決定し、関係先に送付しま

した。声明の内容として、2017年の学術会議声明の精神に則って、厳格な審査体制と軍事研究を禁止する指針を明文化することを各大学・機関に求めていました。あわせて緊急の課題として、科学者の研究の自主性・自立性、研究成果の公開性が尊重されるべき民政分野の研究条件のいっそうの充実と、大学の運営交付金の削減撤回、教育・研究予算の大幅増を求めていました。

○声明の存在を会員に改めてHP等により連絡する。理事会においても声明の内容を確認する。

○「軍事的安全保障研究」をおこなう大学をどう評価するのかというときに、上に述べた当学会の基本的姿勢の有効性が問われる。また問題は工学系や医学系（そこでのテクノロジーの開発は意図しなくとも軍事利用へつながりかねない）にかぎらず、政治学や歴史学や文学研究のような人文社会系（戦争責任や人権侵害をめぐる議論）にも及ぶ。大学における学問＝科学の在り方およびその倫理をめぐっては、学問の自由ばかりでなく、それをめぐる自律した大学評価が決定的に重要なのである。これからも議論は続くだろう。

○研究費予算がどのような団体から提供されているのか今後検討する必要がある。

○学会として何らかのガイドラインを設ける必要があるか検討を進めたい。

○今までそのような観点で議論したことはありませんでした。今後、会員からも意見を聞いて、検討したいと思います。

○本学会では「軍事的安全保障研究」に関する研究論文が掲載予定としています。現在審査中です。会員に配布されますので、今後さらなる研究が期待されます。

○本学会の学問の性格から、「軍事的安全保障研究」と直接的に関わる課題を持ってはいないものの、過去の戦争に関する研究は行われており、今後も検討が必要である。

○海外の国での軍関係者との共同研究等を行うことが、会員の中にはあることを承知している。

○日本学術会議の「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」（1950年）、および、「軍事目的のための科学的研究を行わない」（1967年）の声明に準拠した研究活動が推進されていると考えている。また、本学会の学術交流の場でも同声明に基づく研究成果が報告・討議されているものと考えている。これらに関し明文化された規程はない。現時点では、研究発表の際に、利益相反の公表以外、その財源の開示を求めていない。「軍事的安全保障研究」に関連して、日本学術会議の方針針に則って研究を推進するよう、理事会等で決議する可能性はあると考えている。

○本学会関連の研究で、軍事利用を目的とする、あるいは軍事利用に転用しうるケースは考えにくいくと思われますが、声明もありますので、その適切性について審査する仕組み作りについては検討の余地があると考えられます。

○軍事的安全保障研究に直接関連する分野ではないが、情報・意識共有のためにも、学会理事会等で話題にしたいと考えている

○「学問・学術研究は、戦争なき平和な社会でこそ豊かに発展し、学問の自律性に基づき国民・世界の人々の福祉と平和のために奉仕すべき責務を負っていると考える。その点で、戦前において戦争を目的として国家権力に学問・学術研究が服従させられた苦い経験の反省から、学問の自律性を含む「学問の自由」の保障を明記する憲法第 23 条の厳守が不可欠であることを、改めて確認する。」「本学会が本「提言」（学術会議「提言 学術の総合的発展をめざして 人文・社会科学からの提言」）に賛同し、全面的な支持を表明するゆえんである。」

<付録3>日本学術会議、声明「軍事的安全保障研究に関する声明」、2017年3月24日

声明

軍事的安全保障研究に関する声明



平成29年（2017年）3月24日

日本学術会議

この声明は、日本学術会議安全保障と学術に関する検討委員会が審議を行い、幹事会で決定したものである。

日本学術会議安全保障と学術に関する検討委員会

委員長	杉田 敦	(第一部会員)	法政大学法学部教授
副委員長	大政 謙次	(第二部会員)	東京大学名誉教授、愛媛大学大学院農学研究科客員教授、高知工科大学客員教授
幹 事	佐藤 岩夫	(第一部会員)	東京大学社会科学研究所教授
幹 事	小松 利光	(第三部会員)	九州大学名誉教授
	井野瀬久美恵	(第一部会員)	甲南大学文学部教授
	向井 千秋	(第二部会員)	東京理科大学特任副学長
	森 正樹	(第二部会員)	大阪大学大学院医学系研究科消化器外科学教授
	山極 壽一	(第二部会員)	京都大学総長
	大西 隆	(第三部会員)	豊橋技術科学大学学長、東京大学名誉教授
	岡 真	(第三部会員)	東京工業大学理学院教授
	土井美和子	(第三部会員)	国立研究開発法人情報通信研究機構監事
	花木 啓祐	(第三部会員)	東京大学大学院工学系研究科教授
	安浦 寛人	(第三部会員)	九州大学理事・副学長
	小林 傳司	(連携会員)	大阪大学理事・副学長(教育担当)
	小森田秋夫	(連携会員)	神奈川大学法学部教授

本声明の作成にあたり、以下の職員が事務及び調査を担当した。

事務	小林真一郎	企画課長
	佐々木千景	企画課課長補佐(平成28年9月まで)
	吉本 崇史	企画課課長補佐(平成28年8月から)
	石井 康彦	参事官(審議第二担当)
	松宮 志麻	参事官(審議第二担当)付参事官補佐
	西川 美雪	参事官(審議第二担当)付専門職付
	大橋 瞳	参事官(審議第二担当)付専門職付
	大庭 美穂	参事官(審議第二担当)付専門職付
調査	川名 晋史	上席学術調査員
	下田 隆二	上席学術調査員
	辻 明子	上席学術調査員

平成 29 年(2017 年)3 月 24 日

第 243 回 幹事会

軍事的安全保障研究に関する声明

日本学術会議

日本学術会議が 1949 年に創設され、1950 年に「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明を、また 1967 年には同じ文言を含む「軍事目的のための科学的研究を行わない声明」を発した背景には、科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念があった。近年、再び学術と軍事が接近しつつある中、われわれは、大学等の研究機関における軍事的安全保障研究、すなわち、軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認し、上記 2 つの声明を継承する。

科学者コミュニティが追求すべきは、何よりも学術の健全な発展であり、それを通じて社会からの負託に応えることである。学術研究がとりわけ政治権力によって制約されたり動員されたりすることがあるという歴史的な経験をふまえて、研究の自主性・自律性、そして特に研究成果の公開性が担保されなければならない。しかるに、軍事的安全保障研究では、研究の期間内及び期間後に、研究の方向性や秘密性の保持をめぐって、政府による研究者の活動への介入が強まる懸念がある。

防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」(2015 年度発足) では、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い。学術の健全な発展という見地から、むしろ必要なのは、科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生分野の研究資金の一層の充実である。

研究成果は、時に科学者の意図を離れて軍事目的に転用され、攻撃的な目的のためにも使用されうるため、まずは研究の入り口で研究資金の出所等に関する慎重な判断が求められる。大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである。学協会等において、それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定することも求められる。

研究の適切性をめぐっては、学術的な蓄積にもとづいて、科学者コミュニティにおいて一定の共通認識が形成される必要があり、個々の科学者はもとより、各研究機関、各分野の学協会、そして科学者コミュニティが社会と共に真摯な議論を続けて行かなければならぬ。科学者を代表する機関としての日本学術会議は、こうした議論に資する視点と知見を提供すべく、今後も率先して検討を進めて行く。

<付録 4>日本学術会議、安全保障と学術に関する検討委員会、報告「軍事的安全保障研究について」、2017年4月13日

報告

軍事的安全保障研究について



平成29年（2017年）4月13日

日本学術会議

安全保障と学術に関する検討委員会

この報告は、日本学術会議安全保障と学術に関する検討委員会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議安全保障と学術に関する検討委員会

委員長	杉田 敦	(第一部会員)	法政大学法学部教授
副委員長	大政 謙次	(第二部会員)	東京大学名誉教授、愛媛大学大学院農学研究科客員教授、高知工科大学客員教授
幹 事	佐藤 岩夫	(第一部会員)	東京大学社会科学研究所教授
幹 事	小松 利光	(第三部会員)	九州大学名誉教授
	井野瀬久美恵	(第一部会員)	甲南大学文学部教授
	向井 千秋	(第二部会員)	東京理科大学特任副学長
	森 正樹	(第二部会員)	大阪大学大学院医学系研究科消化器外科学教授
	山極 壽一	(第二部会員)	京都大学総長
	大西 隆	(第三部会員)	豊橋技術科学大学学長、東京大学名誉教授
	岡 真	(第三部会員)	東京工業大学理学院教授
	土井美和子	(第三部会員)	国立研究開発法人情報通信研究機構監事、奈良先端科学技術大学院大学理事※（※平成 29 年 4 月から）
	花木 啓祐	(第三部会員)	東京大学大学院工学系研究科教授※（※平成 29 年 3 月まで）、東洋大学情報連携学部教授※（※同年 4 月から）
	安浦 寛人	(第三部会員)	九州大学理事・副学長
	小林 傳司	(連携会員)	大阪大学理事・副学長（教育担当）
	小森田秋夫	(連携会員)	神奈川大学法学部教授※（※平成 29 年 3 月まで）、神奈川大学特別招聘教授※（※同年 4 月から）

本報告の作成にあたり、以下の職員が事務及び調査を担当した。

事務	小林真一郎	企画課長
	佐々木千景	企画課課長補佐（平成 28 年 9 月まで）
	吉本 崇史	企画課課長補佐（平成 28 年 8 月から）
	石井 康彦	参事官（審議第二担当）
	松宮 志麻	参事官（審議第二担当）付参事官補佐
	西川 美雪	参事官（審議第二担当）付専門職付（平成 29 年 3 月まで）
	大橋 瞳	参事官（審議第二担当）付専門職付
	大庭 美穂	参事官（審議第二担当）付専門職付
調査	川名 晋史	上席学術調査員
	下田 隆二	上席学術調査員
	辻 明子	上席学術調査員

要 旨

1 作成の背景

安全保障と学術に関する検討委員会は、安全保障にかかわる事項と学術との関係について、今日の時点で日本学術会議が採るべき考え方を検討することを目的として、2016年5月20日日本学術会議第229回幹事会決定にもとづき設置された。本報告は本委員会における検討、及び2017年2月4日開催の学術フォーラムの議論の成果をふまえてとりまとめたものである。

2 現状及び問題点

日本学術会議は1950年に「戦争を目的とする科学研究には絶対従わない決意の表明（声明）」を、また1967年には「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を発出した。半世紀を経過し、近年、再び軍事と学術とが各方面で接近を見せている。その背景には、軍事的に利用される技術・知識と民生的に利用される技術・知識との間に明確な線引きを行うことが困難になりつつあるという認識がある。他方で、学術が軍事との関係を深めることで、学術の本質が損なわれかねないと危惧も広く共有されている。また、防衛装備庁が大学等の研究者をも対象とした安全保障技術研究推進制度を2015年度に発足させ、これへの対応のあり方も検討を要するものとなっていた。

3 報告の内容

(1) 科学者コミュニティの独立性

日本学術会議が1949年に創設され、1950年と1967年の二度にわたり声明を出した背景には、科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念があった。科学者コミュニティが追求すべきは、学術の健全な発展であり、これを通して社会からの負託に応えることであるが、学術の健全な発展への影響について慎重な検討をするのは、軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる分野である。この分野にかかわる研究を、本委員会では軍事的安全保障研究と呼ぶこととし、その拡大・浸透が学術の健全な発展に及ぼす影響を、安全保障と学術との関係について検討する際の焦点と考え、検討を進めた。

(2) 学問の自由と軍事的安全保障研究

学術研究が、政治権力によって制約されたり政府に動員されたりすることがあるという歴史的な経験をふまえつつ、学術研究の自主性・自律性、そして特に研究成果の公開性が担保される必要がある。軍事的安全保障研究の分野では、研究の期間内及び期間後に、研究の方向性や秘密性の保持をめぐって、政府による研究者の活動への介入が大きくなる懸念がある。防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」は、研究委託の一種であり、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部

の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入の度合が大きい。

(3) 民生的研究と軍事的安全保障研究

民生的研究と軍事的安全保障研究との区別は容易でない。基礎研究であれば一律に軍事的安全保障研究にあたらないわけではなく、軍事利用につなげることを目的とする基礎研究は軍事的安全保障研究の一環であると考えられる。また、軍事的安全保障にかかる技術研究の内部で、自衛目的の技術と攻撃目的の技術とが区別でき、自衛目的の技術研究は認められるとの意見があるが、自衛目的の技術と攻撃目的の技術との区別は困難な場合が多い。科学者が、自らの研究成果がいかなる目的に使用されるかを全面的に管理することは難しい。研究の「出口」を管理しきれないからこそ、まずは「入口」において慎重な判断を行うことが求められる。

(4) 研究の公開性

学術の健全な発展にとっては、科学者の研究成果が広く公開され、科学者コミュニティによって共有され、相互に参照されるようにすることが重要である。軍事的安全保障研究については、研究の過程でも研究後の成果に関しても、秘密性の保持が高度に要求されがちであり、自由な研究環境の維持について懸念がある。特に大学等における海外の研究者や留学生等との国際的な共同研究に支障が出ないか、自由で開かれた研究環境や教育環境が維持できるか、学生や若手研究者の進路が限定されないか等の懸念もある。

(5) 科学者コミュニティの自己規律

いかなる研究が適切であるかについては、学術的な議論の蓄積にもとづいて、科学者コミュニティにおいて一定の共通認識が形成される必要がある。科学者コミュニティは、学術研究のあるべき姿について社会と共に真摯な検討を続け、議論を進めて行く必要がある。こうした議論の場を提供する上で、科学者を代表する機関としての日本学術会議の役割は大きい。

科学者の研究成果は、時に科学者の意図を離れて軍事目的に転用され、場合によっては攻撃的な目的のためにも使用されうる。大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、自由な研究環境や教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究については、その適切性について、目的・方法・応用の妥当性の観点から、技術的・倫理的に審査する制度を設けることが望まれる。また、それぞれの分野の学協会等において、それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定することも求められる。

(6) 研究資金のあり方

学術の健全な発展のためには、科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生的な研究資金を充実させて行くことが必要である。

目 次

1	科学者コミュニティの独立性	1
2	学問の自由と軍事的安全保障研究	2
3	民生的研究と軍事的安全保障研究	3
4	研究の公開性	4
5	科学者コミュニティの自己規律	5
6	研究資金のあり方	6
	<参考文献>	7
	<参考資料1>審議経過	8
	<参考資料2>学術フォーラム開催	10

本文書は、本検討委員会における審議の報告である。

1 科学者コミュニティの独立性

- 1) 日本国際学術会議が1949年に創設され、1950年に「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明[1]を発し、また1967年には同じ文言を含む「軍事目的のための科学的研究を行なわない声明」[2]を出した背景には、科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念があった。
- 2) 科学者も戦争に動員されたに過ぎず、責任はないという立場に立てば、科学者コミュニティが反省する理由はない。戦後の日本の科学者たちは、動員されたこと自体に責任があると考えた。科学者コミュニティが政府からの独立性を確保できなかつたことを反省し、独立性を確立することを目指したのである。
- 3) 科学者コミュニティが追求すべきは、何よりもまず、学術の健全な発展であり、学術の健全な発展を通して社会からの負託に応えることである。
- 4) 安全保障概念は大きく国家の安全保障と人間の安全保障に区分され、さらに前者が政治・外交的な手段による安全保障と軍事的な手段による安全保障とに区分される。
- 5) 一般に、学術の健全な発展への影響について慎重な検討を要するのは、このうち、軍事的な手段による国家の安全保障の分野である。この分野にかかる研究を、ここでは軍事的安全保障研究と呼ぶ。日本における防衛装備技術の研究もここに含まれる。
- 6) 日本国際学術会議において、安全保障と学術との関係について検討する際の焦点は、軍事的安全保障研究の拡大・浸透が、学術の健全な発展に及ぼす影響である。
- 7) 日本国際学術会議はすべての科学者の代表機関であるが、問われているのは、従来は軍事的安全保障研究にほとんど携わってこなかった大学等の研究機関において、軍事的安全保障研究が拡大・浸透することをどう考えるかである。政府機関及び企業等と、学問の自由を基礎とする大学等の研究機関とでは、所属する科学者と機関・組織との関係が質的に異なる。本委員会では、主として大学等の研究機関における研究のあり方について検討した。

2 学問の自由と軍事的安全保障研究

- 1) 学問の自由とは、真理の探究を主目的とする学術研究の自由であり、学術研究が、さまざまな権威の中でもとりわけ政治権力によって制約されたり政府に動員されたりすることがあるという歴史的な経験をふまえつつ、学術研究の自主性・自律性、そして特に研究成果の公開性が担保される必要がある。
- 2) 研究の適切性について、学術的な蓄積にもとづいて科学者コミュニティが規範を定め、コミュニティとして自己規律を行うことは、個々の研究者の学問の自由を侵すものではない。
- 3) 人権・平和・福祉・環境などの普遍的な価値に照らして研究の適切性を判断し、自己規律を行うことを通じて、それらの価値の実現を図ることは、科学者コミュニティの責務である。
- 4) 学術研究は、個々の研究者の自発的な研究意欲と、科学者コミュニティ内部の相互評価を基盤として行われるべきである。政府の各部門がそれぞれの行政目的に照らして行う研究助成・研究委託も重要であるが、それらが全体として、学術研究のバランスある発展をゆがめる結果につながらないよう注意が必要である。
- 5) 軍事的安全保障研究の分野では、研究の期間内及び期間後に、研究の方向性や秘密性の保持をめぐって、政府による研究者の活動への介入が大きくなる懸念がある。
- 6) 防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」(2015年度発足)は、研究委託の一種であり、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入の度合が大きい。

3 民生的研究と軍事的安全保障研究

- 1) 民生的研究と軍事的安全保障研究との区別が容易でないのは確かである。それは科学技術につきまとう問題である。
- 2) 軍事的安全保障研究に含まれうるのは、ア) 軍事利用を直接に研究目的とする研究、イ) 研究資金の出所が軍事関連機関である研究、ウ) 研究成果が軍事的に利用される可能性がある研究、等である。範囲が広く、どこまで含まれるか判断が特に難しいのはウ) のカテゴリーであり、慎重な対応が求められる。
- 3) 基礎研究であれば一律に軍事的安全保障研究にはあたらないわけではなく、軍事利用につなげることを目的とする基礎研究は軍事的安全保障研究の一環であると考えられる。
- 4) いわゆるデュアル・ユースとは、民生的研究と軍事的安全保障研究とを区別した上で、両者の間の転用に注目する考え方である。
- 5) 軍事的安全保障研究から民生的研究への転用（スピノフ）の効果が喧伝されてきたが、アメリカ等では軍事的安全保障研究予算の比率が高まる中で、民生的分野でも可能な研究が軍事的安全保障研究予算により行われた面があるとも指摘されている。
- 6) 民生的研究から軍事的安全保障研究への転用（スピノン）が近年期待されるようになっているが、学術研究にとって重要なのは、民生的分野の研究を、大学等・公的機関・企業等が連携して、基礎から応用までバランスのとれた形で推進することである。
- 7) 軍事的安全保障にかかわる技術研究の内部で、自衛目的の技術と攻撃目的の技術とが区別でき、自衛目的の技術研究は認められるとの意見があるが、自衛目的の技術と攻撃目的の技術との区別は困難な場合が多い。
- 8) 戦後日本では、民生的分野を中心として学術研究が発展し、社会に貢献してきた。
- 9) 科学者が、自らの研究成果がいかなる目的に使用されるかを全面的に管理することは難しい。研究の「出口」を管理しきれないからこそ、まずは「入口」において慎重な判断を行うことが求められる。

4 研究の公開性

- 1) 学術の健全な発展にとっては、科学者の研究成果が広く公開され、科学者コミュニティによって共有され、相互に参照されることが重要である。
- 2) 軍事的安全保障研究については、研究の過程でも研究後の成果に関しても、秘密性の保持が高度に要求されがちであり、アメリカ等の研究状況に照らしても、自由な研究環境の維持について懸念がある。
- 3) 軍事的安全保障研究を含む先端的な研究領域では、安全保障貿易管理制度など、研究成果の公開に関する制約を単純化・明確化する制度の整備が必要である。
- 4) 軍事的安全保障研究を導入することで、大学等における海外の研究者や留学生等との国際的な共同研究に支障が出ないか、自由で開かれた研究環境や教育環境が維持できるか、学生や若手研究者の進路が限定されないか等の懸念もある。

5 科学者コミュニティの自己規律

- 1) いかなる研究が適切であるかについては、学術的な議論の蓄積にもとづいて、科学者コミュニティにおいて一定の共通認識が形成される必要がある。科学者コミュニティは、学術研究のあるべき姿について社会と共に真摯な検討を続け、議論を進めて行く必要がある。こうした議論の場を提供する上で、科学者を代表する機関としての日本学術会議の役割は大きい。
- 2) 生命科学分野の研究倫理規制はすでに広く行われている。また、わが国では原子力の軍事利用にかかる研究は、「非核三原則」や法律に加えて学協会の自己規律によっても禁止されている。物理分野においては、軍事的安全保障研究についての自己規律が試みられてきた。
- 3) 科学者の研究成果は、時に科学者の意図を離れて軍事目的に転用され、場合によっては攻撃的な目的のためにも使用されうる。大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、自由な研究環境や教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究については、その適切性について、目的・方法・応用の妥当性の観点から、技術的・倫理的に審査する制度を設けることが望まれる。
- 4) それぞれの分野の学協会等において、それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定することも求められる。

6 研究資金のあり方

- 1) この間の国立大学の運営費交付金、とりわけ基幹運営費交付金の削減等により、基礎研究分野を中心に研究資金不足が顕著となっている。こうした中、軍事的安全保障研究予算により、研究資金が増加することへの期待がある。
- 2) しかし、一般に軍事関係予算は経済合理性等による制約を受けにくいので、軍事的安全保障研究予算が拡大することで、他の学術研究を財政的にいっそう圧迫し、ひいては基礎研究等の健全な発展を妨げるおそれがある。
- 3) 学術の健全な発展のためには、科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生的な研究資金を充実させて行くことが必要である。

<参考文献>

- [1] 日本学術会議、声明「日本学術会議の発足にあたつて科学者としての決意表明(声明)」昭和 24 年 (1949 年).
- [2] 日本学術会議、声明「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明」、昭和 25 年 (1950 年).
- [3] 日本学術会議、声明「原子力の研究と利用に関し、公開、民主、自主の原則を求める声明」、昭和 29 年 (1954 年).
- [4] 日本学術会議、声明「科学の国際協力についての日本学術会議の見解(声明)」、昭和 36 年 (1961 年).
- [5] 日本学術会議、声明「軍事目的のための科学研究を行わない声明」、昭和 42 年 (1967 年).
- [6] 日本学術会議、科学・技術のデュアル・ユース問題に関する検討委員会、報告「科学・技術のデュアル・ユース問題に関する検討報告」、平成 24 年 (2012 年).
- [7] 日本学術会議、声明「科学者の行動規範—改訂版一」、平成 25 年 (2013 年).
- [8] 日本学術会議、「日本学術会議第 170 回総会速記録」、平成 27 年 (2015 年).
- [9] 日本学術会議、「日本学術会議第 171 回総会速記録」、平成 28 年 (2016 年).
- [10] 日本学術会議、「日本学術会議第 172 回総会速記録」、平成 28 年 (2016 年).
- [11] 防衛省防衛装備庁、「平成 27 年度 安全保障技術研究推進制度公募要領」、平成 27 年 (2015 年).
- [12] 防衛省防衛装備庁、「平成 28 年度 安全保障技術研究推進制度公募要領」、平成 28 年 (2016 年).
- [13] 防衛省防衛装備庁、「平成 29 年 2 月 委託契約事務処理要領」、平成 29 年 (2017 年).

<参考資料1>審議経過

平成28年

6月24日 安全保障と学術に関する検討委員会（第1回）

1. 本委員会の位置付けについて
2. 委員長の選出、副委員長・幹事の指名と承認
3. 意見交換、今後の審議の進め方について

7月28日 安全保障と学術に関する検討委員会（第2回）

1. 前回議事録（案）の確認
2. 論点整理（小森田委員）を受けて討議
3. 今後の進め方について
4. その他

8月24日 安全保障と学術に関する検討委員会（第3回）

1. 各夏季部会での討議の報告
2. 軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について
3. その他

9月30日 安全保障と学術に関する検討委員会（第4回）

1. 第二部の夏季部会における意見交換状況について
2. 軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について
3. 安全保障にかかわる研究が、学術の公開性・透明性に及ぼす影響
　林紘一郎先生（情報セキュリティ大学院大学教授）からの説明
　杉山滋郎先生（北海道大学名誉教授）からの説明
4. その他

10月28日 安全保障と学術に関する検討委員会（第5回）

1. 前回の総会・部会について
2. 軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について
　・西崎文子先生（第一部会員、東京大学大学院総合文化研究科教授）からの説明
3. 安全保障にかかわる研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響
　・安浦委員からの説明
　・佐藤委員からの説明
　・小林委員からの説明
4. 安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響
5. その他

11月18日 安全保障と学術に関する検討委員会（第6回）

1. 安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響
　・防衛装備庁からの説明
　　外園博一氏（防衛装備庁防衛技監）からの説明

鈴木茂氏（防衛装備庁技術戦略部技術振興官）からの説明

- ・池内了先生（名古屋大学名誉教授）からの説明

2. シンポジウムについて

3. その他

12月16日 安全保障と学術に関する検討委員会（第7回）

- 1. 研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか
 - ・赤林朗先生（東京大学大学院医学系研究科教授）からの説明
 - ・小沼通二先生（慶應義塾大学名誉教授）からの説明
 - ・鈴木達治郎先生（長崎大学核兵器廃絶研究センターセンター長、教授）からの説明
- 2. 安全保障にかかる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響
 - ・吉川弘之先生（日本学術会議栄誉会員、国立研究開発法人科学技術振興機構特別顧問）からの説明
- 3. 日本学術会議声明をめぐる議論からの展望
 - ・井野瀬委員からの説明
- 4. 今後の進め方
- 5. その他
 - ・小森田委員からの説明
 - ・小松委員からの説明

平成29年

1月16日 安全保障と学術に関する検討委員会（第8回）

- 1. 審議経過の中間とりまとめについて
- 2. その他

2月4日 安全保障と学術に関する検討委員会（第9回）

- 1. 日本学術会議学術フォーラムについて
- 2. その他

2月15日 安全保障と学術に関する検討委員会（第10回）

- 1. 学術フォーラムについて
- 2. 残された論点について
- 3. その他

3月7日 安全保障と学術に関する検討委員会（第11回）

- 1. 意思の表出について
- 2. その他

4月13日 幹事会（第244回）

安全保障と学術に関する検討委員会 報告「軍事的安全保障研究について」について承認

<参考資料2>学術フォーラム開催

日本学術会議主催学術フォーラム 安全保障と学術の関係：日本学術会議の立場

◆日 時：平成29年2月4日（土）13:00～17:00 （開場：12:30～）

◆場 所：日本学術会議講堂
(地下鉄千代田線乃木坂駅5番出口すぐ・国立新美術館隣)

◆開催趣旨：

日本学術会議は1950年、1967年に「戦争を目的とする科学的研究」を行わないとの声明を発した。近年、軍事と学術が各方面で接近を見せる中、民性的な研究と軍事的な研究との関係をどうとらえるかや、軍事研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響などをめぐって審議すべく、「安全保障と学術に関する検討委員会」が設置された。同委員会の中間報告を受けて審議の状況等を紹介するとともに、内外から意見を聴取するため、学術フォーラムを開催する。

◆プログラム：

総合司会 大政 謙次（日本学術会議第二部会員、東京大学名誉教授、愛媛大学大学院農学研究科客員教授、高知工科大学客員教授）

13:00-13:05 開会挨拶

挨拶 大西 隆（日本学術会議会長・第三部会員、豊橋技術科学大学学長、東京大学名誉教授）

<第Iパート：委員会中間とりまとめの状況報告>

13:05-13:35 委員会中間とりまとめの状況報告

杉田 敦（日本学術会議第一部会員、法政大学法学部教授）

<第IIパート：日本学術会議の内外の意見>

進行 小松 利光（日本学術会議第三部会員、九州大学名誉教授）

13:35-13:50 学術がたどった歴史から学ぶ

兵藤 友博（日本学術会議第一部会員、立命館大学経営学部教授）

13:50-14:05 「学術研究のために」という視点

須藤 靖（日本学術会議第三部会員、東京大学大学院理学系研究科教授）

14:05-14:20 経営技術論的視点から見たデュアルユース

佐野 正博（日本学術会議連携会員、明治大学経営学部教授）

14:20-14:35 軍民両用（デュアルユース）研究とは何か—科学者の使命と責任について

福島 雅典（日本学術会議連携会員、財団法人先端医療振興財団臨床研究情報センター長
(兼)研究事業統括）

14:35-14:50 防衛技術とデュアルユース

西山 淳一（公益財団法人未来工学研究所 政策調査分析センター研究参与）

14:50-15:05 大学と軍事研究

根本 清樹（朝日新聞社論説主幹）

15:05-15:20 (休憩)

<第IIIパート：総合討論>

進行 杉田 敦（日本学術会議第一部会員、法政大学法学部教授）

15:20-16:55 総合討論

（学術フォーラム参加者と安全保障と学術に関する検討委員会委員による質疑応答）

16:55-17:00 閉会挨拶

挨拶 花木 啓祐（日本学術会議副会長・第三部会員、東京大学大学院工学系研究科教授）

17:00 閉会

提言等の提出チェックシート

このチェックシートは、日本学術会議において意思の表出（提言・報告・回答、以下「提言等」という）の査読を円滑に行い、提言等（案）の作成者、査読者、事務局等の労力を最終的に軽減するためのものです¹。

提言等（案）の作成者は提出の際に以下の項目を1～11をチェックし、さらに英文タイトル（必須）、英文アブストラクト（任意）、SDGsとの関連の有無（任意）を記載し、提言等（案）に添えて査読時に提出してください。

記入者（委員会等名・氏名）：

科学者委員会「軍事的安全保障研究声明に関するフォローアップ分科会」 佐藤岩夫

和文タイトル

「軍事的安全保障研究に関する声明」への研究機関・学協会の対応と論点

英文タイトル（ネイティヴ・チェックを受けてください）

Report on the Responses and Issues Raised by Research Institutions and Academic Societies to the Science Council of Japan's "Statement on Research for Military Security" (March 2017)

	項目	チェック
1. 表題	表題と内容は一致している。	1. <input checked="" type="checkbox"/> はい 2. <input type="checkbox"/> いいえ
2. 論理展開 1	どのような現状があり、何が問題であるかが十分に記述されている。	1. <input checked="" type="checkbox"/> はい 2. <input type="checkbox"/> いいえ
3. 論理展開 2	特に提言については、政策等への実現に向けて、具体的な行政等の担当部局を想定していますか（例：文部科学省研究振興局等）。	1. <input type="checkbox"/> はい 2. <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
4. 読みやすさ 1	本文は20ページ（A4、フォント12P、40字×38行）以内である。※図表を含む	1. <input checked="" type="checkbox"/> はい 2. <input type="checkbox"/> いいえ
5. 読みやすさ 2	専門家でなくとも、十分理解できる内容であり、文章としてよく練られている。	1. <input checked="" type="checkbox"/> はい 2. <input type="checkbox"/> いいえ
6. 要旨	要旨は、要旨のみでも独立した文章として読めるものであり2ページ（A4、フォント12P、40字×38行）以内である。	1. <input checked="" type="checkbox"/> はい 2. <input type="checkbox"/> いいえ
7. エビデンス	記述・主張を裏付けるデータ、出典、参考文献をすべて掲載した。	1. <input checked="" type="checkbox"/> はい 2. <input type="checkbox"/> いいえ

¹ 参考：日本学術会議会長メッセージ、「提言等の円滑な審議のために」（2014年5月30日）。
<http://www.scj.go.jp/ja/head/pdf/1>

8. 適切な引用	いわゆる「コピペ」（出典を示さないで引用を行うこと）や、内容をゆがめた引用等は行わず、適切な引用を行った。	1. はい 2. いいえ
9. 既出の提言等との関係	日本学術会議の既出の関連提言等を踏まえ、議論を展開している。	1. はい 2. いいえ
10. 利益誘導	利益誘導と誤解されることのない内容である。	1. はい 2. いいえ
11. 委員会等の趣旨整合	委員会・分科会の設置趣旨と整合している。	1. はい 2. いいえ

※9で「はい」を記入した場合、その提言等のタイトルと発出委員会・年月日、既出の提言等との関係、相違点等について概要をお書きください

- ① 日本学術会議、声明「軍事的安全保障研究に関する声明」、2017年3月24日
 ② 日本学術会議、安全保障と学術に関する検討委員会、報告「軍事的安全保障研究について」、2017年4月13日

本報告は、上記①（およびそれと一体をなす②）が、大学等研究機関および学協会でどのように受けとめられているのかの状況を調査し、そこから明らかとなる論点を整理することを通じて、軍事的安全保障研究に関する議論の参考に供することを目的とする。

※チェック欄で「いいえ」を選択した場合、その理由があればお書きください

「3.論理展開2」について「いいえ」を選択した理由：
 科学者コミュニティ、政府、社会に幅広く参照を求めたい。

◎ SDGs（持続可能な開発目標）との関連（任意）

以下の17の目標のうち、提出する提言等（案）が関連するものに○をつけてください（複数可）。提言等公表後、学術会議HP上「SDGsと学術会議」コーナーで紹介します。

1. () 貧困をなくそう
2. () 飢餓をゼロに
3. () すべての人に保健と福祉を
4. () 質の高い教育をみんなに
5. () ジェンダー平等を実現しよう
6. () 安全な水とトイレを世界中に
7. () エネルギーをみんなに、そしてクリーンに
8. () 働きがいも経済成長も
9. () 産業と技術革新の基盤をつくろう
10. () 人や国の不平等をなくそう
11. () 住み続けられるまちづくりを

12. () つくる責任つかう責任
13. () 気候変動に具体的な対策を
14. () 海の豊かさを守ろう
15. () 陸の豊かさも守ろう
16. (○) 平和と公正をすべての人に
17. () パートナーシップで目標を達成しよう

※「持続可能な開発目標（SDGs）」とは

2015年9月に国連総会が決議した「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が掲げた目標。

詳細は国連広報センターHPをご覧ください。

http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

提言等公表時のSDGs説明

この説明は、日本学術会議の意思の表出（提言・報告・回答、以下「提言等」という）を日本学術会議ホームページのSDGsコーナーで紹介し、多くの関係者の閲読を促進するためのものです。

提言提出時のチェックシートにおいてSDGsとの関連に記述した場合は、日本語紹介文と英文アブストラクトを記載し、提出してください。

記入者（委員会等名・氏名）：科学者委員会「軍事的安全保障研究声明に関するフォローアップ分科会」
佐藤岩夫

和文タイトル 「軍事的安全保障研究に関する声明」への研究機関・学協会の対応と論点

◎ SDGs（持続可能な開発目標）との関連

チェックシートで選択した項目に○をつけてください。

1. () 貧困 2. () 飢餓 3. () 健康 4. () 教育
5. () ジェンダー平等 6. () 安全な水 7. () エネルギー
8. () 経済成長 9. () 産業と技術革新 10. () 不平等
11. () まちづくり 12. () つくるつかう責任 13. () 気候変動
14. () 海の豊かさ 15. () 陸の豊かさ 16. (○) 平和と公正
17. () パートナーシップ

◎ 和文紹介文 200字以内

日本学術会議は、「軍事的安全保障研究に関する声明」（2017年3月）において、軍事的安全保障研究が学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることを確認し、大学等研究機関に対して軍事的安全保障研究の適切性を審査する制度の創設を、また、学協会等に対してガイドライン等の設定を求めた。本報告は、調査結果に基づき、「声明」への研究機関及び学協会の対応を明らか

にし、今後の議論に向けた論点を整理するものである。

◎ 英文アブストラクト 150 words 以内

In the “Statement on Research for Military Security” issued in March 2017, the Science Council of Japan affirmed that research for national security employing military measures (research for military security) that is conducted at research institutions, such as universities and national institutes, is in tension with the academic freedom and the sound development of science. This Statement requested research institutions to establish a system to review research proposals that might be used for military security research for their technological and ethical appropriateness, and academic societies to develop guidelines based on the characteristics of their respective disciplines and fields. This Report describes the responses of research institutions and academic societies to the “Statement on Research for Military Security”, based on the results of follow-up surveys, and considers key issues for further discussion.

◎ キヤッチフレーズ 20字以内

学術の健全な発展に向けて

◎ キーワード 5つ程度

軍事的安全保障研究に関する声明 研究審査制度 研究ガイドライン 学問の自由

学術の健全な発展